

城陽市緑の基本計画



『みんなで作ろう

人とみどりが輝くまち 城陽』



城陽市

はじめに



城陽市は、木津川の水辺や鴻ノ巣山、神社参道の樹木や青谷の梅林など多くの緑が存在する自然環境に恵まれたまちです。

本市におきましては、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画である「城陽市緑の基本計画」に基づき、緑に関する諸施策を進めているところであります。一方、環境問題や防災に対する意識の高まり、スポーツ・レクリエーションや自然とのふれあいなどへの市民ニーズの多様化、都市基盤整備の進捗など、緑を取り巻く環境は時代の流れとともに変化しています。このようなことから、本市のこれからの緑のあり方を示し、緑が有する機能を十分活用した総合的なまちづくりに取り組むため、この度「城陽市緑の基本計画」を改定いたしました。

新たな緑の基本計画では、「みんなでつくろう 人とみどりが輝くまち 城陽」を緑のまちづくりのテーマとし、市民・市民団体・事業者・市の協働による緑豊かな自然と調和した輝くまちづくりを進めていくこととしています。

城陽の貴重な緑を守り育て、未来を担う子どもたちに引き継いでいくため、緑のまちづくりを市民の皆さまと共に進め、第3次城陽市総合計画の基本構想に掲げる将来像「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」の実現に努めてまいりますので、皆さまのより一層のご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました、市民、市民団体、事業者の皆さまをはじめ、ご協力をいただきました関係者の皆さまに厚くお礼申し上げます。

平成25年（2013年）4月

城陽市長 橋本昭男

城陽市緑の基本計画 目次

序章 計画の目的と位置づけ

- (1) 緑の基本計画の目的 1
- (2) 緑の基本計画の位置づけ 1
- (3) 緑の基本計画の改定の流れ 2
- (4) 緑の基本計画の対象 2
- (5) 対象区域と地域の構成 3

第1章 まちの概況

- 1-1 自然環境 4
- 1-2 社会環境 7
- 1-3 都市の動向 11

第2章 緑の現況と課題

- 2-1 緑の現況 12
- 2-2 旧緑の基本計画（じょうよう みどり PLAN：平成12年策定）の総括 15
- 2-3 緑に関する市民の声 19
- 2-4 緑の課題 25

第3章 計画の基本方針

- 3-1 基本理念 27
- 3-2 緑の将来像 27
- 3-3 市民と協働で進める緑のまちづくり 33

第4章 計画の目標

- 4-1 計画のフレーム 34
- 4-2 計画の目標水準 35

第5章 緑の施策方針

- 5-1 施策の体系 40
- 5-2 基本方針1 受け継がれてきた緑を守り、次代へと継承します
（緑をまもる） 43
- 5-3 基本方針2 緑化に取り組み、まちいっぱいに花と緑を拓げます
（緑をふやす） 55
- 5-4 基本方針3 緑とふれあい心やすらぐ美しいまちと、
緑をいかした安全・安心なまちづくりを目指します（緑をいかす） 71
- 5-5 基本方針4 市民生活や生態系を考慮した水と緑のネットワークづくりを
進めます（緑をむすぶ） 81
- 5-6 基本方針5 緑を育てる心をはぐくみ、市民・市民団体・事業者・市が
協働して緑化を進めます（緑をあいする） 87

第6章 地域別の緑の保全・整備方針

6-1	北部地域	98
6-2	西部地域	101
6-3	今池地域	104
6-4	東部地域	107
6-5	南部地域	110
6-6	青谷地域	113
6-7	東部丘陵地域	116

第7章 緑化重点地区

7-1	緑化重点地区の設定	119
7-2	シビックゾーン	121
7-3	長池駅周辺ゾーン	124
7-4	工業・流通ゾーン	127
7-5	東部丘陵地整備ゾーン	130
7-6	新名神高速道路・沿道ゾーン	133

序章 計画の目的と位置づけ

(1) 緑の基本計画の目的

近年の環境問題への関心や自然とのふれあいなどへの市民ニーズの高まりに応え、良好な生活環境を形成し、また、生物の生息・生育環境を守り育むため、本市の“緑”に関する総合的な計画として、「城陽市緑の基本計画」を策定します。

本計画では、緑の将来像を定め、自然環境の保全から公園緑地の整備、その他の公共公益施設および民有地の緑化の推進に至るまで、本市の緑全般についての施策を定めており、緑の将来像の実現に向けては、市民・市民団体・事業者との協働で推進するものとします。

(2) 緑の基本計画の位置づけ

「緑の基本計画」とは、『都市緑地法第4条』に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことを指し、緑地の適正な保全および緑化の推進に関する施策等を総合的かつ計画的に進めるため、市町村において定めることができるとされています。

本市においては、平成12年3月に「城陽市緑の基本計画 —じょうよう みどり PLAN—」を策定しましたが、策定後12年が経過し、上位計画である「城陽市総合計画」、「城陽市都市計画マスタープラン」もこの間に改定されていることから、上位計画との整合および社会情勢の変化に対応した緑化施策を実施するため、この度「城陽市緑の基本計画」を改定することとしました。

城陽市緑の基本計画の都市計画上の位置づけを以下に示します。

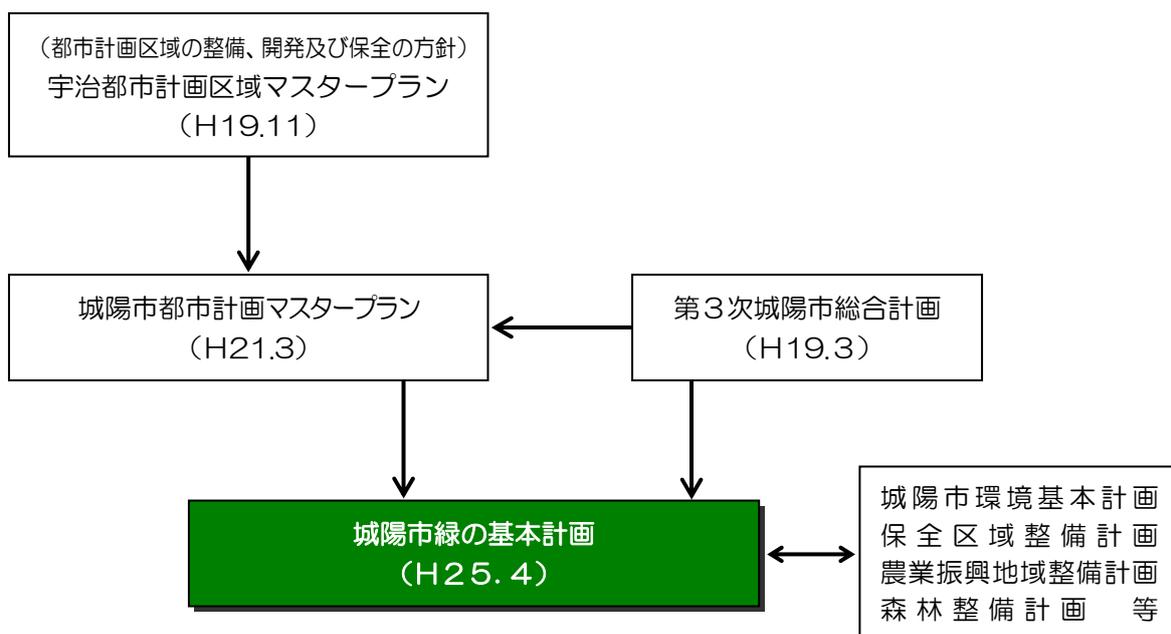


図0-1 緑の基本計画の位置づけ

(3) 緑の基本計画の改定の流れ

城陽市緑の基本計画の改定の流れを以下に示します。

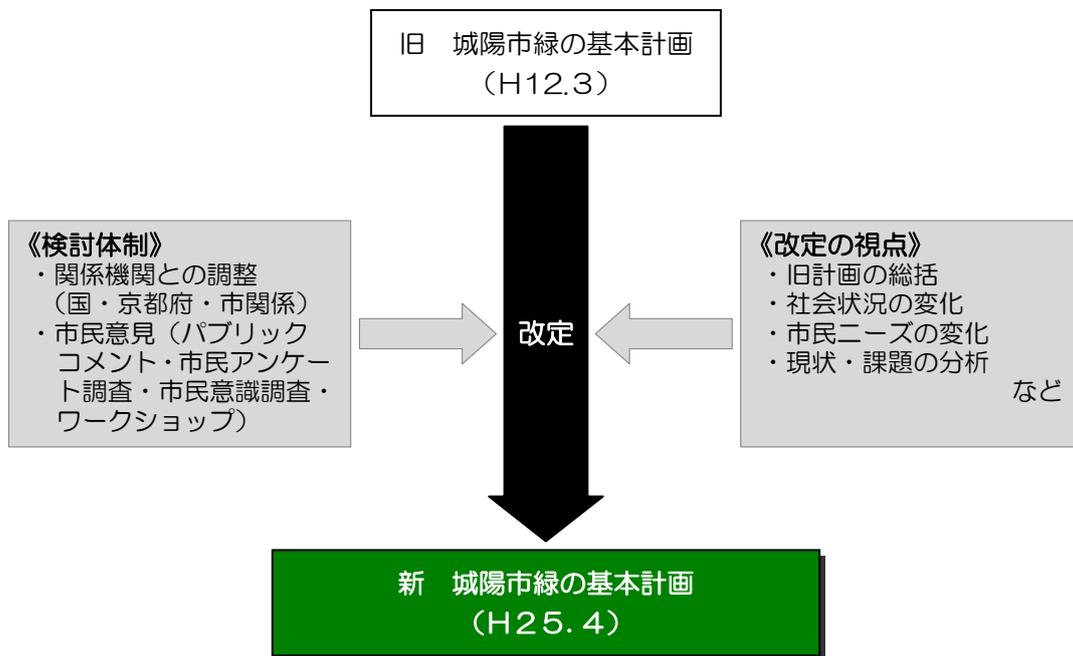


図0-2 緑の基本計画の改定の流れ

(4) 緑の基本計画の対象

本計画における“緑”とは、樹木や草花などの植物そのもの、植物で覆われている土地、河川やため池、広場、グラウンドなどのオープンスペース*を指します。

本計画で対象とする緑	
● 樹木・樹林地（森林、社寺林、名木・古木）	
● 農地、草地	
● 河川、水路、ため池などの水面・水辺	
● 公園緑地、広場	
● 街路樹	
● 公共公益施設の植栽地・グラウンド	
● 住宅、商業地、工業地など民有地の植栽地	等

《用語説明》

※オープンスペース：公園・広場・河川・農地など、建物によって覆われていない土地、あるいは敷地内の空地の総称。

(5) 対象区域と地域の構成

本計画の対象区域は城陽市の都市計画区域*（行政区域全域 3,274.0 ha）とします。

また、都市公園等を配置する基礎単位となる地域の構成は、既存のコミュニティセンターエリアを基本とした6つの地域に加え、東部丘陵地域を1つの地域として区分し、「地域区分図」に示すとおり7地域とします。なお、東部丘陵地内の山砂利採取跡地においては、東部丘陵地整備計画に基づく大規模な整備事業が進行していることから、事業区域を含む一帯を独立した1つの地域として区分し設定しています。

表0-1 地域構成

地域名称	面積 (ha)	現況人口 (H24)
北 部	256.0	14,047人
西 部	341.0	13,717人
今 池	243.0	8,218人
東 部	374.0	27,377人
南 部	298.0	9,490人
青 谷	736.0	5,671人
東部丘陵	1,026.0	639人
都市計画区域	3,274.0	79,159人

※現況人口はH24.4.1現在京都府推計人口調査より。

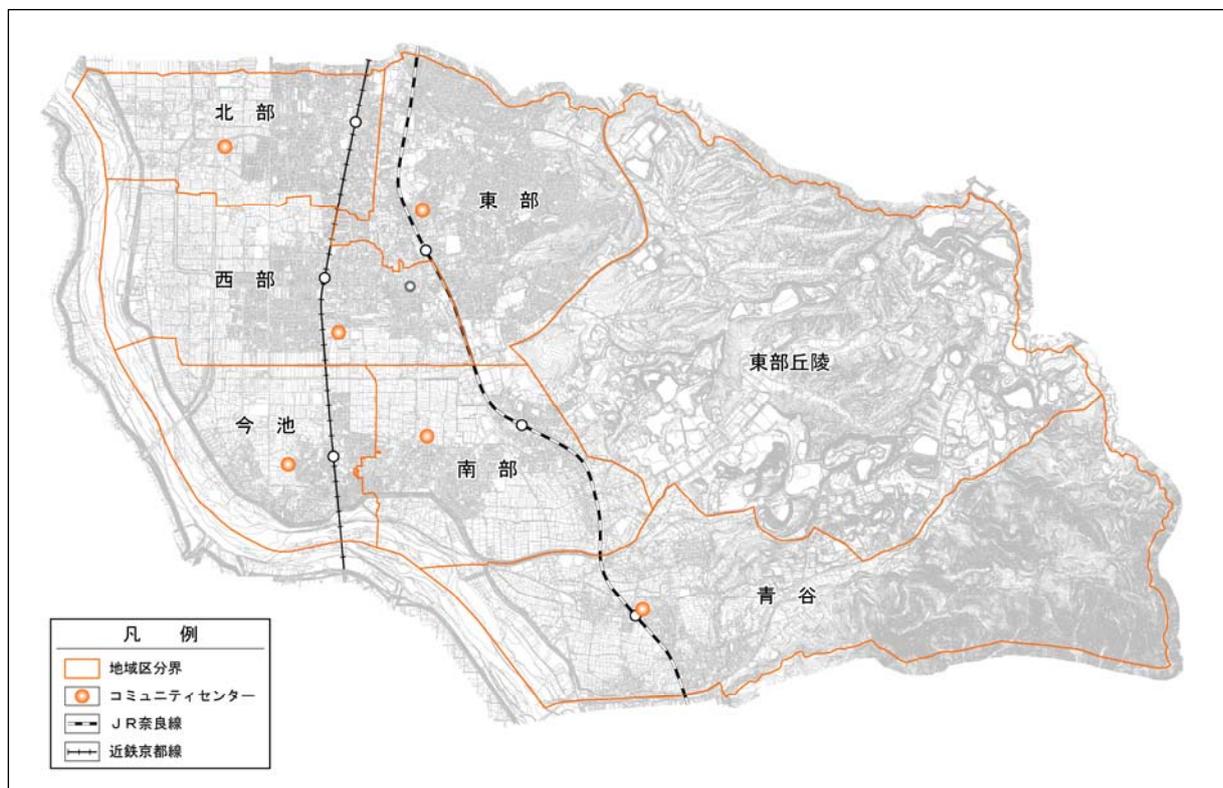


図0-3 地域区分図

《用語説明》

※都市計画区域：都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定する。

第1章 まちの概況

1-1 自然環境

(1) 気象

本市の気候は、晴天日数が多く比較的温暖であり、降水量が夏季に多く冬季に少ない瀬戸内型気候区の傾向を示す一方で、気温の年較差が大きいなど、盆地型気候の特徴も見られます。

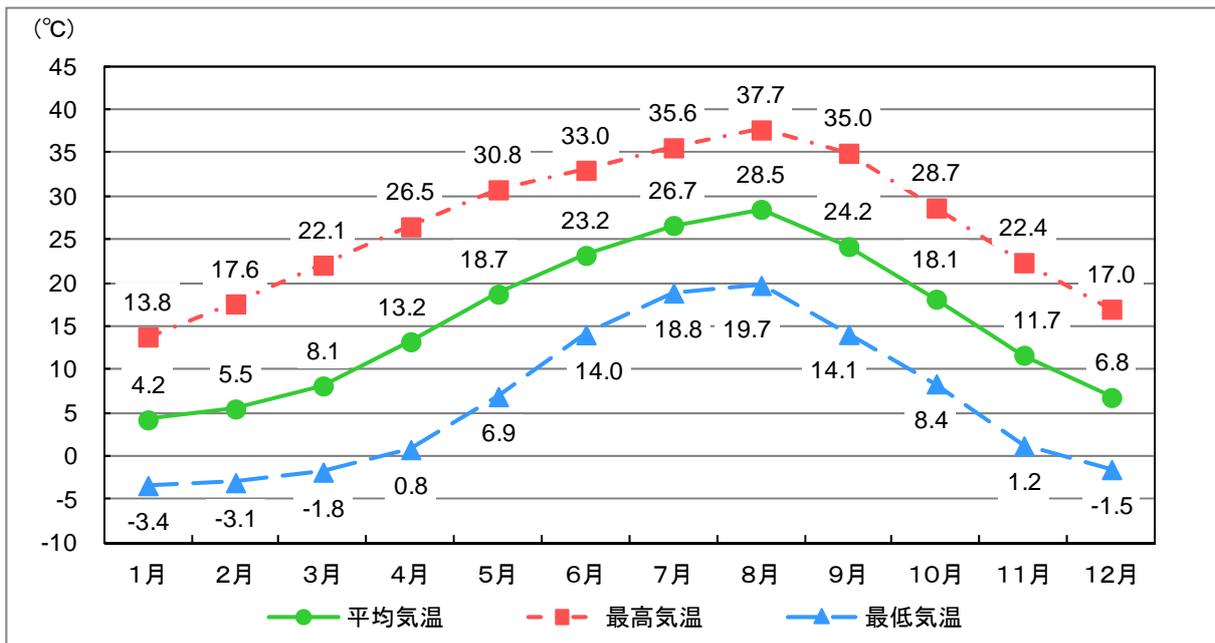


図1-1 気温 (H18~H22の平均) (資料:市消防本部)

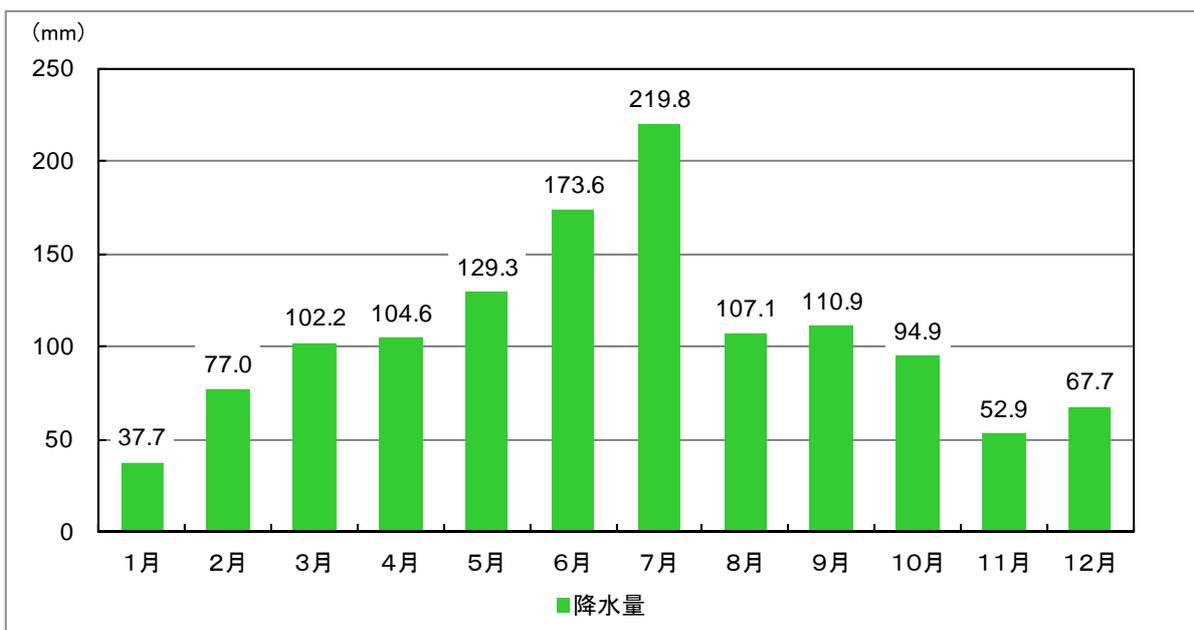


図1-2 降水量 (H18~H22の平均) (資料:市消防本部)

(2) 地形・水系

本市は、概ねJR奈良線を境とした西部の平坦地と東部の丘陵地、南東部の山地により構成されており、市域西端には地域の骨格を形成している木津川が北流しています。

地形・水系の特徴としては、木津川支流の長谷川・青谷川が「天井川※」であることが挙げられ、市内を東西に横断する堤が特徴的な景観を形成しています。

これらの河川を含め、本市には以下に示す一級河川4本、準用河川3本のほか、多数の普通河川が流れています。

表 1-1 城陽市の河川（資料：庁内資料）

一級河川（国土交通省）	・木津川
〃（京都府）	・古川、長谷川、青谷川
準用河川	・今池川、嫁付川、十六川

(3) 環境特性

本市に多数点在する遺跡・古墳には緑地を有するものが多く、歴史上、景観上の観点から重要な存在となっています。また、市内に立地する社寺についても建造物と一体となった良好な緑地を有するものがあり、過去この地域に広く分布していたと考えられるシイ、カシなどの常緑広葉樹林が鎮守の森を形成しています。

木津川には、国の天然記念物（「文化財保護法」）に指定されているコイ科のイタセンパラとその産卵に欠かせないイシガイが生息し、また、木津川一帯はスッポンの産卵場としても貴重な地域となっています。イタセンパラは全国でも富山平野、濃尾平野、淀川水系の一部でしか生息が確認されておらず、絶滅が危惧されています。

また、本市では国内希少野生動物種（「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」）に指定されているオオタカの生息が確認されています。

《用語説明》

※天井川：川床がそのまわりの土地よりも高くなっている河川。

(4) 景観特性

本市の景観の大きな特徴として、市域西端を縁取る木津川の堤防が挙げられます。木津川の堤防は、桜つつみなど連続する緑として本市のランドマークとなっているほか、堤防上から東に広がる市街地・丘陵地への景観、木津川特有の河川景観、さらには対岸の京阪奈丘陵への優れた眺望が広がる貴重なビューポイントにもなっています。

また、木津川支流の長谷川、青谷川は、いずれも竹林等の河辺林*をともなった天井川となっており、それぞれ地域特有の景観を醸し出しています。

市域北部の丘陵地には住宅地が広がっており、なだらかな斜面に広がる住宅地の景観が展開しています。また、これらの住居系市街地には東方向から鴻ノ巣山が張り出しており、住宅地内における一団の緑として、市街地の背景となる独特の緑の景観を形成しています。

《用語説明》

※河辺林：河川の周辺に繁茂する森林。

1-2 社会環境

(1) 人口

本市の人口は昭和30年代以降の宅地開発により急増していましたが、平成7年の85,398人をピークに減少に転じ、平成22年は80,037人となっています。

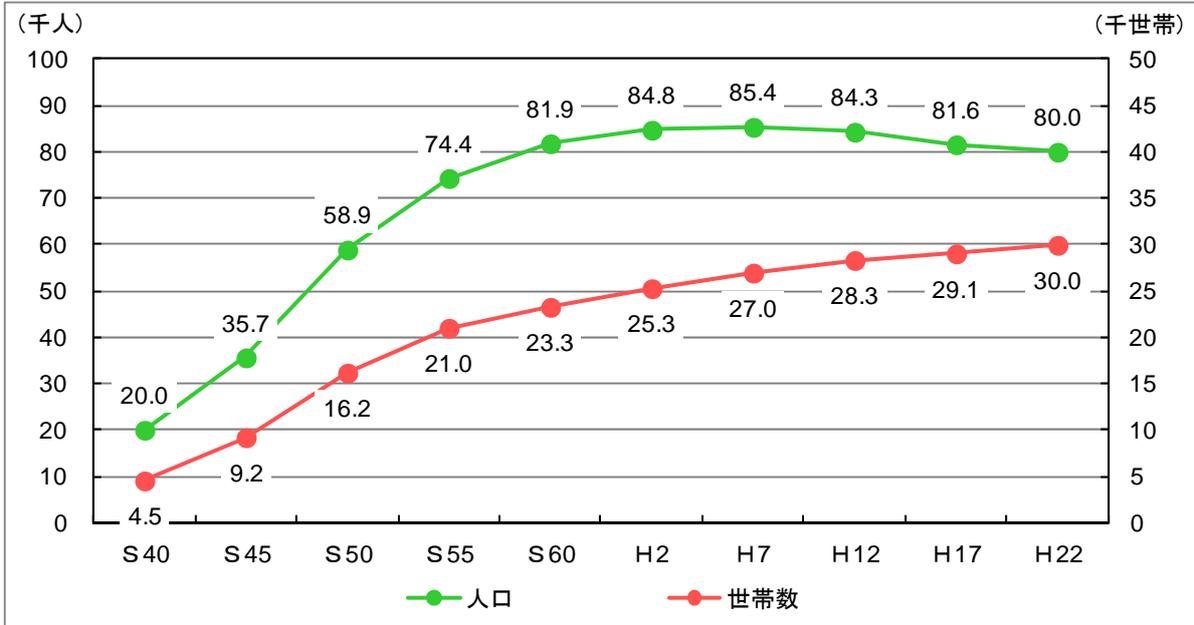


図1-3 人口・世帯数の推移 (資料：国勢調査)

また、全国的な傾向と同じく、一世帯あたり人員の減少が顕著であり、核家族世帯や単独世帯の増加が伺えます。

年齢層別の人口推移では、年少人口（15歳未満）および生産年齢人口（15歳～64歳）が減少傾向、高齢人口（65歳以上）は増加傾向にあり、高齢化が進行していることが伺えます。

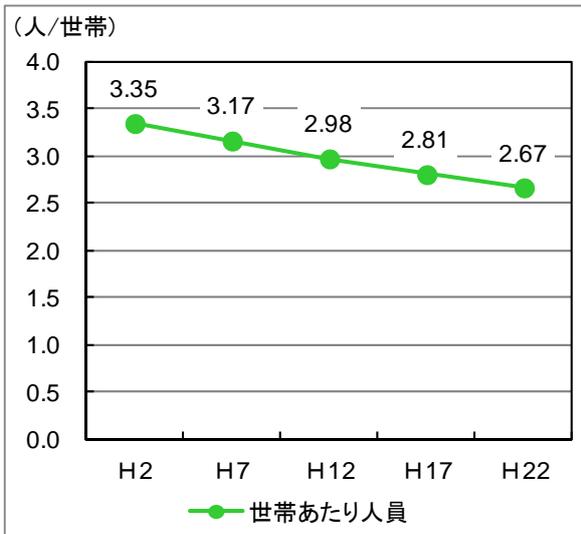


図1-4 世帯あたり人員の推移 (資料：国勢調査)

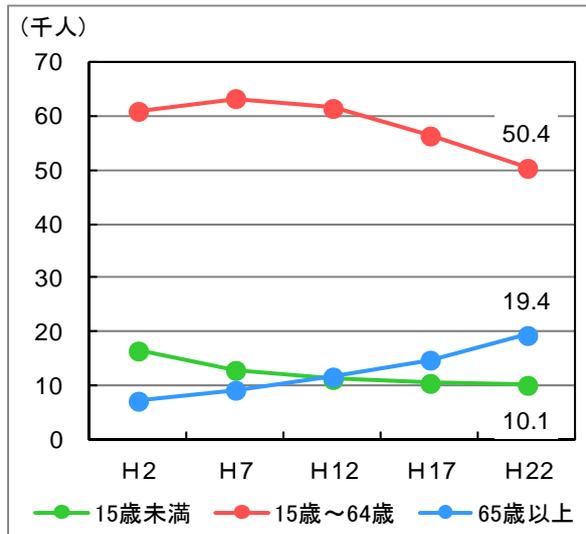


図1-5 年齢別人口の推移 (資料：国勢調査、年齢不詳を除く)

(2) 土地利用

①土地利用・市街地状況

本市の土地利用状況は、平野部に広がる農地と東部の山林の比率が高く、水面・その他の自然地とあわせた自然的土地利用の比率が市域の約 60%を占めています。

本市の市街地は、昭和 30 年代中ごろ以降の近鉄駅周辺や沿線部、東部の丘陵地における宅地開発に伴い拡大してきました。その後、昭和 60 年頃からは DID(人口集中地区)[※]面積の増加率も徐々に低下し、市街地の拡大は落ち着いたと考えられます。

本市の市街地の大半を占める住宅用地は、市域の約 13%を占めています。また、商業用地は小規模な店舗等が駅周辺に見られるほか、府道城陽宇治線などに沿道型の商業・業務施設が集積しています。工業用地については、幹線道路沿いや丘陵地等に立地しているのみで、まとまった工業地帯は形成されていない状況です。

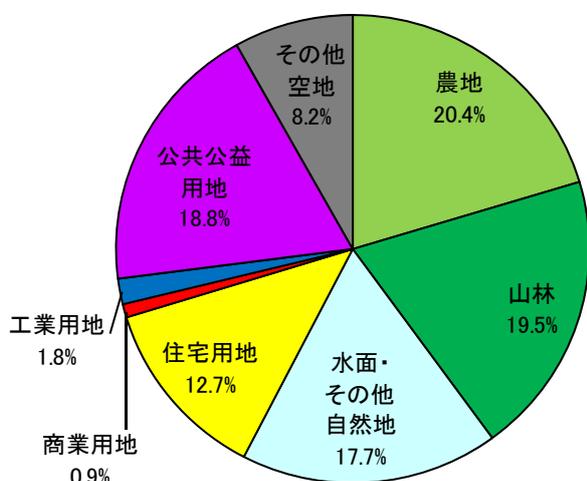


図 1-6 土地利用状況

(資料：H15 年度都市計画基礎調査)

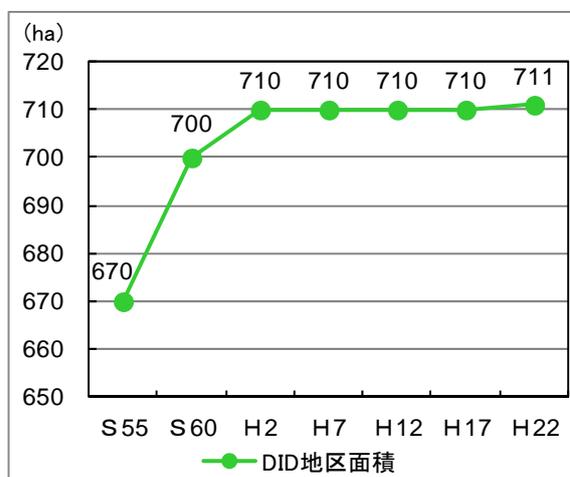


図 1-7 DID 地区面積の推移

(資料：国勢調査)

《用語説明》

※DID(人口集中地区)：国勢調査基本単位区等を基礎単位として、1)原則として人口密度が 4,000 人/km²以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2)それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域。

②土地利用規制

本市は市全域が都市計画区域 (3,274 ha) に指定されており、平成 24 年 4 月現在、770 ha (23.5%) が市街化区域[※]に指定されています。このうち、用途地域[※]の構成については住居系 697 ha (90.5%)、商業系 23 ha (3.0%)、工業系 50 ha (6.5%) となっており、ほとんどが住居系用途地域となっています。住居系市街地の中でも比較的新しい住宅地は第一種低層住居専用用途地域 (355 ha) に指定されており、市街化区域全体の 46.1%を占めています。

その他の土地利用規制としては、東部の樹林地の大部分が近郊緑地保全区域[※]に指定されているほか、一部が地域森林計画対象民有林[※]や保安林[※]として指定されています。また、平野部の市街化調整区域[※]に広がる農地は、一部が農業振興地域・農用地区域に指定されています。

(3) 交通

公共交通網は、JR奈良線と近鉄京都線が平行して市内を南北に縦断しており、京都・奈良間を結ぶ交通条件については恵まれています。

主要な幹線道路としては、市内を南北に縦断する国道24号と府道城陽宇治線、市域南部を東西に横断する国道307号が挙げられます。

なお、市内の交通基盤整備は東西方向の整備の立ち遅れが目立っていることから、現在都市計画道路塚本深谷線の整備を行っています。

周辺地域を含めた広域的な幹線道路網については、市内を通る国道24号、国道307号に加え、国道1号、京滋バイパス、京奈和自動車道、第二京阪道路により形成されています。さらに、新名神高速道路の整備によって広域ネットワークの拡充が図られようとしています。

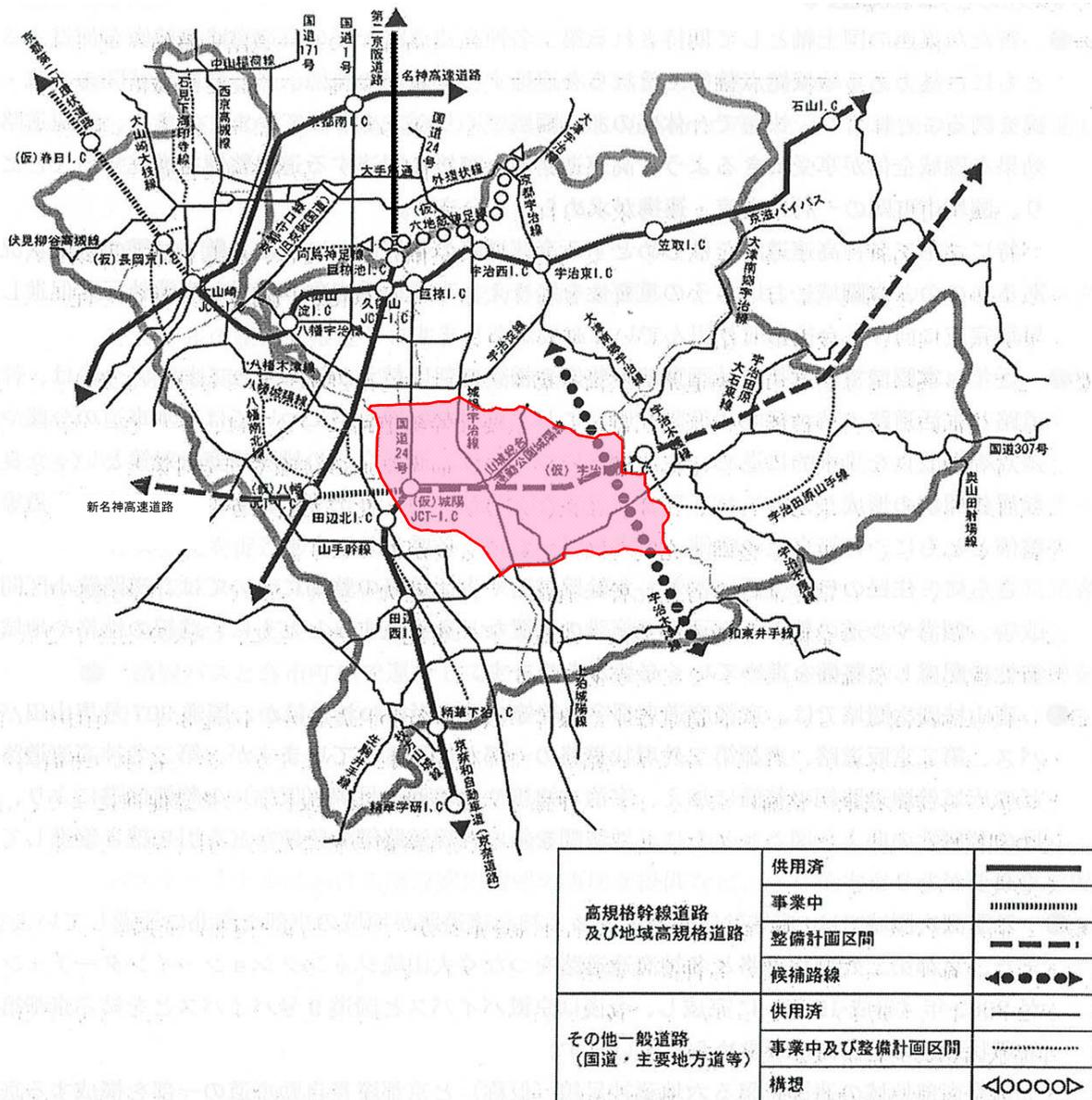


図1-8 主要道路網図

(4) 公共公益施設等

本市には、学校教育施設として、幼稚園（市立・私立）7園、小学校10校、中学校5校、高等学校2校、府立城陽支援学校が設置されています。

また、市内には保育園（市立・私立）が11ヶ所設置され、北部・西部・東部・青谷地域には老人福祉センターが立地しており、国道307号沿いには府立心身障害者福祉センター等の福祉施設が集中して立地しています。

地域ごとに6ヶ所のコミュニティセンターが設置されており、地域の文化拠点となっています。

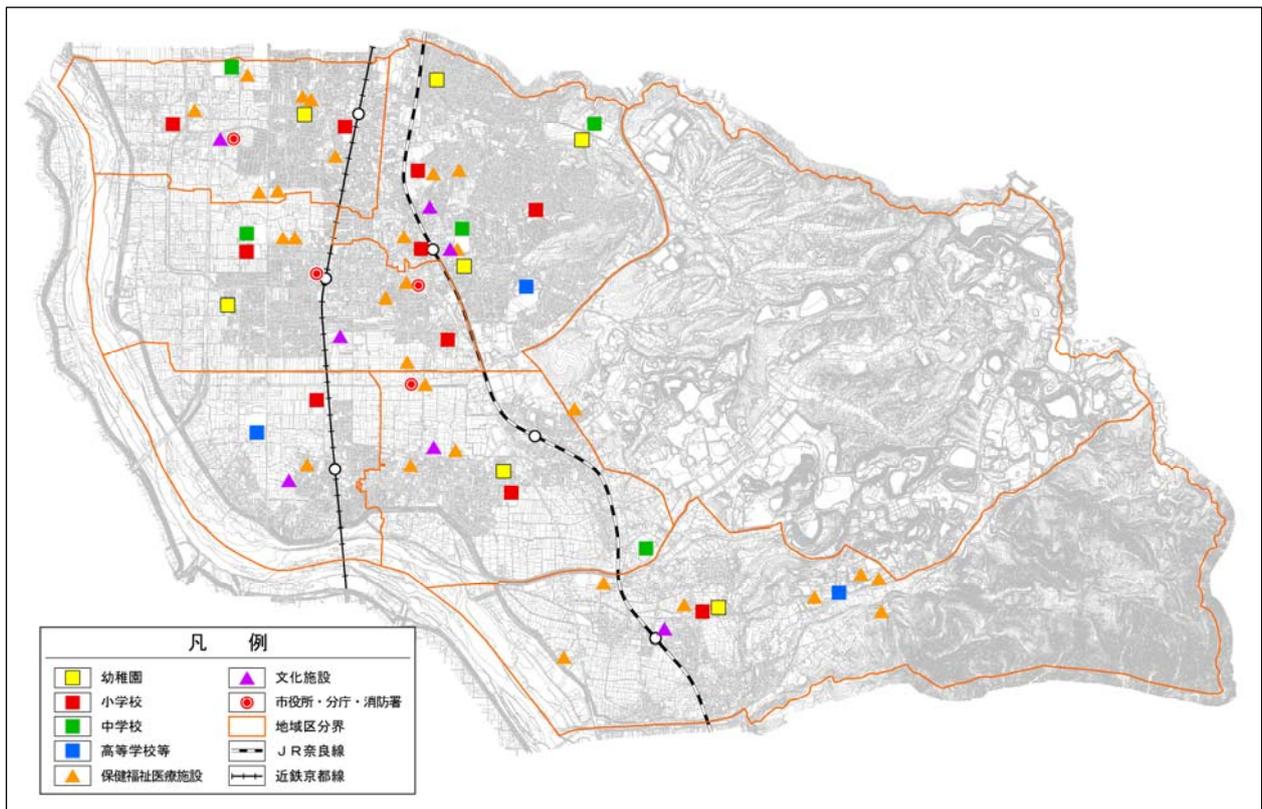


図1-9 主な公共公益施設等の分布

(資料：城陽市・京都府のホームページ（学校、幼稚園、保育園、文化コミュニティ、福祉保健）、城陽市統計書）

《用語説明》

- ※市街化区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域、および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
- ※用途地域：それぞれの土地利用にあった環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるよう、各地域にふさわしい建物の用途、形態などのルールを定めて、機能的で良好な都市環境をつくる制度。
- ※近郊緑地保全区域：近畿圏の保全区域の整備に関する法律により、無秩序な市街化の防止や、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地や観光資源等の保全などを目的として指定されるもの。
- ※地域森林計画：都道府県知事が全国森林計画に即して、民有林について森林計画区別に5年ごとに10年を一期としてたてる計画で、都道府県の森林関連施策の方向および地域的な特性に応じた森林整備および保全の目標等を明らかにするとともに、市町村がたてる森林整備計画の指針となるもの。
- ※保安林：水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。
- ※市街化調整区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

1-3 都市の動向

本市では、新たな国土軸となる新名神高速道路の整備が平成 35 年度竣工を目指して進められており、近畿圏はもとより国土レベルの交通の要衝として都市機能の集積が期待されます。

また、本市のまちづくりにおいて重要な整備事業となる東部丘陵地内の山砂利採取跡地利用については、「城陽市東部丘陵地整備計画」において整備の基本方針、土地利用計画が示されており、新名神高速道路と連携した研究・工業・住宅・福祉等の機能の配置など、第3次城陽市総合計画や城陽市都市計画マスタープランの将来都市構造においても、新たな都市核に位置づけています。

さらに、現在整備中の木津川右岸運動公園（仮称）は、近隣の城陽市総合運動公園と一体化した、本市のスポーツ・レクリエーション機能の中核施設として利用されることが期待されます。

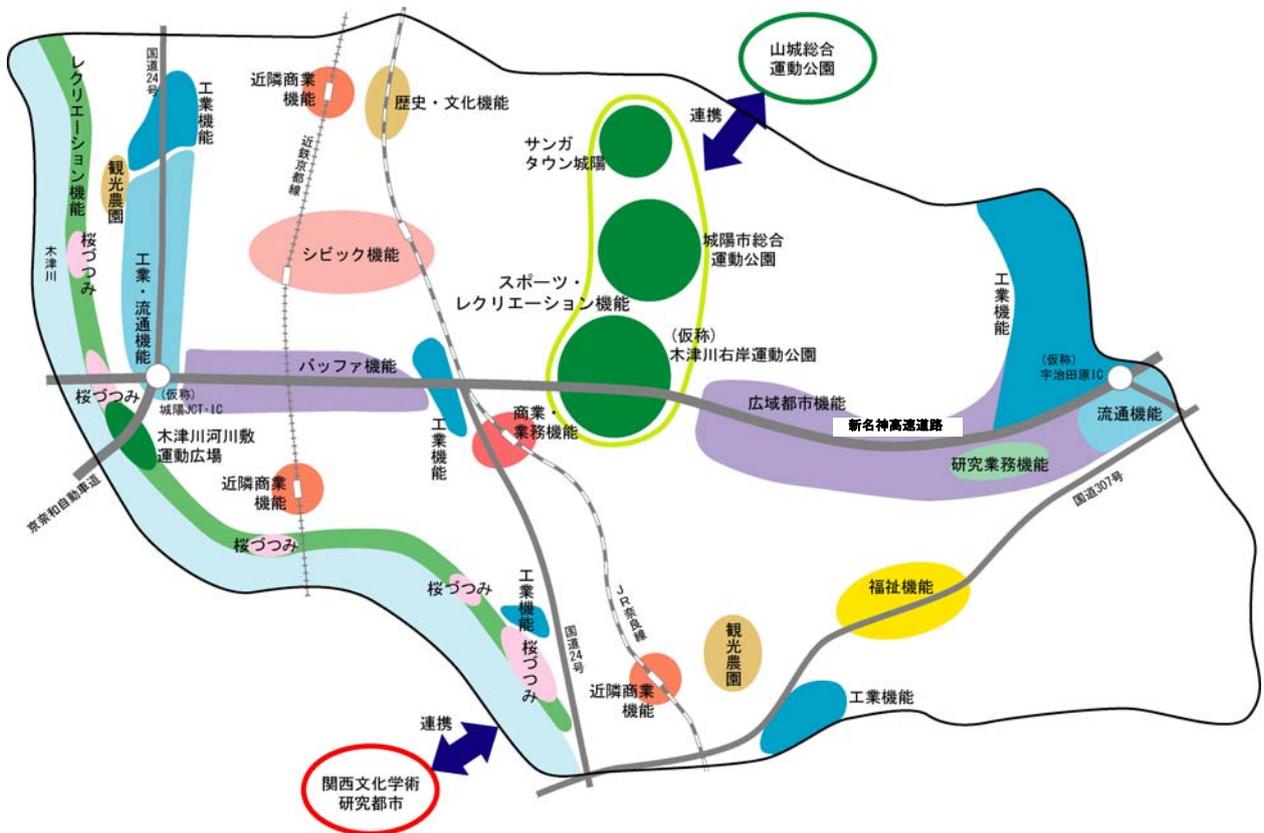


図 1-10 都市機能配置図（第3次城陽市総合計画）

第2章 緑の現況と課題

2-1 緑の現況

(1) 緑の特性

本市におけるまとまった緑は丘陵地・山地の緑であり、アカマツ、クヌギ、コナラ等の二次林※、スギ、ヒノキ等の人工林などが主体となっています。自然林は少なく、広くこの地域に分布していたと考えられるシイ等の常緑広葉樹林は神社等に残存する程度となっていますが、水度神社の参道は、常緑広葉樹を中心とする樹木により“緑のトンネル”が形成され、特徴ある緑の空間となっています。また、水度神社と一体化し、住居系市街地に張り出している鴻ノ巣山は、クヌギ、コナラなどを主体とする市街地周辺におけるまとまりのある貴重な緑となっています。

木津川河川敷には竹林、雑木林や茶畑などの緑に加え、セイタカヨシ群落などの自然度の高い緑が点在しているとともに、木津川堤防の一部で桜つつみの整備が行われており、新しい都市環境・景観として特色ある緑地空間が形成されています。

木津川支流の長谷川および青谷川は、竹等の河辺林を有する天井川であるとともに、本市の緑の骨格を形成する「木津川」と「丘陵地」「山地」を結ぶ緑の軸となっています。

市城南側には「本市の木」であり、観光資源となっている青谷梅林が広がっており、特色ある景観を形成しています。

本市にはその地理的特性等から、良好な植生を保持する古墳・社寺等の歴史的資源が豊富に存在し、これらは市民に親しまれるオープンスペースとなっています。

また、歴史的資源を結びつける“みち”として、「城陽市緑と歴史の散歩道」における“歴史のみち”“花のみち”“緑のみち”“水辺のみち”“ゆとりのみち”や、本市、井手町、木津川市を結ぶ散策道として「山背古道」が位置づけられており、市民の余暇の充実や観光ルート・観光エリアの形成による来訪者への案内に寄与しています。

《用語説明》

※二次林：原生林が伐採や災害によって破壊された後、自然に、または人為的に再生した森林。

(2) 緑の量

本市における現況緑被率^{*}は 63.5%です。市域の約3分の2が山林、農地、公園緑地等の緑被地となっています。

市街化区域における緑被率は 20.5%です。このうち、「山林原野」が 34.1% (53.7 ha)、「農地・採草地」が 28.6% (45.1 ha) となり、市街化区域の緑被地の過半を占めています。

市街化調整区域における緑被率は 76.8%です。このうち、「山林原野」が 58.3% (1120.4 ha)、「農地・採草地」が 32.1% (617.5 ha) となり、市街化調整区域の緑被地の大部分を占めています。

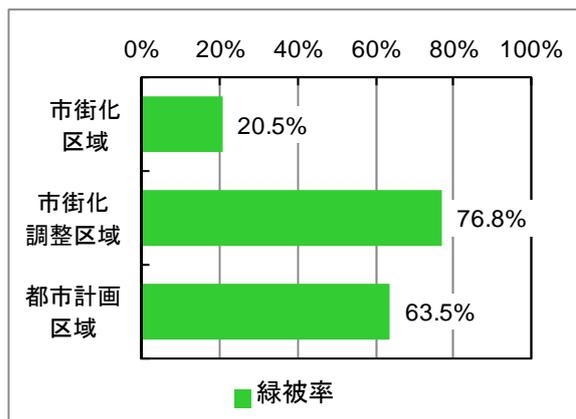


図 2-1 現況緑被率

※平成 15 年度都市計画基礎調査の結果をもとに、市街化区域および緑被地の見直しを実施。以下、図 2-2 および図 2-3 についても同じ。

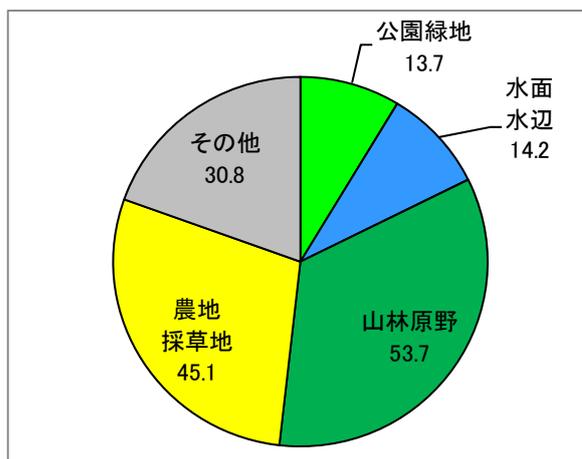


図 2-2 市街化区域における緑被地の内訳

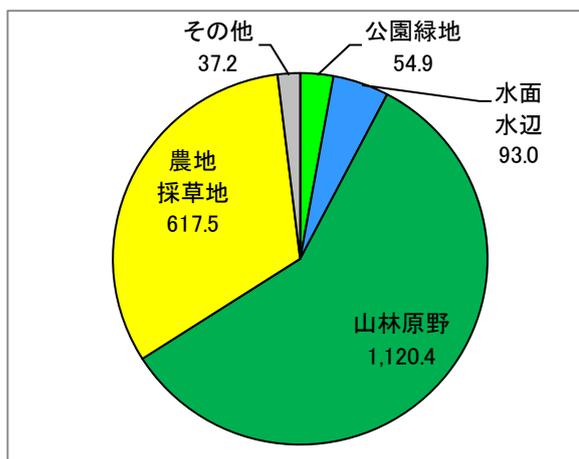


図 2-3 市街化調整区域における緑被地の内訳

《用語説明》

※緑被率：区域に占める緑被地の割合。緑被地は樹林地・草地・農地・水辺・公園緑地など植物の緑で覆われた土地、もしくは緑で覆われていなくとも自然的環境の状態にある土地のこと。

(3) 地域の緑の概況

～北部地域～

北部地域に配置されている都市公園面積および1人あたりの都市公園面積はそれぞれ約1.03 ha、約0.7 m²と、すべての地域の中で最も低い水準となっています。

また、水や緑などの自然環境の豊かさに満足している市民の割合は市全体の平均を下回っています。

～西部地域～

西部地域には街区公園※のほか、桜つつみ寺田緑地のまとまった緑が配置されていますが、1人あたりの都市公園面積は約1.7 m²となっており、他地域と比べ低い水準となっています。

また、自然環境の豊かさに満足している市民の割合は市全体の平均を下回っています。

～今池地域～

今池地域には木津川沿岸に、木津川河川敷運動広場や桜つつみ枇杷庄緑地、桜つつみ水主緑地のまとまった緑が配置されており、1人あたりの都市公園面積は約7.5 m²と、他地域と比べ高い水準となっています。しかし、街区公園の水準は比較的低くなっています。

今池地域においては、自然環境の豊かさに満足している市民の割合は、市全体の平均を上回っています。

～東部地域～

最も人口の多い東部地域にはすべての地域で最多となる都市公園が配置され、また、城陽市総合運動公園（北側レクリエーションゾーン）のまとまった緑が配置されており、1人あたりの都市公園面積は約5.3 m²となっています。

自然環境の豊かさに満足している市民の割合は比較的高いですが、寺田小学校区域では市全体の平均を下回っています。

～南部地域～

南部地域には街区公園のほか、桜つつみ富野緑地のまとまった緑が配置され、1人あたりの都市公園面積は約2.2 m²となっています。

また、自然環境の豊かさに満足している市民の割合は比較的高くなっています。

～青谷地域～

青谷地域には街区公園のほか、桜つつみ奈島緑地のまとまった緑が配置され、1人あたりの都市公園面積は約4.1 m²となっています。

自然環境の豊かさに満足している市民の割合は、すべての地域で最も高くなっています。

～東部丘陵地域～

東部丘陵地域は最も人口が少なく、街区公園の箇所数・面積とも最も少ない水準ですが、城陽市総合運動公園（南側スポーツゾーン）のまとまった緑が配置されています。

また、現在木津川右岸運動公園（仮称）の整備や「東部丘陵地整備計画」に基づいた整備が進められています。

《用語説明》

※街区公園：もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。

[市民アンケート調査の結果については19ページ参照]

2-2 旧緑の基本計画（じょうよう みどり PLAN:平成12年策定）の総括

基本方針	基本施策	具体的な施策と評価
緑を まもる	森林環境の 保全	<p>【緑地保全地区の指定】◎ 水度神社から鴻ノ巣山一帯の樹林地を緑地保全地区として指定し、今後もまちの緑のシンボルとして後世にわたり守り育てることが望ましいと考えています。</p> <p>【市民の森の設置】△ 市民緑地制度（樹林地を市等が借り上げ、緑地等を公開する制度）の活用を検討していますが、整備・管理の主体や財政面の課題があります。</p>
	樹木・樹林の 保全・保護	<p>【保存樹・保存樹林等の指定】◎ 平成12年度より「名木・古木の認定及び保全事業」に取り組んでおり、40本（H23）を認定しています。</p> <p>【保存樹林地の買い取り】△ 土地の買い入れおよび維持・管理する財政上の課題があり、未実施です。</p> <p>【緑のパトロール制度の創設】◎ 名木・古木の定期点検を年2回（夏季と冬季）実施しています。今後は、公共施設の緑やまちの緑の状況に対する点検制度の確立、市民との協働による緑のパトロール制度の確立が課題となります。</p> <p>【樹木・樹林の保護・育成】◎ 名木・古木に認定されている樹木を守るため、名木・古木保全事業を実施しており、診断・治療方法のアドバイス、治療等の保全事業への補助を行っています。また、松・ナラについては、森林病害虫の早期駆除や被害防止に努めています。</p> <p>【グリーンバンク制度の充実】◎ グリーンバンク制度により、家庭で不要となった樹木の市民への斡旋や公共施設等への寄付の受け入れを行っています。</p> <p>【生け垣の保護】△ 既存の生け垣に対する保護制度は実施しておりません。生け垣設置費助成制度の見直しとあわせて、今後の実施について検討が必要です。</p> <p>【樹木医の活用制度の創設】◎ 名木・古木アドバイザーを認定し、名木・古木の実地調査や診断・治療方法等のアドバイスをしています。</p>
	農地の保全	<p>【生産緑地地区の指定】◎ 平成22年度時点で81地区13.56haを生産緑地地区に指定していますが、高齢化や農業後継者の不足により、適切な保全が図りにくくなってきています。</p> <p>【梅林・しょうぶ田等の保全】◎ 平成21年度～23年度にかけて、梅の郷青谷づくり事業に取り組み、平成24年3月には梅の郷青谷整備計画を策定しました。また、関連団体への補助により梅林や花きの生産振興・保全を図っています。</p> <p>【市民農園の設置】◎ 遊休農地等を市民農園、シルバー農園および親子ふれあい農園として開設し、遊休農地の解消に努めるとともに、市民が緑に触れる機会を提供し、農地の有効活用を努めています。</p>
	歴史遺産の 保全	<p>【遺跡の公園化】◎ 史跡芝ヶ原古墳の史跡公園整備に取り組んでいます。</p>
緑を ふやす	新市街地における緑の 確保	<p>【計画的な市街地開発による緑の確保】◎ 旧計画策定以降、平成23年度末時点で2つの地区計画制定により緑化の誘導・促進を図っています。一方、建築協定や緑地協定の締結地区はありません。</p>

◎：既の実施している事業 ○：実施の予定がある事業 △：未実施の事業

基本方針	基本施策	具体的な施策と評価
		<p>【山砂利採取跡地の整備】○ 東部丘陵地整備計画では環境回復・防災対策の早期実現に向け、関係法令に基づく公園・緑地の創出・保全や造成森林の配置等の方針を定めています。現在、実施に向けた取り組みを進めています。</p>
	公園・緑地の計画的配置と機能の充実	<p>【小公園・小広場の整備】◎ 古川親水広場が平成 20 年に完成し、長池駅木津川右岸運動公園線・東城陽線でポケットパークを設置する予定です（平成 24 年度完成予定）。</p> <p>【都市公園の新設】◎ 近年、市の事業として街区公園の整備は行っていませんが、開発行為に伴う街区公園の整備が行われています。</p> <p>【既設公園のリニューアル】◎ 街区公園についてはバリアフリー化等のリニューアルを行っています。</p> <p>【都市公園の緑化】◎ 花いっぱい運動と連動した緑化が行われています。一方、樹木が成長することで周囲に悪影響を及ぼし、伐採要望が出されていることが課題となっています。</p> <p>【新設道路（幹線道路）の緑化】○ 平成 12 年からの実績はありませんが、今後、長池駅木津川右岸運動公園線および塚本深谷線の整備に伴う道路緑化を予定しています。</p> <p>【コミュニティ道路・シンボルロードの活用】◎ シンボルロードの活用として、水度神社参道（緑の象徴軸）の歩道が平成 22 年度に完成しています。コミュニティ道路については市街地整備等の面整備と合わせて検討することが必要です。</p>
緑をふやす	道路・河川の緑化と機能の充実	<p>【既設道路の緑化】△ 既存街路樹の剪定や枯枝枯木の伐採、捕植による管理を行っています。既存道路の緑化については、通行の安全確保に配慮した緑化を行うことが必要であり、市街地環境や防災の観点から今後も継続して取り組む必要があります。</p> <p>【駅前広場等の整備に伴う緑化】◎ 寺田駅前まちづくり協議会が寺田駅前広場の植樹帯で花いっぱい運動による花の植替えと花壇の維持管理を行っています。また、長池駅木津川右岸運動公園線の北口交通広場にて緑化を予定しています。</p> <p>【高規格幹線道路及び周辺の緑化の要請】◎ 新名神高速道路の事業主体である NEXCO 西日本に対し、法面の植栽方法等について要望を行っています。</p> <p>【緑と水辺のやすらぎ回廊の整備推進】◎ 桜づつみは、事業区間約 2.7 kmのうち、約 2.1 kmが完成し、供用しています。未整備の 0.6 kmは新名神高速道路との調整や事業費が課題となっています。</p> <p>【河川改修に伴う緑化】◎ 河川改修に伴い、多自然型護岸整備（準用河川今池川で一部施工）および古川親水広場の整備を行っています。</p>
	公共公益施設の特徴ある緑化	<p>【官公庁施設の緑化】◎ 市庁舎やコミュニティセンター、保健・福祉施設等において、樹木剪定等の維持管理、敷地周囲の植栽、市民団体等による花いっぱい運動支援などを行っています。しかし、敷地スペース等により新たな植栽ができないといった課題もあります。</p> <p>【教育施設等の緑化】◎ 幼稚園・小中学校における維持管理について、剪定を 3 年で一巡できる体制にしています。また、保育園においては、花壇等を整備し、花木の維持管理を行っています。</p>

◎：既に実施している事業 ○：実施の予定がある事業 △：未実施の事業

基本方針	基本施策	具体的な施策と評価
	民有地の緑化	<p>【民間公益施設の緑化】◎ 花いっぱい運動を実施しており、利用する団体が年々増加しています。</p> <p>【地区計画の促進】◎ 旧計画策定以降、平成 23 年度末時点で 2 つの地区計画制定により緑化の誘導・促進を図っています。</p> <p>【建築協定の促進】△ 開発指導要綱に基づく指導を行っていますが、締結地区はありません。</p> <p>【緑地協定の促進】△ 緑化協定推進要綱は現在廃止されており、締結地区はありません。</p> <p>【生け垣の推進】◎ 生け垣設置費助成を実施していますが、利用者数の減少、制度の周知等が課題となっています。</p> <p>【面的整備事業に伴う緑化】△ 過去 5 年間で面的整備事業の実績はありません。今後、市街地再開発事業等の面的整備事業を実施する場合は、緑化についても検討する必要があります。</p> <p>【商店街の緑化】・【工場の緑化】△ 市の事業としての実績はありません。</p>
緑をいかす	レクリエーション機能の充実	<p>【都市公園機能の充実】◎ 街区公園についてはバリアフリー化等のリニューアルを行っています（再掲）。</p> <p>【「緑と歴史の散歩道」の修景整備】◎ 「緑と歴史の散歩道」のルート上にある「史跡芝ヶ原古墳」の整備や「山背古道」のサイン整備を実施しています。</p>
緑をいかす	防災機能の充実	<p>【公共施設の防災緑化】◎ 市庁舎やコミュニティセンター、保健・福祉施設等において、樹木剪定等の維持管理、敷地周囲の植栽、市民団体等による花いっぱい運動支援などを行っています。</p> <p>【防災に配慮した道路緑化】○ 現状の街路樹の維持管理を行っています。また、長池駅木津川右岸運動公園線および塚本深谷線で道路緑化を予定しています。</p>
緑をいかす	緑による景観形成	<p>【景観に関する規制・条例等の制定】△ 景観施策の方向性が定まっていないため、取り組みは実施していません。</p> <p>【環境保全関連施策との連動】◎ 環境基本計画における「身近に自然を感じられる緑の確保」の取り組みの 1 つとして、市・市民・市民団体等が協力して花いっぱい運動を展開しています。</p>
緑をいかす	農地等の活用	<p>【観光農園・貸し農園等への活用】◎ 遊休農地等を市民農園、シルバー農園および親子ふれあい農園として開設し、遊休農地の解消に努めるとともに、市民が緑に触れる機会を提供し、農地の有効活用に努めています。（再掲）</p>
緑をむすぶ	緑のネットワークの強化	<p>【「緑と歴史の散歩道」の緑化推進】△ 「緑と歴史の散歩道」を平成 7 年度に整備して以来、埋込サインの修繕等により歩行者ネットワークの充実に取り組んでいます。また、「山背古道」のサイン整備にも取り組んでいます。</p> <p>【道路・河川の緑化推進】◎ 古川親水広場が平成 20 年に完成し、今後は、長池駅木津川右岸運動公園線および塚本深谷線で道路緑化を予定しています（再掲）。</p> <p>【水と緑のネットワーク整備計画の作成】△ 方向性が定まっておらず、実施していません。</p>

◎：既の実施している事業 ○：実施の予定がある事業 △：未実施の事業

基本方針	基本施策	具体的な施策と評価
	ビオトープ・ネットワークの形成	<p>【ビオトープネットワークプランの作成】△ 方向性が定まっておらず、実施していません。</p>
緑を あいする	市民参加の促進	<p>【緑化推進団体の組織化と育成】◎ 緑化まつりへの参画団体や、みどりのまちづくり基金を活用した緑化推進・保全団体が増加しつつあり、緑に関する市民団体の活動は広がりを見せています。</p> <p>【緑の協力員の育成】◎ NPO が主催する環境ボランティア養成講座の後援をしています。</p> <p>【市民参加による公園緑化】◎ 公園の日常管理（清掃や簡単な安全チェック）等を地元自治会や子供会に依頼していますが、自治会員の減少により、管理依頼を受けてもらえない例が出てきていることが課題となっています。</p> <p>【花いっぱい運動の実施】◎ 花いっぱい運動の支援箇所が増加しており、市民との協働による緑化活動の取り組みが広がっています。</p> <p>【生涯学習等における緑の学習の展開】◎ 各コミュニティセンターにて、家庭菜園など緑化に関する教室を開催しています。</p> <p>【名木・古木の選定】◎ 平成12年度より「名木・古木の認定及び保全事業」に取り組んでおり、40本（H23）を認定しています（再掲）。</p>
	緑化意識の高揚	<p>【緑化マニュアルの作成】△ 方向性が定まっておらず、実施していません。</p> <p>【緑の表彰制度の制定】△ 緑化まつりにて小学生の絵画や作文、緑のメッセージを展示し、表彰は行っていませんが、小学生が緑と向き合う機会の創出および緑化意識の高揚を促進しています。</p> <p>【行事（イベント）の開催】◎ 「緑化まつり」や「グリーンカーテン教室」を実施しており、参加者数が年々増加するなど、市民の緑化意識の向上に繋がっています。</p> <p>【広報活動の推進】◎ 緑に関する制度等を市HPや広報で紹介するとともに、名木・古木パンフレットの作成・配布を行っています。</p> <p>【緑に関する相談・指導活動の推進】◎ 緑の相談を実施しており、電話相談の他、来庁による相談、出張相談を受け付けています。毎年200件程度の相談があり、市民ニーズは高いと考えられます。</p> <p>【苗木等の配布】◎ 結婚・誕生記念樹の配布を実施していますが、近年交付率は減少しているため、利用者ニーズを踏まえた樹種選定等の再検討が課題となっています。</p>
	緑化推進の基盤づくり	<p>【緑化推進条例の制定】◎ 緑化関係の要綱等を制定しています。今後は、それらが社会状況や環境の変化、時代ニーズに適合しているか、随時見直す必要があります。</p> <p>【緑化推進担当組織の充実】△ 方向性が定まっておらず、実施していません。</p> <p>【緑化推進基金の運用】△ 主に公共施設の緑化維持管理に充てるための基金取り崩しが続いたことにより、基金は既に底をついている状況です。</p>

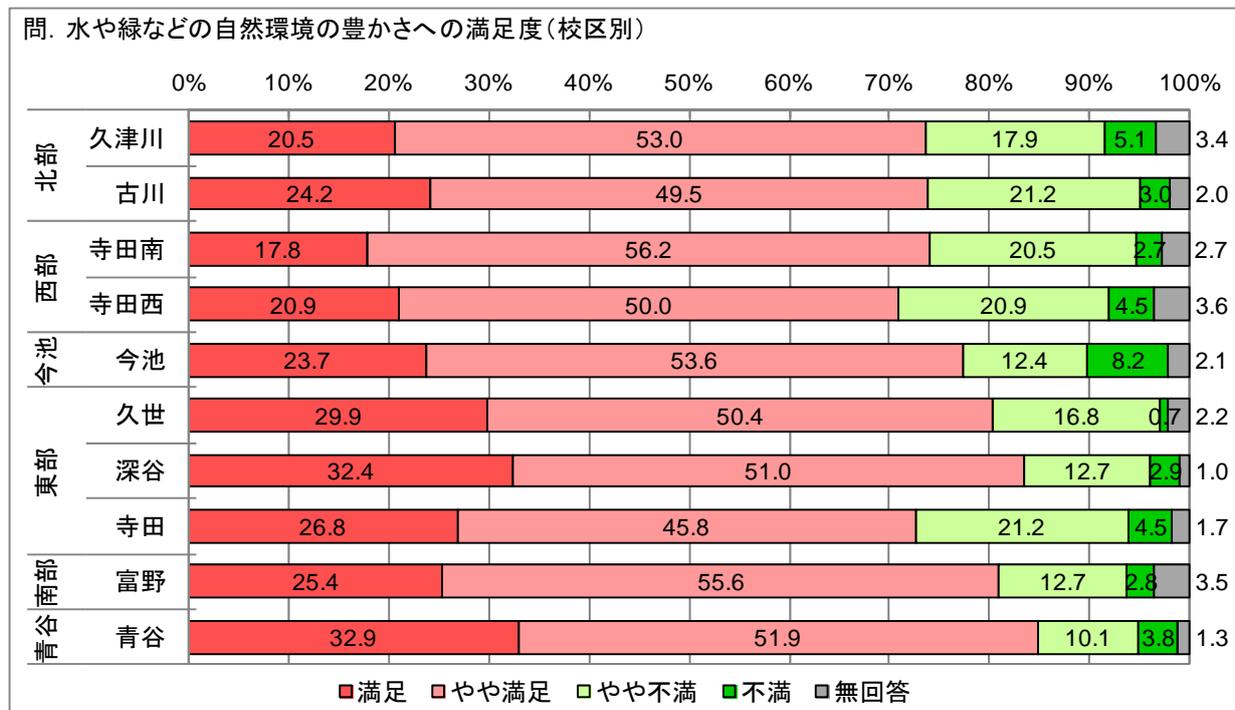
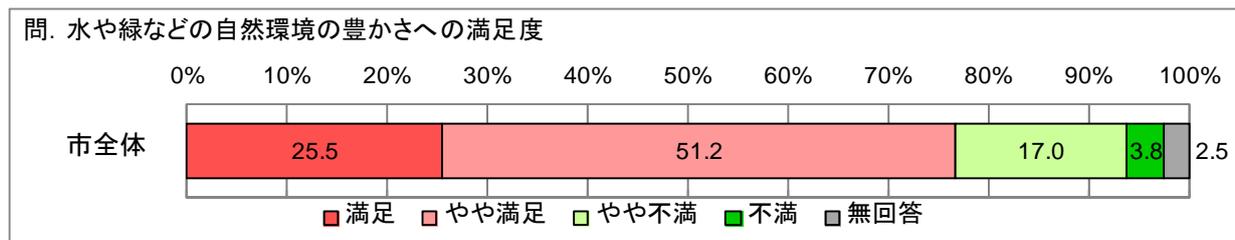
◎：既に実施している事業 ○：実施の予定がある事業 △：未実施の事業

2-3 緑に関する市民の声

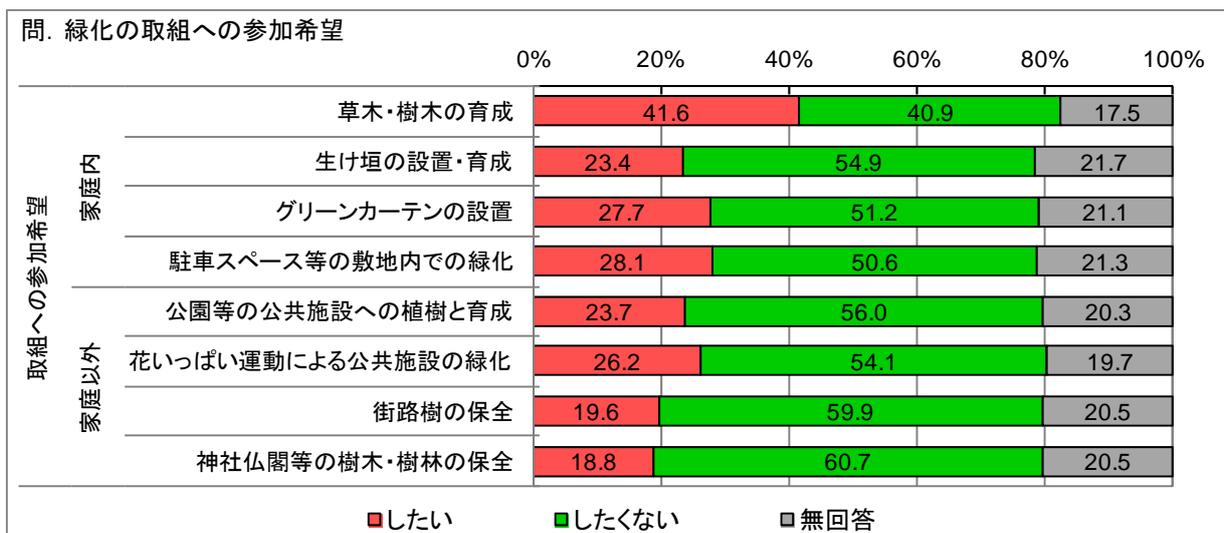
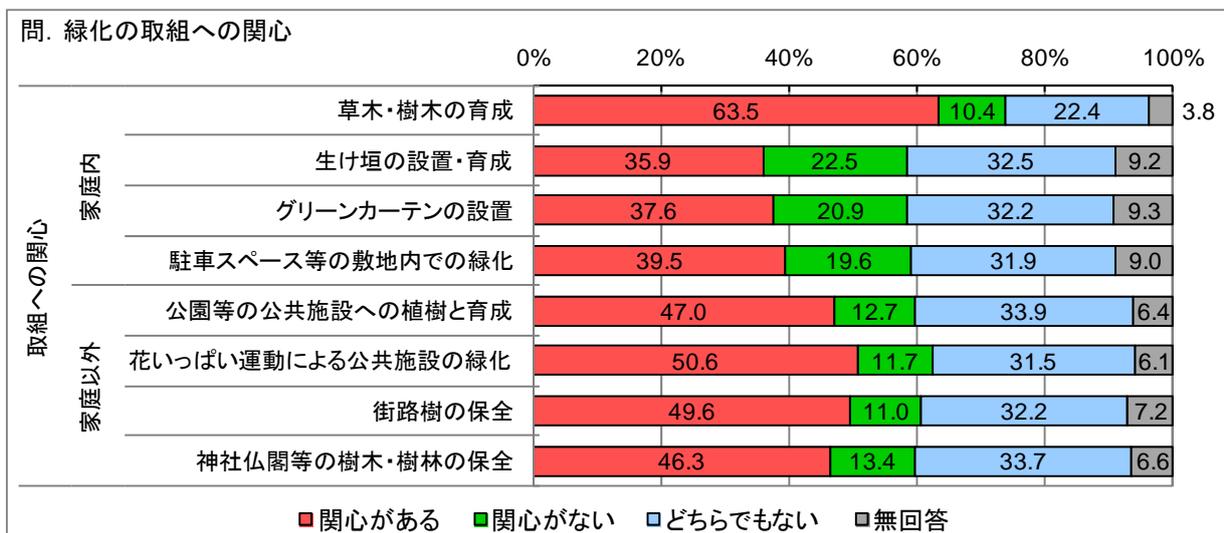
(1) 第3次城陽市総合計画 基本計画見直しのための市民アンケート調査

- 期間 : 平成22年11月4日～平成22年11月17日
- 調査の対象 : 市内に居住の20歳以上の2,000人を無作為に抽出
- 回収状況 : 有効回答数 1,171通 (有効回答率 58.6%)

- ・水や緑などの自然環境の豊かさに満足している市民の割合は約8割と高くなっています。
- ・地域別では、青谷地域において最も高く、約85%が満足していると回答しています。
- ・また、南部地域や東部地域においては自然環境の豊かさに満足している市民の割合が比較的高いですが、東部地域の寺田小学校区域では約73%となり、市全体の平均を下回っています。
- ・今池地域においては、自然環境の豊かさに満足している市民の割合は、市全体の平均を上回っていますが、「不満」と回答している割合が最も高くなっています。
- ・北部地域と西部地域において、自然環境の豊かさに満足している市民の割合は約71%～約74%となり、市全体の平均を下回っています。



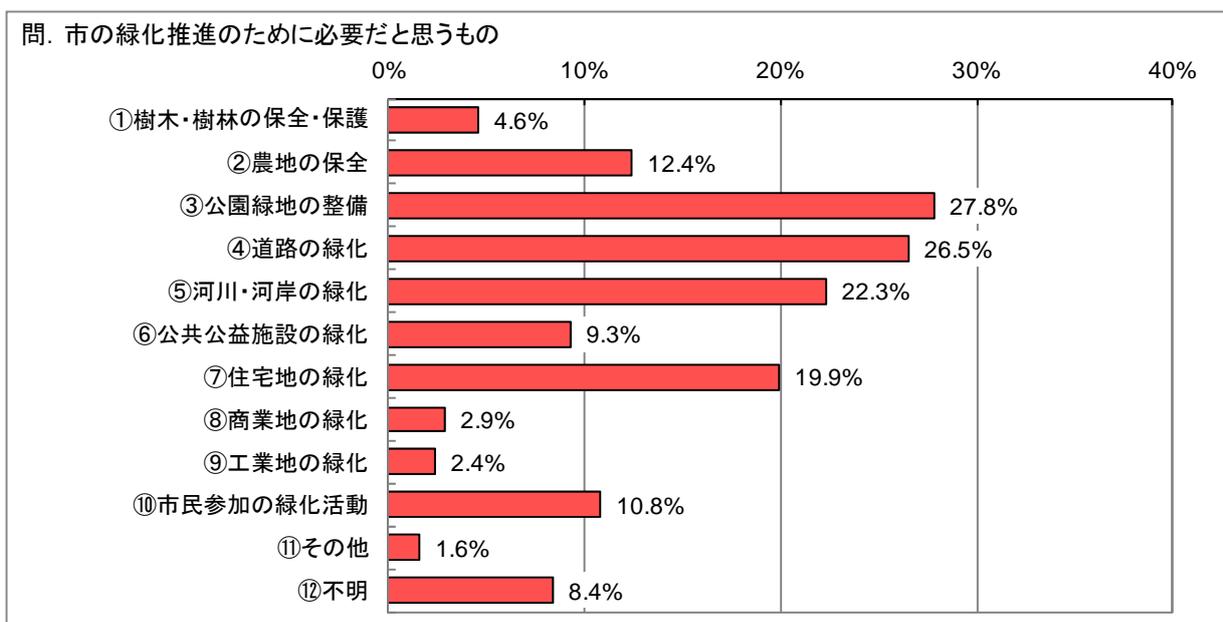
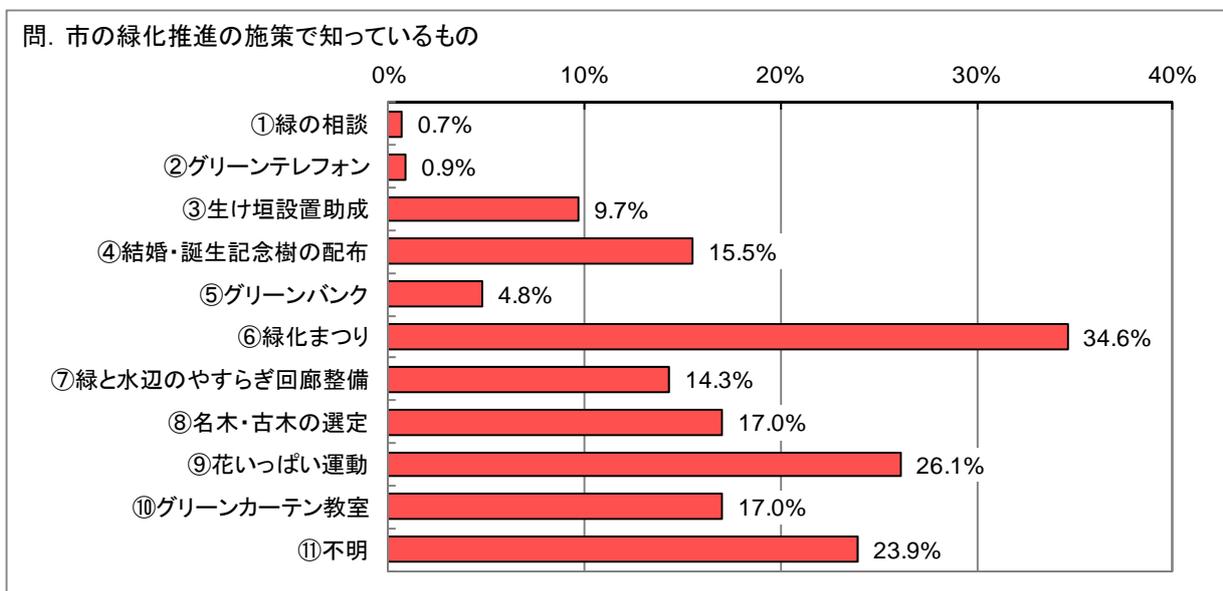
- ・緑化の取組への関心について、家庭内における「草木・樹木の育成」の割合が約6割と高く、また、家庭以外での緑化に関心のある市民の割合が約5割と比較的高くなっています。
- ・その一方で、緑化の取組への参加希望については、いずれも約2割から約4割と、取組への関心に比べて割合が低い傾向になっています。



(2) 城陽市市民意識調査

- 期間 : 平成 23 年 10 月 1 日～平成 23 年 10 月 21 日
- 調査の対象 : 市内に居住の 20 歳以上の 1,000 人を無作為に抽出
- 回収状況 : 回収数 547 通 (回収率 54.7%)

- ・市の緑化推進の施策で知っているものについて、「⑥緑化まつり」が 34.6%で最も高く、次いで、「⑨花いっぱい運動」、「⑧名木・古木の選定」、「⑩グリーンカーテン教室」となっています。
- ・市の緑化推進のために必要だと思うものについて、「③公園緑地の整備」が 27.8%で最も高く、次いで、「④道路の緑化」、「⑤河川・河岸の緑化」、「⑦住宅地の緑化」となっています。
- ・市民の生活の場や憩いの場の整備・緑化への関心が高い一方で、既存の農地や樹木・樹林の保全への関心が低い結果となっています。



(3) 城陽みどりのまちづくりワークショップの開催

①城陽みどりのまちづくりワークショップの目的

城陽みどりのまちづくりワークショップ^{*}は緑化まつり実行委員会のメンバーが核となり、城陽市緑の基本計画に関する市民の積極的な意見交換を行うものであり、本市の緑化の目的・目標や関係者の役割を共有することを目的としています。また、市民が当ワークショップに参加し、市民相互・市職員との意見交換を通じ、緑のまちづくり活動を牽引していくリーダー・担い手として育つことも期待しています。

②開催状況

当ワークショップは、本市の緑の現況・課題および将来像を主なテーマとして平成 23 年 9 月～11 月にかけて 4 回開催しました。グループワークでは、市民と市職員が本計画における施策体系に沿って活発な意見交換を行いました。

③ワークショップにおける意見（概要）

～緑をまもる～

青谷地域の豊かな自然環境の保全や整備に関する意見、耕作放棄地の防止を求める意見がありました。具体的な方策として、適正な手入れができる管理体制の構築や自然保護を目的とした公園の整備についての意見がありました。

また、シダレウメやハナウメなど地域の特色を表す樹木の維持、鎮守の森や名木・古木等と神社仏閣、古墳等の一体的保全など、本市固有の緑の保全についての意見がありました。

～緑をふやす～

新たな市街地における統一感のある緑化、大規模公園の整備に合わせた自然再生などの意見、利用者ニーズに応じた公園整備や運用ルールづくりなど公園の整備・充実に関する意見、道路空間や河川空間、公共公益施設における緑化充実の意見がありました。

民有地の緑化に関しては、実効性のある民有地緑化推進策の検討を求める意見がありました。

～緑をいかす～

既存の緑地等をランニングコースや散歩コースとして結ぶなどレクリエーション機能に関する意見や木津川右岸運動公園（仮称）の防災機能の充実など防災機能に関する意見、市街地における緑化促進の環境づくりに関する意見、耕作放棄地等の活用方法の検討、担い手確保の仕組みについての意見がありました。

～緑をむすぶ～

既存の骨格的な緑地や街路樹による緑のネットワークの形成、河川やビオトープ^{*}による水と緑のネットワークの形成、生物多様性の確保についての意見がありました。

～緑をあいする～

住民参加による緑化施策の実施、緑化等の担い手となる人材の育成、市による助成の構築やみどりのまちづくり基金の普及・活用など、緑化促進の仕組みの充実や周知についての意見がありました。

■基本施策に対応したワークショップにおける主な意見

基本方針	基本施策	ワークショップにおける意見
緑を まもる	森林環境の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・青谷地域は自然が豊かで生物多様性が維持されている。一部で自然環境が損なわれているので、適正管理、整備・保全していく ・適正な手入れができるよう具体的な管理体制・内容をつくる ・自然保護を目的とした公園をつくる
	樹木・樹林の 保全・保護	<ul style="list-style-type: none"> ・名木・古木の適正な管理をしていく（看板含め） ・シダレウメ、ハナウメ、ハス等の美しい花を残していく
	農地の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・開発とのバランスを考え、今後も市民農園等を残していく ・サンファーマー城陽を活用し、耕作放棄地の増加に歯止めをかける
	歴史遺産の 保全	<ul style="list-style-type: none"> ・鎮守の森、名木・古木、条里制の名残を残す田んぼ等歴史のある緑を神社仏閣、古墳遺跡等と一緒に保全し、後世に残していく
緑を ふやす	新市街地 における緑の 確保	<ul style="list-style-type: none"> ・新たな市街地では、統一感を持った緑化計画を作成する ・観賞価値の高い木・花をまちなかに植える ・森づくりグループは、山砂利採取跡地において木津川右岸運動公園（仮称）での自然再生やスポーツ施設の建設推進に今後も取り組む ・山砂利採取跡地では、「自然環境に配慮した土地利用」として、かつての城陽市域の樹木・植生に配慮した植樹をしていく ・山砂利採取跡地の整備に際して、緑地面積についての面積基準を設けできるだけ緑地を確保する（緑地の復元）
	公園・緑地の 計画的配置 と機能の充 実	<ul style="list-style-type: none"> ・ボール遊びができる等、禁止事項のない公園をつくる ・古墳公園を整備し、入りやすい公園にする ・枇杷庄の児童公園を参考に、「老若男女が集う憩いの空間」、「水辺と緑の立体的活用」を今後の公園整備のコンセプトとして考える ・高齢者、子ども等それぞれの世代の需要に適応した公園をつくる ・セントラルパークのような大きな公園をまちなかに設置する
	道路・河川の 緑化と機能 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・花いっぱい運動を活用し、駅ロータリーなどの花植えを実施する ・新規道路や歩道の街路樹緑化を推進する ・季節を感じる樹種や果樹の導入、ダイナミック化等を検討する ・水辺や三面張りの川を多自然化する ・美しい木津川の桜つつみを今後も整備していく
	公共公益施 設の特色あ る緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・市役所の屋上緑化および壁面緑化を検討する ・学校緑化の充実を図る（森の創出やグラウンドの芝生化（天然芝）等）
	民有地の 緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・庭で果樹を育てる ・住宅地の緑を増やすため、屋根緑化やグリーンカーテンを促進する ・生垣に限らず「ガレージ緑化助成」等の住宅地緑化施策を検討する ・工場緑化の質の向上に向けた活動を展開する ・大規模駐車場の緑化に誘導策を設ける
緑を いかす	レクリエー ション機能 の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・古墳を散歩道として安全に通れるよう整備・管理する ・木津川右岸運動公園（仮称）等にランニングコース等をつくる ・公園の遊具を充実させる ・ドッグランや野草園、乗馬等のレクリエーション機能を充実させる
	防災機能の 充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市街地の緑化を推進し、防火樹林や防災樹林として機能させる ・木津川右岸運動公園（仮称）を防災訓練の実施場所として活用し、災害時には避難場所や仮設住宅建設地、ヘリポートとして機能させる ・木津川右岸運動公園（仮称）では、尾根にマツ、谷にカシ・クヌギ等「防災対策に配慮した樹種の選定」を考慮する

基本方針	基本施策	ワークショップにおける意見
	緑による 景観形成	<ul style="list-style-type: none"> 市街地で花や樹木を積極的に植えることができる環境をつくる
	農地等の 活用	<ul style="list-style-type: none"> サンファーマー城陽の活用や市民農園の拡大、クヌギ林化、まつりでの活用、果樹園化等、耕作放棄地等の活用方法を検討する 新規参加者が関われるしくみをつくる
緑を むすぶ	緑のネット ワークの強 化	<ul style="list-style-type: none"> 緑の散策道で緑地がつながる様々なハイキングコースをつくる 街路樹による緑のネットワークをつくる 木津川および田園、市街地、東部丘陵地を緑でつなぎ、城陽らしい緑の景観軸としてネットワーク化を図る 青谷地域に里山ミュージアムをつくり、資源をつなぐ
	ビオトープ・ ネットワーク の形成	<ul style="list-style-type: none"> 市や各種団体が行う生物調査と関連付けたビオトープや学校ビオトープ等を配置し、生き物のネットワーク化を図る それぞれの地域特性に応じた地域別ビオトーププランを作成する 木津川から東部丘陵地までつながる緑の回廊をつくる 生物生息の基軸である今池川、青谷川、大谷川、古川を守り活かす 生物多様性を確保する
緑を あいする	市民参加の 促進	<ul style="list-style-type: none"> 公園を拠点とした地域づくりを進める 緑化推進や環境教育の担い手、サポートできる人材を育成する 木津川右岸運動公園(仮称)を環境教育等の場として活用する 農家との交流・連携による体験学習を実施する 緑の語り部や民話等によって城陽を知り、語り継ぐ 花いっぱい運動の活用により、緑・花のあふれるまちにしていく イベント等の施策により市民参加を促進する 個人・事業者・市による緑のネットワークを構築する
	緑化意識の 高揚	<ul style="list-style-type: none"> 表彰制度の創設(「花いっぱい運動コンテスト」、「公園ディスプレイコンテスト」等) まちのシンボルツリーを育成する 公募によって古墳や公園に愛称をつける 緑の案内マップを充実させる
	緑化推進の 基盤づくり	<ul style="list-style-type: none"> 環境教育に対する市の後援、助成等サポート体制を構築する 教育委員会との連携による環境教育、地域学習を実施する 高齢社会に適応する緑化システムを構築する みどりのまちづくり基金の普及・活用により市民で緑化を支える

《用語説明》

※ワークショップ：多様な価値や考え方を受け入れ、参加者の立場や年齢の違いにかかわらず、誰もが自由に意見を言いやすく形式張らないよう工夫された会議の手法。

※ビオトープ：特定の生物群集が生存できるような、特定の環境条件を備えた均質なある限られた地域のこと。単に植物があるだけの「緑」とは異なり、あくまでも特定の生物が生息していきることができるような生態学的にみても良好な環境の空間ととらえることが特徴。

2-4 緑の課題

～シンボリックな樹木の保護・保全～

神社の“鎮守の森”は、市民に愛着のある地域のシンボルとして位置づけられ、特に“緑のトンネル”を形成している水度神社参道の樹木については、周辺市街地との調和や風雨等による災害対策に配慮しつつ、保護・保存に向けた具体的な施策が必要となります。

この他にも地域住民が愛着を感じる樹木について、名木・古木の認定を進めるなど、地域住民の愛護精神の向上を図りながら保全を図る必要があります。

～森林・丘陵地・河川・農地の保全～

本市の緑の骨格を形成している木津川、鴻ノ巣山や、長谷川・青谷川といった天井川、平地から丘陵地にかけて広がる農地等の緑は、まちの環境保全および景観形成において重要な位置づけにあることから、今後も引き続き保全・育成を図っていく必要があります。また、広がりを持った動植物の生息・生育環境を確保するため、森林、河川、農地等を活かして有機的な緑のネットワークの形成を図る必要があります。

～大規模プロジェクトにおける環境形成～

東部丘陵地整備計画に基づき進められる山砂利採取跡地における新たな都市づくりや、本市を横断する新名神高速道路の建設は、本市の都市構造や今後のまちづくりに与える影響が大きいため、適正な緑の確保や土地利用の誘導等により環境保全・防災・景観形成・動植物の生息・生育環境に配慮する必要があります。

特に、大規模な山砂利採取跡地については、市民からも緑の再生を望む声が上がっており、東部丘陵地整備計画に基づき、着実に環境回復を図る必要があります。

～歴史的資源の保全・活用～

本市に数多く分布する歴史的資源については「緑と歴史の散歩道」等で有機的に結び付けられています。古墳・遺跡や社寺は緑と一体となって良好な風致を形成し地域住民から親しまれていることから、今後も資源を活かした公園・緑地の整備など、市域全体を視野に入れた資源のネットワークの充実、資源を活用した環境・景観保全を図っていく必要があります。

～市街地の緑化推進～

本市の市街地における緑被率は20.5%であり、将来目標に対して低水準であることから、都市公園の整備や公共施設・公共空間の緑化推進と緑の質の向上、さらには住宅地・工場等の民有地の緑化促進が必要となります。特に、都市公園の整備は、「城陽市市民意識調査」において『市の緑化推進のために必要だと思うもの』として最も支持された施策であり、着実に整備を進める必要があります。

また、公園の活用促進を図るため、整備内容に利用者の意向を反映させたり、管理・運営に市民協働を取り入れるなど、利用者の緑の保全意識や利便性を向上させる必要があります。

～災害時における防災機能の確保～

阪神・淡路大震災や東日本大震災の教訓から災害時における緑の役割が重要視され、避難地となる都市公園等の配置や公共施設の緑化を推進するなどの避難地機能の向上、および、それら施設における避難生活の場や復旧・復興活動の支援拠点としての機能の向上が必要となります。また、主要幹線道路を中心に積極的な緑化を図り、火災時の緩衝帯となる緑の確保が必要となります。

現在、京都府において木津川右岸運動公園（仮称）の整備が進められており、本市における広域的な防災機能の創出が期待されます。

～市民との協働による緑化推進～

市民生活における身近な緑との関わりは、地域環境の改善や地球温暖化の防止など、地域や地球規模の課題との関係からも重要となっており、緑化政策の推進において、市民参加が必要不可欠となっており、なお、旧計画の施策の進捗結果からは、民有地における緑の保全や緑化に関する施策、緑化推進団体の育成など、市民との協働でなければ進めることが難しい事業が未実施の状態となっています。

一方、「緑化まつり」や「花いっぱい運動」は市民に広く周知されており（城陽市市民意識調査）、NPOによる環境ボランティア養成講座の主催や、コミュニティセンターにおける緑化に関する教室の開催など、市民の緑化意識は向上していると考えられます。

「緑化まつり」や「花いっぱい運動」など市民が気軽に参加しやすい事業などを切り口に、緑化推進施策全般への関心を有する市民の着実な増加を図り、市民を主体とした緑化推進団体等の創設が期待できる環境を整える必要があります。

第3章 計画の基本方針

3-1 基本理念

本市は、京都・大阪都市圏の住宅都市として発展してきましたが、潤いある河川や森林といった自然環境、古墳や社寺等の貴重な歴史的資源、落ち着いたある田園風景など、快適な都市を構成するうえで必要な自然的資源に恵まれているまちです。

また、今後、新名神高速道路の建設や東部丘陵地の整備、木津川右岸運動公園（仮称）の開園など、さらなる都市機能の充実が図られるまちでもあります。

とりわけ、今後のまちづくりにおいては、新たな国土軸となる新名神高速道路のメリットを最大限に活かした地域の活性化を目指すこととしており、都市の景観や緑と調和しバランスのとれたまちづくりの取り組みが求められています。

都市環境・景観の保全・創出・育成には市民の協力が必要不可欠であるため、市民がこれらに積極的に参加・協力できる体制や緑に関する普及・啓発活動を推進することにより、市民と市が一体となった“緑のまちづくり”を進める必要があります。

以上のことから、本計画の基本理念を以下のとおりに定めます。

『自然環境や歴史遺産と都市機能が調和した



都市環境・景観の保全・創出・育成に努め、市民が快適に暮らし、
市民に愛され、市民とともに歩む“緑のまちづくり”』

3-2 緑の将来像

(1) 緑のまちづくりのテーマ

本市には緑豊かな森林をはじめとして、木津川の潤いある水辺やまちのシンボルである鴻ノ巣山、また神社参道の樹木や梅林などさまざまな緑が存在し、市民に潤いと安らぎを与えています。

これら緑は、環境を守る緑、災害を防ぐ緑、景観を醸し出す緑、心を和ます緑、喜びを与える緑、市民のつながりを育む緑など、多くの機能を有し、私たちの生活に深く関わっています。

私たちにとって貴重な緑をみんなで守り育て、城陽の未来を担う子どもたちに引き継ぎ、緑豊かな自然と調和した輝くまちづくりを進めていくため、本市における「緑のまちづくりのテーマ」を以下のとおりとします。



みんなで作ろう 人とみどりが輝くまち 城陽

(2) 基本方針

本市における緑のまちづくりは、以下の基本方針に基づいて進めていきます。

基本方針1 受け継がれてきた緑を守り、次代へと継承します（緑をまもる）

本市を取り巻く森林や河川、身近な里山は、良好な都市環境を支える緑であり、多様な生き物の生息環境、大気浄化、水源涵養など様々な機能を有しています。また、歴史を今に伝える古墳・社寺、本市を特徴づける青谷梅林や花しょうぶ田、名木・古木など、地域資源と一体となっている緑は、身近な生活環境を向上させるとともに、市内外の人々の交流を育む緑です。

城陽の風土を継承する山地や農地、古墳、社寺林等、受け継がれてきた緑の保全に努め、まちの緑の拠点や生き物の生息環境を確保するとともに、市街地開発とのバランスを考慮し、緑豊かな住宅都市としての城陽らしさを守っていきます。

基本方針2 緑化に取り組み、まちいっぱい花と緑を拡げます（緑をふやす）

暮らしの中に新しい緑を増やしていくことは、温暖化防止という地球環境の改善につながるるとともに、私たちにやすらぎを与え、景観が向上し、災害に強いまちをつくることとなります。さらに、生き物の移動経路が確保され生物多様性の向上が図られます。

また、東部丘陵地内の山砂利採取跡地における緑の復元や新名神高速道路における緑化においては、市民や来訪者がまちの魅力を感じられるよう周囲の自然環境や景観との調和に配慮するよう努めます。

市街地における緑の確保に向け、まちの魅力を向上させ、市民に親しまれる花と緑を道路、公園、公共公益施設、民有地等に拡げ、緑の総量を確実に増やしていきます。

基本方針3 緑とふれあい心やすらぐ美しいまちと、 緑をいかした安全・安心なまちづくりを目指します（緑をいかす）

レクリエーションや憩いの場を提供してくれる公園緑地やまち並みを彩る様々な緑、土や作物とふれあう市民農園などは、私たちが心豊かに快適に暮らしていくために欠かすことのできない重要なものです。また、緑化されたオープンスペースや広幅員で街路樹を有する道路は、災害時の避難所や避難路として地域防災の重要な機能を有しています。

そのため、緑を活用したレクリエーション機能の充実、防災面に配慮した緑の適正配置、地域における良好な景観の向上等、質の高い緑化に取り組みます。

基本方針4 市民生活や生態系を考慮した水と緑のネットワークづくりを進めます （緑をむすぶ）

緑がもたらす環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、多様な生き物の生息場所等の機能を最大限に発揮させるために、本市の緑の拠点や緑の軸を計画的につなぐことはとても重要です。

森林、公園、緑地、小中学校など緑の多い場所を、街路樹や河川沿い、民有地などの緑で結び、生物多様性に配慮した水と緑のネットワークの創出を目指します。

基本方針5 緑を育てる心をはぐくみ、市民・市民団体・事業者・市が協働して緑化を進めます（緑をあいする）

市民共有のかけがえのない財産である豊かな自然や都市の緑を、地域コミュニティ等に基づく多様な活動や地域からの発想を通して、守り、育てていくことが重要です。

市民・市民団体・事業者および市の協働により、様々な場で緑に接し、親しみを持ち、緑の大切さを学ぶ環境を整え、緑を育てる心をはぐくみ、緑あふれるまちづくりを推進します。

(3) 緑の将来構造図

地形や自然環境などの基本的な空間のまとまりを、「森林ゾーン」、「田園ゾーン」、「市街地ゾーン」に分類し、各ゾーンの中でも特に本市の特徴を示す区域を「エリア」として位置づけます。

また、各地域における生活・憩い・活動の場を「緑の拠点」、花木のつながりを「緑の軸」としてそれぞれ位置づけ、良好な緑の保全と特徴を活かした整備・活用を進めていきます。

①緑のゾーニング

1) 森林ゾーン

東部の丘陵地や南東部の山林などは、大気浄化や気候の緩和、多様な動植物の生息・生育の場などの様々な機能を有する緑地として、適切な維持管理を図りながら保全します。

2) 田園ゾーン

市街地周辺に広がる田園環境が残る区域は、農業生産の場であるとともに、市民農園※など気軽に農業とふれあう場として活用がなされており、今後も保全と活用を進めます。

3) 市街地ゾーン

多くの市民の生活の場であり、多様な都市機能が集積し、都市活動が行われる場である市街地は、市民が身近にうるおいを感じながら生活し、都市活動を営むことができるよう、身近な公園・緑地の配置、公共公益施設および民有地の緑化推進などを計画的に進めます。

②緑のエリア

1) 緑の中核エリア【城陽駅～市役所～寺田駅～文化パーク城陽 一帯】

市の玄関口としての“顔”であり、本市において最も市民が集積する城陽駅から市役所、寺田駅、文化パーク城陽が立地する一帯を「緑の中核エリア」として位置づけます。

2) 緑の活動エリア【木津川右岸運動公園（仮称）～城陽市総合運動公園～サンガタウン城陽】

本市の広域的なスポーツ・レクリエーション機能の拠点である現在整備中の木津川右岸運動公園（仮称）と城陽市総合運動公園、さらに民間施設のサンガタウン城陽を含むエリアを「緑の活動エリア」として位置づけます。

3) 緑の象徴エリア【水度神社～鴻ノ巣山 一帯】

市街地に隣接した立地特性や散策道・展望台等の自然と融合したレクリエーション機能を有し、また、本市における緑の象徴的存在として良好な自然環境・景観を形成している水度神社の“鎮守の森”とこれと一体化している鴻ノ巣山一帯を「緑の象徴エリア」として位置づけます。

《用語説明》

※市民農園：都市住民のレクリエーションの場、あるいはお年寄りや子ども、障がいを持つ方々が農作業体験を行う教育・福祉の場として、小面積の農地を利用した自家用野菜や花を育てるための農園。

4) 緑と歴史の融合エリア【車塚・丸塚古墳等古墳群～正道官衙遺跡 一帯】

本市北部において、一部公園化されているなど住宅地と調和した良好な環境を形成している古墳・遺跡が多く分布するエリアを「緑と歴史の融合エリア」として位置づけます。

5) 花のエリア【青谷梅林・花しょうぶ田】

本市南部において、季節感あふれた特色ある空間を創造している青谷梅林から花しょうぶ田一帯を「花のエリア」として位置づけます。

6) 緑の回復エリア【東部丘陵地内山砂利採取跡地】

「城陽市東部丘陵地整備計画」に基づき、研究・工業・住宅・福祉・レクリエーション等の機能を有した新たな市街地の形成を計画している東部丘陵地内の山砂利採取跡地を「緑の回復エリア」として位置づけます。

7) 保全森林エリア【南東部森林】

本市南東部において、比較的まとまった状態で存在する森林を「保全森林エリア」として位置づけます。

8) 緑の交流エリア【長池駅周辺】

現在整備中の木津川右岸運動公園（仮称）の玄関口となり、既存の歴史資源や商業施設を活かした交流を育む、長池駅周辺のエリアを「緑の交流エリア」として位置づけます。

9) 緑と産業の融合エリア【城陽 JCT. IC（仮称）～久世荒内・寺田塚本地区】

新たな産業拠点の形成が期待される、現在整備中の城陽 JCT. IC*（仮称）から市街地整備が進む久世荒内・寺田塚本地区を含むエリアを「緑と産業の融合エリア」として位置づけます。

③緑の拠点

1) 緑の地域中核拠点【鉄道駅】

本市に立地する鉄道駅のうち、山城青谷駅・久津川駅・富野荘駅を「緑の地域中核拠点」として位置づけます。

2) 緑の地域象徴拠点【神社等】

本市に点在する神社等が形成し、古くから地域住民に愛着のある存在となっている“鎮守の森”を「緑の地域象徴拠点」として位置づけます。

3) 緑の地域活動拠点【コミュニティセンター】

本市の各地域において、文化・スポーツ・レクリエーション活動の拠点となっているコミュニティセンターを「緑の地域活動拠点」として位置づけます。

④緑の軸

1) 水と緑の回廊軸【木津川・木津川沿岸・桜づつみ】

市域の西端を流れ、本市の自然環境保全や都市景観形成等において重要な役割を担うとともに、木津川河川敷運動広場や桜づつみといったレクリエーション資源を有する木津川を「水と緑の回廊軸」として位置づけます。

2) 緑の路線軸

【国道 24 号・府道城陽宇治線・府道山城総合運動公園城陽線・京奈和自動車道・新名神高速道路】

本市の主要幹線道路であり、今後とも緑化推進を要請していく国道 24 号、府道城陽宇治線、府道山城総合運動公園城陽線、京奈和自動車道および整備中の新名神高速道路を「緑の路線軸」として位置づけます。

3) 水と緑のネットワーク形成軸【長谷川・青谷川・古川等】

本市を流れる長谷川・青谷川・古川等の主要河川を「水と緑のネットワーク形成軸」として位置づけます。

4) 緑の象徴軸【水度参道】

緑の象徴エリアを構成し、常緑広葉樹等の樹木による“緑のトンネル”を形成するなど象徴的な空間を醸し出している水度神社の参道を「緑の象徴軸」として位置づけます。

5) 緑の散策軸【緑と歴史の散歩道・山背古道】

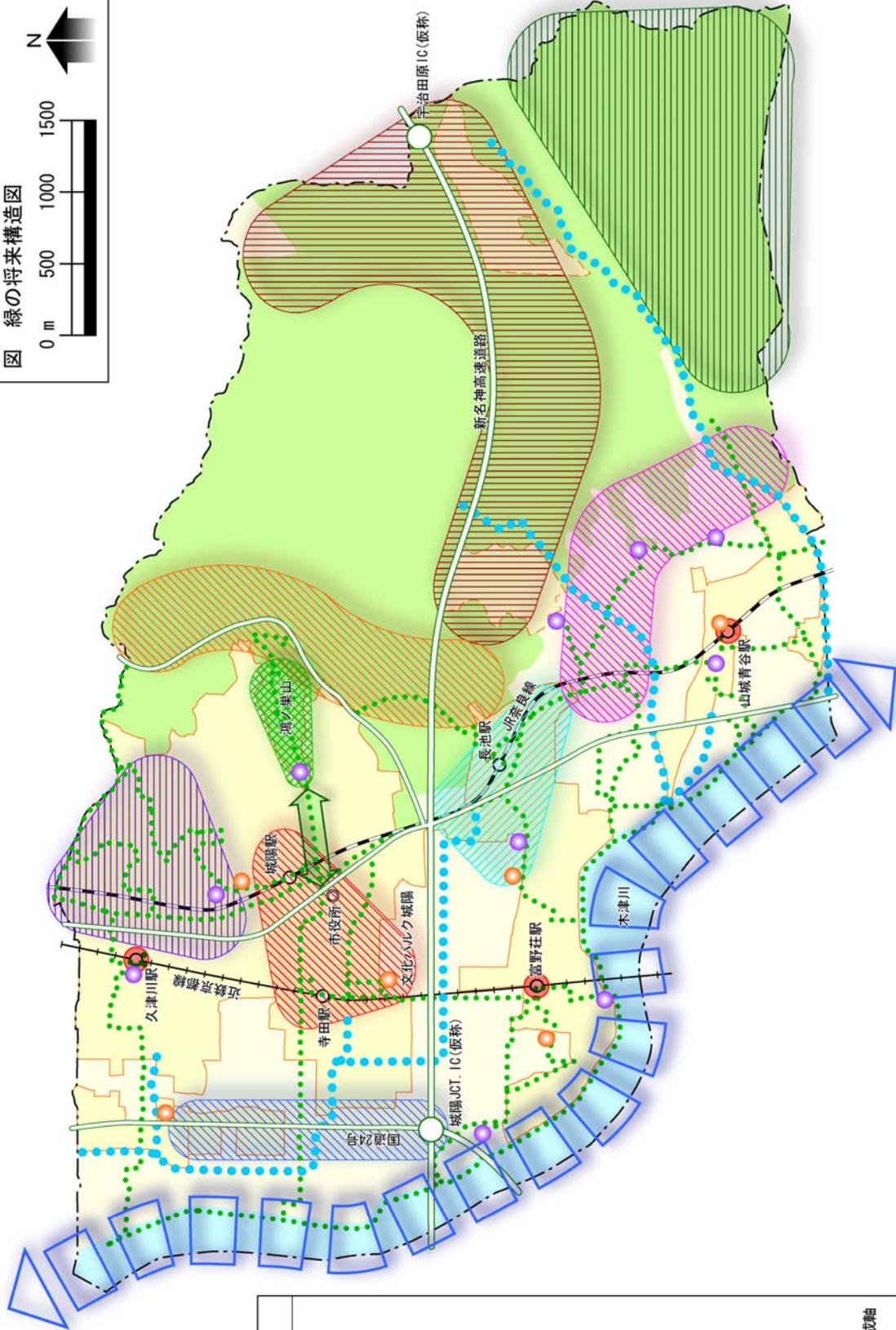
地域に点在する歴史的・文化的資源を有機的に結ぶ「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」を「緑の散策軸」として位置づけます。

《用語説明》

※ジャンクション(JCT)：高速道路や自動車専用道路が連結した地点のこと。

※インターチェンジ(IC)：高速道路や有料道路のように他の道路と区分された閉鎖的な道路区間と、一般の道路を結ぶ立体交差式の出入口のこと。

図 緑の将来構造図



凡 例	
緑のゾーニング	
	森林ゾーン
	田園ゾーン
	市街地ゾーン
緑のエリア	
	緑の中核エリア
	緑の活動エリア
	緑の象徴エリア
	緑と歴史の融合エリア
	花のエリア
	緑の回復エリア
	保全森林エリア
	緑の交流エリア
	緑と産業の融合エリア
緑の拠点	
	緑の地域中核拠点
	緑の地域象徴拠点
	緑の地域活動拠点
緑の軸	
	水と緑の回廊軸
	緑の路線軸
	水と緑のネットワーク形成軸
	緑の象徴軸
	緑の散策軸

3-3 市民と協働で進める緑のまちづくり

本市の緑化の取り組みについては、これまで主に市が主体となり、公園・緑地の整備や維持管理、私有樹林地の保全、公共施設や道路の緑化などを進めてきました。

しかし、緑の現状や緑に対する社会・時代の要請を踏まえて、これまで継承されてきた緑を保全し、地域の特徴・個性を活かした多様で質の高い緑を確保・創出していく必要があります。そのためには、主体としての市民の参加が欠かせません。そして、多様な緑の効用を最大限に発揮させ、より快適な生活を実現するため、すべての市民が主体者として、緑を守り、育み、次代へと引き継いでいくことが必要です。

本市の「緑の将来像」を実現していくためには、誰がどのような役割を担って取り組んでいくかという役割分担が明確になっていることが重要であることから、市民と市が手を携えて緑のまちづくりを進めていくことをめざした「市民と協働で進める緑のまちづくり」における各主体の役割について、市としての考え方を示します。

市民の役割

- 市民一人ひとりが、まちに愛着を持ち、緑のまちづくりの主役としての責任感と自覚を持ち、緑のもたらす機能を理解し、緑とふれあう機会に積極的に参画することが望めます。
- 主に、自宅の庭や地域の公園など、身近な緑づくりに関わることを望めます。

市民団体の役割

- 独自の緑化活動をはじめ、市と協力しながら協働による活動を行うことにより、緑豊かなまちづくりに取り組むことが望めます。
- 市民への情報発信やアドバイスを行うなど、緑化活動の機運を高める先導役として、城陽の緑づくりを支えていくことが望めます。

事業者の役割

- CSR*や社員に対する環境意識の啓発、所有地の緑化など独自で行う緑化活動のほか、緑化イベントへの参画、市民活動への支援など、緑化活動に参加・参画することにより、地域の緑のまちづくりに取り組むことが望めます。

市の役割

- 総合的な視点・全市のなまちづくりの観点に基づいて進める必要があるものや、骨格の緑・拠点の緑などの重要な緑の方向づけ、国・府・近隣市との調整・連携等については、これまでどおり市が主体的な役割を担っていきます。
- 市民活動への支援や活動の場、団体相互や市民との連携・交流の機会づくりなど、コーディネーターとしての役割を担っていきます。
- 市民が主体的に緑を守り育む取り組みに参画しやすいように、緑化活動のPRや緑の相談等を充実させ、また、市民にとって利用しやすい支援制度を整えます。

《用語説明》

※CSR：企業の社会的責任。収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献など企業が市民として果たすべき責任をいう。

第4章 計画の目標

4-1 計画のフレーム

(1) 計画の期間

本計画は、平成24年を基準年として、5年後の平成29年を中間年次、10年後の平成34年を目標年次とし、緑に関する施策について長期的・総合的な視点に立って定めるものとします。

(2) 計画のフレーム

本計画の指標となる将来人口、市街地規模を以下のように設定します。

中間目標年次（平成29年）における人口は、「基本構想（第3次城陽市総合計画）」および「城陽市都市計画マスタープラン」における計画人口に準拠し、90,000人とします。

また、目標年次（平成34年）における人口は、新名神高速道路や木津川右岸運動公園（仮称）などの大規模事業の整備が見込まれるとともに、これらと連携した東部丘陵地などにおける積極的な市街地整備が行われることを考慮して、90,000人を維持するものとします。

表4-1 計画対象区域

計画対象市町村名	都市計画区域名
城陽市全域	宇治都市計画区域の一部（3,274 ha）

表4-2 人口フレーム

年次	平成24年 （現況）	平成29年 （中間目標）	平成34年 （目標年次）
人口	79,159人	90,000人	90,000人

※現況人口はH24.4.1現在京都府推計人口調査より

表4-3 市街地の規模

年次	平成24年 （現況）	平成29年 （中間目標）	平成34年 （目標年次）
市街地人口	75,061人	85,800人	85,800人
市街地の規模	792 ha	846 ha	889 ha
人口密度	94.8人/ha	101.4人/ha	96.4人/ha

※現況市街地は市街化区域

※現況市街地人口はH24.4.1現在の京都府推計人口調査より調整

4-2 計画の目標水準

(1) 緑地の確保目標量

施設緑地や地域制緑地[※]などの「緑地」として確保すべき目標水準として、京都府では、本市を含む宇治都市計画区域全体の将来市街地の約 16%、都市計画区域面積の約 55%と設定しています。

本計画においては、木津川右岸運動公園（仮称）をはじめとした公園緑地の整備促進、緑のネットワークづくり、市民との協働による緑化などを積極的に進めるとともに、新たな市街地の整備においても緑化の推進に努めることとし、目標年次（平成 34 年）における緑地の確保目標量を、将来市街地の約 16%、都市計画区域面積の約 70%と設定します。

表 4-4 緑地の確保目標量

	緑地の確保目標量	
	市街地面積に対する割合	都市計画区域面積に対する割合
平成 24 年（現況）	7.1% (57 ha)	66.6% (2,180 ha)
平成 34 年（目標年次）	約 16% (142 ha)	約 70% (2,292 ha)
府の目標 [※] （平成 27 年）	約 16%	約 55%

※宇治都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(H19)より

《用語説明》

※地域制緑地：一定の土地の区域において、法律等でその土地利用を規制し良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として指定する緑地。

(2) 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

都市公園法施行令では、一の市町村の区域内の都市公園の住民1人あたりの面積の標準を10㎡以上としています。

本計画では、中間目標年次（平成29年）における目標水準を、「第3次城陽市総合計画」に準拠し、都市公園で約7㎡/人と設定します。

また、目標年次（平成34年）においては、市街地整備と併せた住区基幹公園の適正な整備、史跡公園等の公共施設緑地の整備などを積極的に進め、目標水準を都市公園で約10㎡/人、都市公園等で約20㎡/人と設定します。

表4-5 都市公園等の施設として整備すべき緑地の目標水準

年次	平成24年 (現況)	平成29年 (中間目標)	平成34年 (目標年次)	府の目標※ (平成27年)
都市公園※	4.5㎡/人	約7㎡/人	約10㎡/人	約11.3㎡/人
都市公園等※	7.7㎡/人	約11㎡/人	約20㎡/人	約21.0㎡/人

※都市公園：都市公園法で規定する公園緑地（基幹公園、都市緑地）の面積

※都市公園等：都市公園に公共施設緑地（シルバー農園、遊園・広場、史跡公園等）を加えた面積

※宇治都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(H19)より

表4-6 都市公園等の整備目標量

		市街地		都市計画区域		
		平成24年 (現況)	平成34年 (目標年次)	平成24年 (現況)	平成34年 (目標年次)	
都市公園※	住区基幹公園	街区公園	9.74ha	10.79ha	9.99ha	11.04ha
		近隣公園	0.00	2.34	3.27	5.61
		地区公園	0.00	0.00	0.00	0.00
	都市基幹公園	運動公園	0.00	0.00	16.02	45.52
	都市緑地		0.28	0.28	6.23	6.23
合計		10.02	13.41	35.51	68.39	
公共施設緑地	シルバー農園	0.82	0.82	1.02	1.02	
	遊園・広場等	1.44	1.44	3.32	3.32	
	史跡公園	2.07	4.94	2.07	4.94	
	府営団地公園	0.31	0.31	0.31	0.31	
	東部丘陵地	0.00	16.08	0.00	16.08	
	学校教育施設	9.64	9.54	18.88	18.79	
合計		14.28	33.12	25.60	44.46	
都市公園等※合計		24.30	46.53	61.11	112.85	

※都市公園：都市公園法で規定する公園緑地（基幹公園、都市緑地）の面積

※都市公園等：都市公園に公共施設緑地（シルバー農園、遊園・広場、史跡公園等）を加えた面積

表 4-7 都市公園の種類と内容

種 類	種 別	内 容
住区基幹公園	街 区 公 園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積0.25haを標準として配置する。
	近 隣 公 園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積2haを標準として配置する。
	地 区 公 園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で1箇所あたり面積4haを標準として配置する。
都市基幹公園	運 動 公 園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積15~75haを標準として配置する。
都 市 緑 地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積0.1ha以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を0.05ha以上とする(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)。

出典：国土交通省 都市・地域整備局 公園緑地・景観課HPより抜粋

(3) 緑化の目標

基本理念や緑の将来像を実現するため、都市公園等だけでなく、市民農園等、民間施設、市民との協働による施策など、都市全体の緑化に関する目標を以下のように定めます。

表 4-8 緑化の目標

区 分		現 況	緑 化 目 標
市 街 地		・緑被率：20.5%	・緑被率：30%
都 市 公 園	住区基幹公園	—	・既存施設の緑化可能区域の100%緑化 ・新規街区公園の30%以上緑化、新規近隣公園・地区公園の50%以上緑化
	都市基幹公園	—	・既存施設の緑化可能区域の100%緑化 ・新規運動公園の30%以上緑化
	都 市 緑 地	—	・既存施設の緑化可能区域の100%緑化 ・新規施設の80%以上緑化
公 共 公 益 施 設		—	・既存施設の緑化可能区域の100%緑化 ・新規整備施設の20%以上緑化
幹 線 道 路		—	・既存施設の緑化可能区域の100%緑化 ・すべての新規整備施設で緑化
シルバ－農園※ 市 民 農 園 観 光 農 園		・市民農園等（市民農園、シルバ－農園、親子ふれあい農園）の箇所：9箇所(H23)	・市民農園等（市民農園、シルバ－農園、親子ふれあい農園）の箇所：10箇所
名 木 ・ 古 木		・名木・古木の認定本数：40本(H23)	・名木・古木の認定本数：現状維持 ・市民との協働による緑のパトロール制度の回数・参加者数：年2回・50人
グリーンバンク制度		・市民への斡旋樹木数：累計261本(H23) ・公共施設等への寄付樹木数：累計1,077本(H23)	・市民への斡旋樹木数：累計400本 ・公共施設等への寄付樹木数：累計1,120本
ビ オ ト ー プ		・ビオトープ数：1箇所(H23)	・ビオトープ数：7箇所
民 間 施 設	個 人 住 宅	・生け垣設置費助成：累計162件、4,123本、1,570m(H23)	・生け垣設置費助成：累計200件、5100本、1,900m
	住 宅 団 地	—	・開発行為の基準による緑化の促進
	商 業 施 設	・商店街における緑地協定等の締結はなし	・緑地協定等の締結地区：1箇所
	工 業 施 設	・工場における緑地協定等の締結はなし	・工場緑地法等に基づく緑化の促進

区 分		現 況	緑 化 目 標
	地区計画※ 建築協定※ 緑地協定※	・地区計画締結地区：2地区 (H23)	・開発行為等に併せて指定する ・地区計画、建築協定、緑地協定の締結 地区：5地区
協 働	花いっぱい 運 動	・花いっぱい運動支援団体 数：25 団体(H23)	・花いっぱい運動支援団体数：39 団体
	緑 の 学 習	・緑化に関する教室数：3回 (H22)	・緑化に関する教室数：7回
	行 事	・緑化まつりの来場者数：約 6,000 人(H23) ・緑化まつり参画団体数：44 団体(H23)	・緑化まつりの来場者数：約8,000 人 ・緑化まつり参画団体数：54 団体
	みどりのまち づくり基金	・まちづくり基金の寄付金： 474,390 円(H23) ・基金支援型自動販売機： 6台(H23)、寄付つき商 品：2品(H23)	・まちづくり基金の寄付金： 1,000,000 円 ・基金支援型自動販売機：13 台、寄付 つき商品：12 品

都市公園における緑被率の目標は「都市緑化対策推進要綱(建設事務次官通達：S51.6.9)」による

《用語説明》

※シルバー農園：本市において、60 歳以上の人を対象に、市民が野菜づくりを楽しむことによって生きがいと健康の増進を図るために開設する農園。

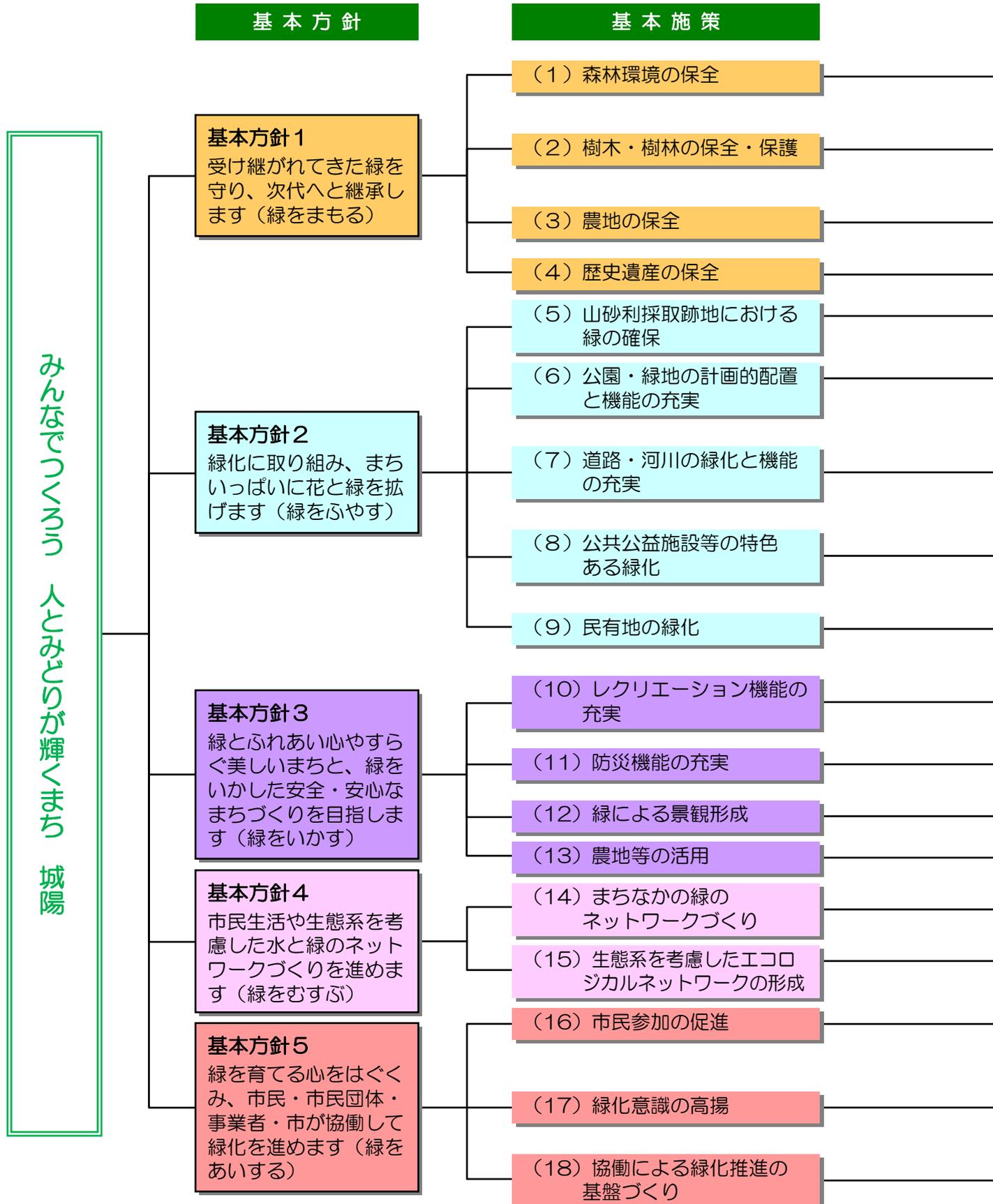
※地区計画：一体の地区として、それぞれの特性にふさわしい良好な街区を形成し、保全するために指定する制度。建築物の用途や形態、敷地の形状などに対する制限、道路や公園などの公共施設の配置を一体として定めることができる。

※建築協定：住宅地の良好な環境や、商店街の利便をより高度に維持・増進する等の目的で、一定の区域について、法の定める最低基準を超えた基準を定める協定のこと。区域内の土地所有者、借地権者の全員合意に基づき、特定行政庁の認可を受けることが必要。

※緑地協定：市街地の良好な環境を確保するために、一団の土地の所有者等の全員の合意により、その区域における緑地の保全や、樹木等の種類、垣又は柵の構造などの緑化に関する事項について締結する協定のこと。

第5章 緑の施策方針

5-1 施策の体系



具体的な施策

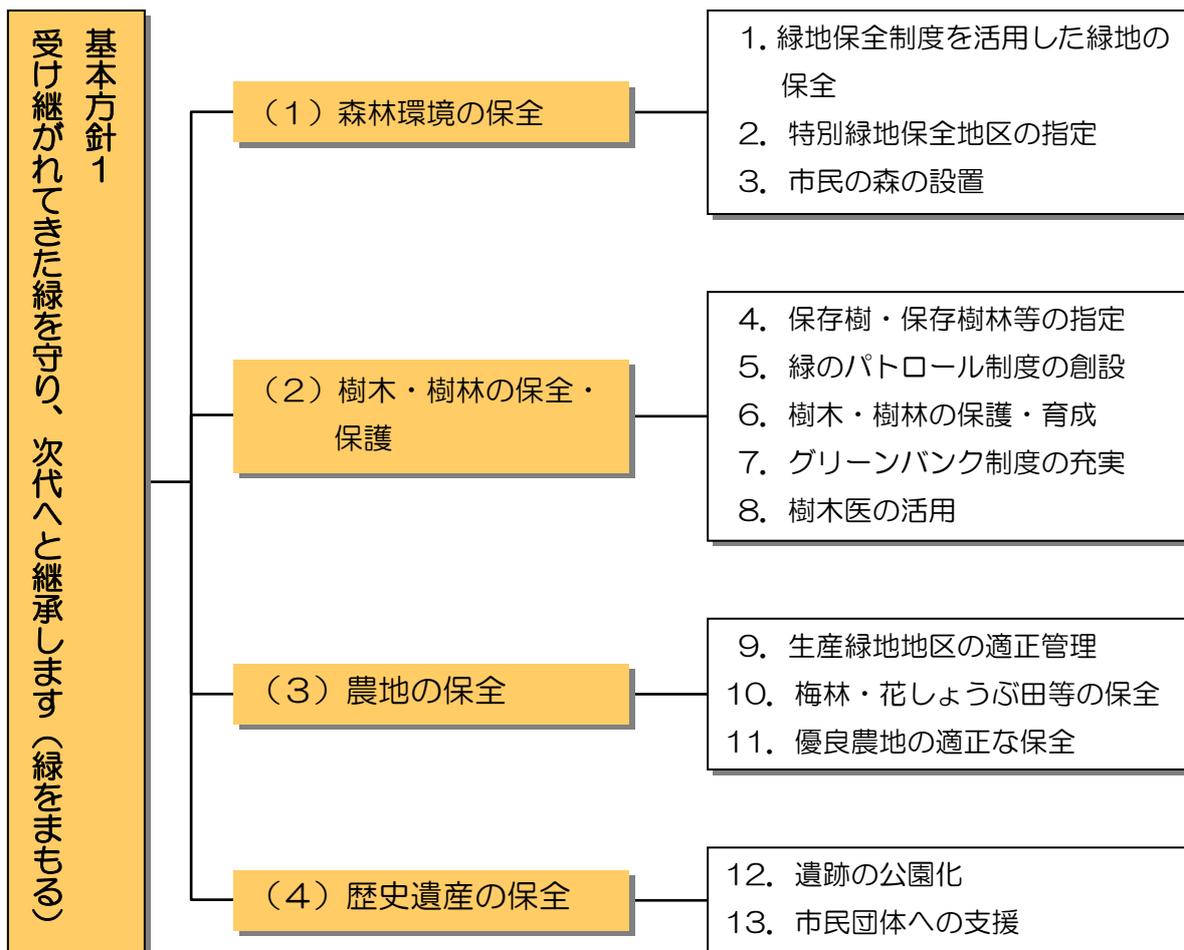
1. 緑地保全制度を活用した緑地の保全	2. 特別緑地保全地区の指定
3. 市民の森の設置	
4. 保存樹・保存樹林等の指定	5. 緑のパトロール制度の創設
6. 樹木・樹林の保護・育成	7. グリーンバンク制度の充実
8. 樹木医の活用	
9. 生産緑地地区の適正管理	10. 梅林・花しょうぶ田等の保全
11. 優良農地の適正な保全	
12. 遺跡の公園化	13. 市民団体への支援
14. 東部丘陵地整備計画に基づく緑化推進	
15. 都市公園の新設	16. 既設公園のリニューアル
17. 都市公園の緑化	18. 木津川右岸運動公園（仮称）の整備
19. 小公園・小広場の整備	
20. 新設道路（幹線道路）の緑化	21. コミュニティ道路・シンボルロードの活用
22. 既設道路の緑化	23. 高規格幹線道路および周辺の緑化の要請
24. 駅前広場等の整備に伴う緑化	25. 緑と水辺のやすらぎ回廊の整備推進
26. 河川改修に伴う緑化	
27. 公共公益施設の緑化	28. 教育施設等の緑化
29. 民間公益施設の緑化	30. 屋上・壁面緑化の推進
31. 計画的な市街地開発による緑の確保	32. 住宅地の緑化
33. 商業地の緑化	34. 工業地の緑化
35. 面的整備事業に伴う緑化	
36. 都市公園等を活用したレクリエーション機能の充実	
37. 地域資源を活かしたレクリエーション機能の充実	
38. 都市防災機能の充実	39. 公共施設の防災緑化
40. 防災に配慮した幹線道路緑化	41. 緑地保全制度を活用した緑地の保全（再掲）
42. 景観に関する規制・条例等の制定	43. 環境保全関連施策との連動
44. 観光農園への活用	45. 市民農園等の活用
46. 「緑と歴史の散歩道」および「山背古道」の緑化推進	
47. 道路・河川の緑化推進	48. 水と緑のネットワークの充実
49. 生き物の生息・生育環境の保全	50. 生き物が生息・生育できる緑の整備
51. 緑化推進団体や協力者の育成と支援	52. 市民参加による公園緑化
53. 花いっぱい運動の推進	54. 生涯学習等における緑の学習の展開
55. 名木・古木の認定・継承	
56. 緑化推進の取り組みへの表彰や展示などの充実	
57. 行事（イベント）の開催	58. 広報活動の推進
59. 緑に関する相談・指導活動の推進	60. 苗木等の配布
61. 市民の緑化活動を支援する制度等の充実	
62. 各組織との連携による緑化の推進	63. 基金を活用した緑化の推進

5-2 基本方針1 受け継がれてきた緑を守り、次代へと継承します (緑をまもる)

本市を取り巻く森林や河川、身近な里山は、良好な都市環境を支える緑であり、多様な生き物の生息環境、大気の浄化、水源涵養など様々な機能を有しています。また、歴史を今に伝える古墳・社寺、本市を特徴づける青谷梅林や花しょうぶ田、名木・古木など、地域資源と一体となっている緑は、身近な生活環境を向上させるとともに、市内外の人々の交流を育む緑です。

城陽の風土を継承する山地や農地、古墳、社寺林等、受け継がれてきた緑の保全に努め、まちの緑の拠点や生き物の生息環境を確保するとともに、市街地開発とのバランスを考慮し、緑豊かな住宅都市としての城陽らしさを守っていきます。

【施策体系】



(1) 森林環境の保全

●現状と課題

市域の南東部や東部丘陵地に存在する森林は、市民に潤いを与える貴重な緑の資源であるとともに、野生動植物の生息空間としても重要な位置づけにあります。

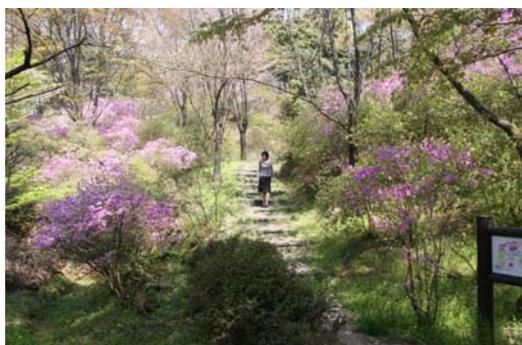
特に、水度神社参道は緑の象徴軸に位置づけられ、また、鴻ノ巣山一带の樹林地は近郊緑地保全区域に指定されており、散策道や展望施設等の自然環境と融合したレクリエーション機能を有しているなど、市民に最も愛着のある緑として、市街地の都市環境・景観の形成においても欠かせない存在といえます。市民の憩いの場として後世に残すため、市民団体による鴻ノ巣山の保全活動も積極的に行われています。

一部の樹林地については、管理が行き届かず、竹林化するなど荒廃化しつつあります。そのため、緑豊かな本市の骨格を形成する緑としての重要性を踏まえ、森林環境の保全が可能となるような法律の適用や独自のしくみづくりの検討などにより、適正に保全・管理していく必要があります。

●施策方針

水度神社参道から水度神社、鴻ノ巣山一带の樹林地および市城南東部や東部丘陵地の森林について、特別緑地保全地区※の指定や市民緑地※等の緑地保全制度により保全していくことを検討します。また、開発への適切な指導・誘導を図るとともに、市民団体との協働により今後とも森林の保全・育成に努めます。

管理が不十分で竹林化するなど荒廃している樹林地については、地権者の管理を促進する方策、地権者の協力を得ながら市民や企業との協働により再生・管理する取組を検討します。



水度神社から鴻ノ巣山へ続く散策道



鴨谷の滝

《用語説明》

※特別緑地保全地区：都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。

※市民緑地制度：土地所有者や人工地盤・建築物などの所有者と地方公共団体などが契約を締結し、緑地や緑化施設を公開する制度。

●具体的な施策

1. 緑地保全制度を活用した緑地の保全

市域の南東部や東部丘陵地の森林は、近郊緑地保全区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林等の地域制緑地の指定のもとに適切に保全していきます。また、東部丘陵地の森林については、東部丘陵地整備計画との整合も図りながら、適切に保全していきます。

2. 特別緑地保全地区の指定

本市において特に貴重な“緑”として、水度神社参道から水度神社、鴻ノ巣山一帯の緑を将来にわたって守り育てるため、特別緑地保全地区に指定することを検討します。また、特別緑地保全制度の指定に向けて、地権者、市民等に対する説明会（勉強会）の開催を検討します。

○特別緑地保全地区 指定候補地の緑地の保全に関する事項

<保全の方針>

- ・本市の歴史を伝える貴重な構造物の一つである水度神社と一体となった緑地であり、また、“緑のトンネル”を形成する水度神社参道など本市のシンボルとなる緑地として、その自然環境・景観を保全する。
- ・市民が憩い、やすらぐことができ、また、自然や歴史にふれあうことができる環境を保全する。

<施設の整備>

- ・現在整備されている展望台、散策路、やすらぎの広場等の充実や、修景・交流施設など地区の歴史的・自然的環境の活用に必要な施設（「緑と歴史の散歩道」、「山背古道」の連続性を確保し、周辺の自然環境・景観を損なわない配慮を行う）
- ・土砂崩壊防止施設等、災害の防止または復旧のため必要な施設

3. 市民の森の設置

樹林地を市民の森として借り上げ、散策路、休憩施設、案内板等の施設整備について検討します。

●各担い手の役割

市 民	・ 森林環境を保全するため、ごみのポイ捨てや不法投棄をしません。 ・ 所有する森林の適正な維持管理を行います。
市民団体	・ 市民に憩いの場を提供できるよう森林の環境整備や樹木の維持管理を行います。 ・ 被害木の伐採および植樹等の活動を実施し、保全に努めます。
市	・ 緑地保全制度の指定を検討し、市民や市民団体による保全活動の支援を行います。

(2) 樹木・樹林の保全・保護

●現状と課題

“緑のトンネル”を形成し市街地における良好な都市環境・景観を形成している水度神社参道および荒見神社前面道路の西側の樹木・樹林は、市民に潤いとやすらぎを与え、市民の誇りとなる緑です。

また、本市では、市内に生育する古い木、大きい木、珍しい木、いわれのある木等で地域の緑化のシンボルとなる樹木を「名木・古木」として認定し、アドバイザーによる定期的な点検を実施するなど、緑化の保全・推進に努めています。

しかし、一部市民等の緑に関する意識が希薄であることなどから、樹木・樹林の保全や管理が行き届かない恐れがあります。また、今後樹木・樹林の管理者の高齢化や世代交代が適切に行われないことなども想定されます。

●施策方針

まちや地域を代表するシンボリックな樹木・樹林、地域で愛着をもって育てられた樹木等は、保存樹・保存樹林*などの緑地保全制度の指定やグリーンバンク制度の活用を検討します。

市民や地権者などに名木・古木やグリーンバンク制度の積極的な周知を行うとともに、緑を愛する市民の育成、専門家や市民との協力体制の構築を検討しながら、樹木・樹林の保全・育成を図ります。



【名木・古木】 荒見神社参道のエノキ



名木・古木アドバイザーによる樹木診断

《用語説明》

※保存樹・保存樹林：都市における美観風致の維持を図るため、「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に基づき、都市計画区域内の樹木又は樹木の集団について、市町村長が指定するもの。

●具体的な施策

4. 保存樹・保存樹林等の指定

水度神社参道および荒見神社前面道路の西側の樹木・樹林などのシンボリックな樹木・樹林等は、道路計画との整合や周辺市街地との環境調和を図りつつ保全・保存に努め、新たに保存樹・保存樹林等として指定することを検討します。

5. 緑のパトロール制度の創設

保存樹・保存樹林をはじめ、公共施設の緑の定期的な巡回点検の実施および体制の確立や、まちの緑に対する市民との協働によるパトロール制度について検討します。

6. 樹木・樹林の保護・育成

東部丘陵地から市街地に張り出した水度神社参道から水度神社、鴻ノ巣山一帯の緑は、市の象徴的な存在として位置づけられるため、周辺市街地との環境調和を図りつつ適正な保護・保存に努めます。このため、樹木・樹林等の保護・育成に必要な肥料、病虫害防除剤、その他の資材の配布について検討します。

また、名木・古木を市民へPRし、緑の資源として活用を図りながら、地域のシンボルとして育成に努めます。

7. グリーンバンク制度の充実

市民へのグリーンバンク制度や登録樹木を積極的にPRしつつ、グリーンバンク制度等の緑に関わる要綱に基づく指導・誘導に努めます。

8. 樹木医の活用

樹木・樹林の保護・育成を図るため、樹木医である名木・古木アドバイザーを活用するとともに、人材の確保・育成について検討します。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
名木・古木の認定本数	40本（H23）	現状維持
緑のパトロール制度の創設	保存樹・保存樹林の定期点検を年2回実施	年2回の定期点検を維持し、市民の参加50人を目指す
グリーンバンク制度の充実	市民への幹旋樹木数の累計261本（H23） 公共施設等への寄付樹木数の累計1,077本（H23）	市民への幹旋樹木数の累計400本 公共施設等への寄付樹木数の累計1,120本

●各担い手の役割

<p>市 民 市 民 団 体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する樹木・樹林を大切に保護・保存します。 ・効率的・効果的な樹木・樹林の保全を進めるため、木々の損傷状況などの情報を市に適宜知らせます。
<p>事 業 者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所内の樹木を適切に保護・保存します。
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・城陽市名木・古木の認定を適宜検討します。 ・名木・古木や公共施設の樹木について、市民からの木々損傷状況の情報提供に対し、状況確認を行い、適切な処置など迅速に対処します。 ・樹木・樹林の保全に向けた制度の創設や改善を適宜検討します。 ・制度や樹木・樹林の積極的な情報提供を行います。

(3) 農地の保全

●現状と課題

本市においては、木津川沿いの平坦地に水田を中心とした農地および優良な茶園が広がっています。また、青谷地域においては、近畿の名勝地と謳われた青谷梅林があり、緑の空間を形成しています。

水田では水稻の他、特産の花しょうぶや花ハスが生産され、開花時期には本市の特色ある風景を醸し出しています。

農地は農業生産の場だけではなく、貯水機能や水害防止機能を有し、緑の空間として市民にやすらぎを与える重要な役割を果たしています。

近年、農業従事者が高齢化や担い手不足により減少しており、また、遊休農地が増加しているため、農地の有効活用と健全な保全が課題となっています。

●施策方針

安全な食糧を生産する農地として、また、美しい田園風景を構成する要素として、郊外に広がる優良農地を農用地指定等により適切な保全に努めます。また、市街地に点在している農地は、身近な緑として都市環境の保全や生き物の生息地、防災面などの観点も視野に入れ保全に努めます。



生産緑地地区



青谷梅林



花しょうぶ



いちじく畑

●具体的な施策

9. 生産緑地地区の適正管理

既成市街地部における生産緑地地区※を適正に保全し、市民農園などの有効活用に努めるとともに、新たに市街地となる地域については都市的土地利用への支障に留意しつつ、生産緑地地区として確保することを検討します。

10. 梅林・花しょうぶ田等の保全

まちを特徴づける農地である青谷梅林、花しょうぶ田等では梅まつりなどが開催されており、サイン整備を含めてイメージアップを図っていくとともに、農地の保全に関する意識の高揚を図っていきます。

また、今後も適正に保全していくため、農用地等の指定を検討します。

11. 優良農地の適正な保全

農業振興地域の農地は、農地の集約化や農業基盤整備を推進し、農用地指定等により優良農地として保全を目指します。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
農業基盤の整備率	3.1% (H22)	7.3%

●各担い手の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で生産された農産物を購入・消費します。 ・所有する田園を適切に維持管理します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内で生産された農産物を提供します。 ・田園環境との調和に配慮した緑豊かな開発に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・農用地指定等により優良農地として保全する地域については、農地の集約化や農業基盤整備を促進します。また、市民等による保全活動の支援を行います。



花ハス

《用語説明》

※生産緑地地区：生産緑地法に基づき、農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を図ることを目的として、緑地機能および多目的保留地機能を有する500㎡以上の市街化区域内農地を保全するため、市町村が都市計画に定める地域地区。

(4) 歴史遺産の保全

●現状と課題

本市には、地理的特性等から古墳・遺跡・社寺等の歴史的資源が豊富に存在しています。これら歴史的資源は、“鎮守の森”を形成するなど良好な植生を保持しているとともに、市民に親しまれ地域を象徴するオープンスペースとなっており、なかでも水度神社参道は、常緑広葉樹を中心とする樹木により“緑のトンネル”が形成され、緑の象徴軸として特徴ある緑の空間となっています。

さらには、久津川車塚古墳においては市民団体による整備・保全活動が行われ、芝ヶ原古墳においては公園整備の取り組みが進められています。

本市に数多く分布する歴史的資源は、本市の文化や個性をあらわし市民が誇るべき資産であるため、まちづくりにおける重要な資源として緑とともに保全し、後世に残していく必要があります。

●施策方針

市民の誇りであるとともに身近な緑として愛着のある古墳・社寺林等の貴重な歴史的遺産について、市民団体などと協力しながら今後とも保全に努めます。

指定文化財等については、今後とも保護・保存に努めるとともに、適宜公園化・緑地化を図るなど、貴重な観光資源としても充実を図ります。



森山遺跡



整備中の芝ヶ原古墳公園

●具体的な施策

12. 遺跡の公園化

芝ヶ原古墳および久津川車塚古墳の史跡公園整備を計画的に進めるとともに、主要な古墳・遺跡については、市民や市民団体等の協力を得ながら適宜公園化を図り、「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」で形成される歩行者ネットワークの主要拠点として公園・緑地機能の確保に努めます。

また、既に公園化が成されている古墳・遺跡については、市街地における貴重な緑地空間として保全を図ります。

13. 市民団体への支援

市民団体による保全活動に対して、管理消耗品を支給する等の支援を行い、本市が誇る歴史遺産の保全の充実に努めます。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
遺跡の公園化	3箇所(H23)	5箇所

●各担い手の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画による史跡公園づくりの場へ参加します。 ・歴史遺産を愛し、憩いの場として活用し、維持管理に協力します。 ・地域の歴史に関心を持ち、次の世代に伝えます。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・繁茂しすぎた竹の伐採や整理、樹木の適正な維持・管理を行います。 ・歴史や自然をテーマとした環境学習を開催します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・市民参画による史跡公園等の整備を検討します。 ・市民団体の保全活動に対する支援を行います。



荒見神社



水主神社

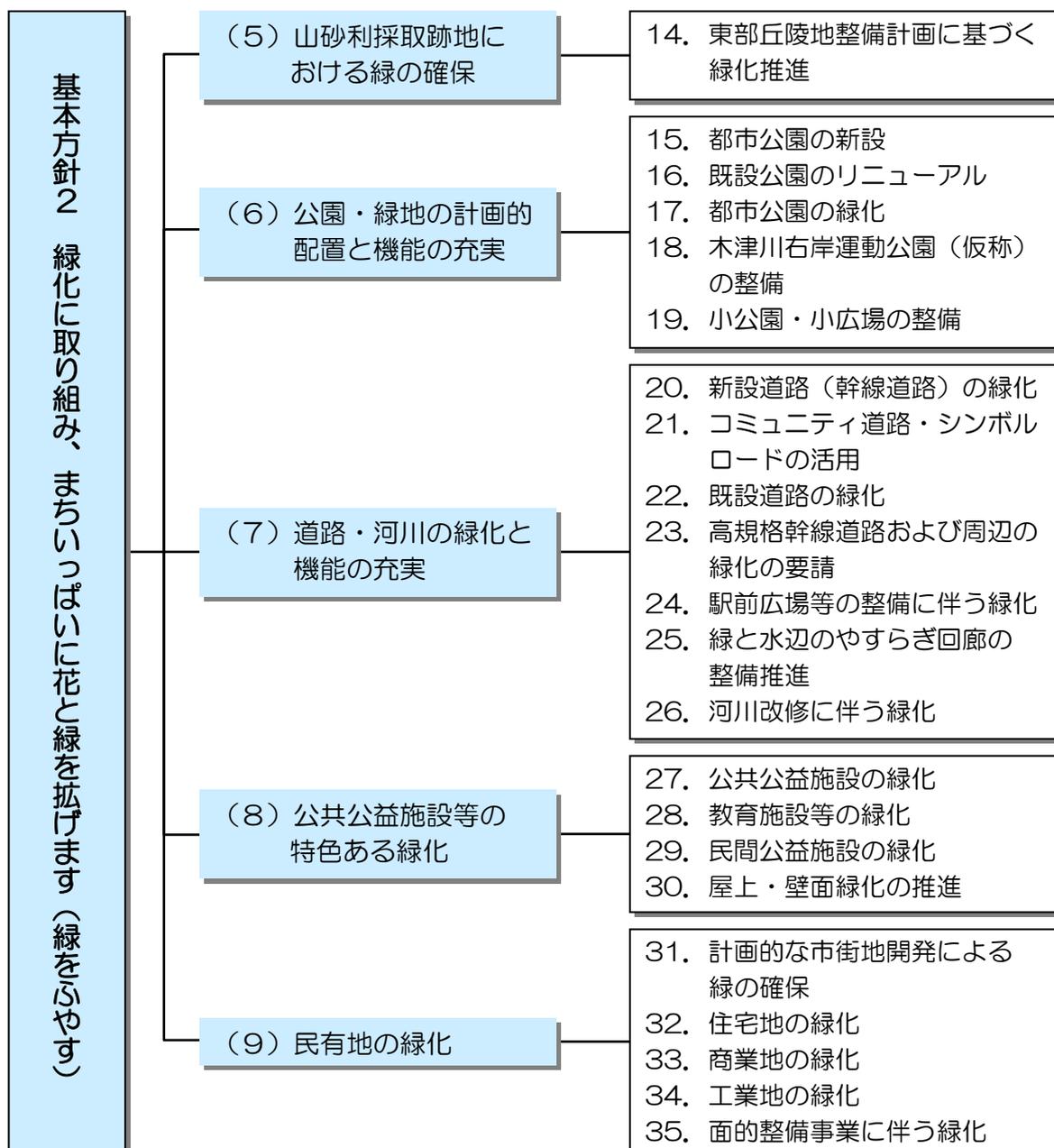
5-3 基本方針2 緑化に取り組み、まちいっばいに花と緑を拡げます (緑をふやす)

暮らしの中に新しい緑を増やしていくことは、温暖化防止という地球環境の改善につながるるとともに、私たちにやすらぎを与え、景観が向上し、災害に強いまちをつくることとなります。さらに、生き物の移動経路が確保され生物多様性の向上が図られます。

また、東部丘陵地内の山砂利採取跡地における緑の復元や新名神高速道路における緑化においては、市民や来訪者がまちの魅力を感じられるよう周囲の自然環境や景観との調和に配慮するよう努めます。

市街地における緑の確保に向け、まちの魅力を向上させ、市民に親しまれる花と緑を道路、公園、公共公益施設、民有地等に拡げ、緑の総量を確実に増やしていきます。

【施策体系図】



(5) 山砂利採取跡地における緑の確保

●現状と課題

東部丘陵地内の山砂利採取跡地は、現在裸地が目立ち、連続的な自然環境や緑豊かな景観が損なわれており、荒廃した跡地の修復が求められています。

現在、平成 19 年に策定された「東部丘陵地整備計画」に基づく新たな市街地整備や新名神高速道路整備といった大規模プロジェクトが計画されています。また、京都府により木津川右岸運動公園（仮称）の整備が進められています。

自然環境の保全や防災機能の向上、景観形成、生物多様性の確保の観点からも、失われた緑の復元が求められています。

●施策方針

東部丘陵地内の山砂利採取跡地における土地利用にあたっては、市域全体を視野に入れつつ無秩序な開発整備を防ぐため、「東部丘陵地整備計画」に基づきながら、周辺の自然環境や都市景観と調和のとれた、緑あふれる市街地のモデルとなるような緑の確保に努めます。



国道 307 号から眺めた山砂利採取跡地

●具体的な施策

14. 東部丘陵地整備計画に基づく緑化推進

東部丘陵地整備計画に基づく開発整備にあたっては、都市計画法、土地区画整理法、林地開発許可基準、工場立地法等の法令に基づき、公園・緑地の確保・保全に努め、また、都市公園、造成森林、河川、調整池、緑地が有機的に結ばれた、水と緑のネットワークを形成します。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
東部丘陵地整備計画に基づく公園、緑地、造成森林の確保	—	先行整備長池地区： 公園 1.05 ha、緑地・造成森林 7.86 ha 先行整備青谷地区（南部）： 公園 1.29 ha、緑地・造成森林 8.22 ha

●各担い手の役割

事業者	・関係法令に基づく緑化を行います。
市	・無秩序な開発を防ぎ、事業所における緑化を指導します。 ・公共施設の緑化を行います。

(6) 公園・緑地の計画的配置と機能の充実

●現状と課題

本市の都市公園の市民1人あたり面積は4.5㎡で、都市公園法による都市公園設置基準の標準面積10㎡を大きく下回っています。

特に、市街地における公園量が少なく、地域によって偏りがみられるため、地域の公園量に配慮しながら身近な公園の確保が必要です。

また、成熟した都市型社会においては、安全・安心に利用でき、スポーツ・レクリエーションを楽しむことはもとより、健康志向、歴史・文化等の生涯学習意欲の高まりから、憩い、集い、散策、健康づくり、自然とのふれあいといった多様なニーズに対応した公園づくりが求められています。

●施策方針

本市の都市基幹公園は、城陽市総合運動公園と新たに整備が進められている木津川右岸運動公園（仮称）の2箇所とし、これらが相互に連携した機能の充実に努めます。また、近接する鴻ノ巣山や東部丘陵地の緑といった自然環境・景観との融合・調和に配慮した整備・充実に図ります。

子どもから高齢者、日常的な利用から広域的な利用まで、多様なニーズに対応した公園・緑地等の整備やリニューアルによる機能の充実に努めます。また、都市における生態系の保全に資する水と緑を確保するとともに、市民が樹木・野鳥・昆虫等を観察したり、直接触れあえるような空間の創出に努めます。

古墳・遺跡等の文化財と一体化した公園・緑地については自然的樹木の保護・保存はもとより、歴史的環境を維持・創出できる樹種の配置を検討するなど歴史的資源と融合・調和した緑化を推進します。



枇杷庄児童公園



城陽市総合運動公園



整備中の木津川右岸運動公園（仮称）

●具体的な施策

15. 都市公園の新設

子どもから高齢者までの幅広い年齢層や多様化するレクリエーションニーズに対応するとともに、防災上の避難場所や配置バランス、また、古墳・遺跡等の活用などにも考慮し、積極的に公園整備を図ります。

また、市民に親しまれる公園づくりを目指し、計画段階から市民参画を図るなど、市民との協働による公園整備を推進します。

16. 既設公園のリニューアル

近年、既設公園のリニューアルの視点として、安心・安全な施設の長寿命化、利用者の高齢化および価値観の多様化に伴う利用者ニーズへの対応等に重点が置かれています。そのため、老朽化した既設公園のリニューアルに際しては、市民参画を図りながら高齢者や障がい者等に配慮したユニバーサルデザイン[※]・バリアフリー化[※]を推進し、誰もが安心して憩える空間づくりに努めます。

17. 都市公園の緑化

公園と住宅が一体となった、安全で良好な住環境の形成を図るため、身近な公園については周囲の住環境・都市景観に配慮した緑化を図るとともに、防犯の観点も含め、樹木の剪定などの適切な維持・管理に努めます。

市民や訪れる人々が親しめるような公園とするため、市民参画により、四季の変化や公園の特色があらわれるよう植栽する花や樹木の選定に配慮した公園計画・デザインを行います。

18. 木津川右岸運動公園（仮称）の整備

都市基幹公園である木津川右岸運動公園（仮称）は広域的なスポーツ・レクリエーションや防災機能を持つ公園として、早期整備を要望していきます。

公園整備においては、府民参画によるビオトープや森づくりなどの自然の再生により、府民の環境学習の場として、また、生物多様性の高い空間としての機能の確保を要望します。

19. 小公園・小広場の整備

地域の身近な憩いの場を確保するため、公共施設整備等の残地利用によるポケットパーク[※]、街角の小広場の整備を検討します。

地域のふれあい・交流拠点となっているコミュニティセンター周辺の広場等については、地域住民のニーズに応じた機能の保全・充実に努めます。

《用語説明》

※ユニバーサルデザイン：「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無などに関わらず、全ての人が使いやすいように、製品・建物・環境等をデザインすること。

※バリアフリー：住宅、地域施設、交通施設等の生活環境において、普通に生活することを阻む障壁（バリア）をなくすこと。

※ポケットパーク：道路脇や街区内の空き地などわずかの土地を利用した小さな公園又は休憩所。地域の生活環境を良くすることを重視し、気軽に休める憩いの場となる。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
市民1人あたりの都市公園の面積	4.5 m ² /人	10 m ² /人
市民参画による公園・緑地の整備・リニューアル	市民参画による公園のリニューアル箇所：6箇所(H18～H23)	市民参画による公園・緑地の整備・リニューアル箇所：16箇所
都市公園の緑化	—	既存施設の緑化可能区域の100%緑化 新規街区公園・運動公園の30%以上緑化、新規近隣公園・地区公園の50%以上緑化

●各担い手の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市民参画による公園づくりの場へ参加します。 地域の公園の緑化活動や維持管理に参加します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境を活かした環境学習を開催します。 地域の公園の緑化活動や維持管理に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 法令基準等に応じた緑豊かな公園を計画・設計します。
市	<ul style="list-style-type: none"> 公園・緑地を適正に配置し、整備・リニューアルを促進します。 市民参画による公園の整備・リニューアルを検討します。

(7) 道路・河川の緑化と機能の充実

●現状と課題

街路樹や川沿いの並木、駅前広場の花木は、都市の景観を形成するうえで重要な緑です。また、市街地における緑地として地域環境の創出や延焼防止などの防災機能も有します。

本市では、水度神社参道や荒見神社の前面道路に代表的な道路の緑があります。また、木津川沿いの桜つつみは、春になると桜のトンネルを形成し、木津川と一体となって市民に憩いと安らぎを与える重要な景観となっています。

しかし、街路樹においては、枝や葉が通行の妨げとなる場合もあり、通行人や周辺住民に配慮した適切な維持管理が求められます。

また、新名神高速道路が本市のほぼ中央を東西に通過することから、周囲の自然環境や本市の景観との調和が求められます。

●施策方針

新名神高速道路における景観に配慮した積極的な緑化を要請するとともに、主要幹線道路や都市計画道路を中心とした緑化を推進します。また、「緑と歴史の散歩道」で位置づけられる個々の“みち”や地域の玄関口である駅前広場については、それぞれの機能に応じた特色ある緑化・修景により機能の充実を図ります。植栽する樹種については、地域の特徴や意向、場所等の条件を踏まえて、地域に親しみ愛される緑化を進めます。

既設の街路樹・植栽帯については、樹木本来の樹形や周辺環境に配慮しながら、適切な維持・管理を行い、緑の質の向上に努めます。

また、木津川をはじめとして古川、長谷川、青谷川等の主要河川について、生態系に配慮した自然環境の保全に努めるとともに、親水性を高める緑化を促進するなど市民の憩いと潤いの場として活用します。



荒見神社前の道路緑化



総合運動公園線の道路緑化

●具体的な施策

20. 新設道路（幹線道路）の緑化

交通量の多い幹線道路沿道では、騒音や大気汚染の緩和に役立つ樹種や四季の変化が楽しめる樹種の選定、街路樹による延焼防止など道路緑化が担う機能の充実に努めます。

21. コミュニティ道路・シンボルロードの活用

市の中心部を通過する道路や主要な施設にアクセスする道路については、良好な市街地環境・景観に配慮したシンボリックな並木づくりに努めます。

また、市民生活に密着した生活道路については、コミュニティ道路※の整備やポケットスペースを活用した緑化、地域が主体となった花植えなどの推進を図り、歩行者が潤いを感じ安心して行動できる空間の確保に努めます。

22. 既設道路の緑化

市街地内の道路緑化については、都市計画道路の整備や計画的な市街地整備等に併せて積極的に緑化を図り、災害に強いまちづくりの一環として緩衝帯の役割を持った緑の創出を目指した緑化を推進します。

23. 高規格幹線道路および周辺の緑化の要請

新名神高速道路の整備にあたっては、周囲の自然景観・都市景観との調和を求めるとともに、十分な植栽帯の確保、環境に配慮した法面緑化、緑の連続性の確保を要請します。

24. 駅前広場等の整備に伴う緑化

駅前広場については、今後ともまちや地域の玄関口にふさわしい緑の空間として、市民主体による花いっぱい運動などの緑化活動の推進など、施設の維持・管理を含めた機能の充実に推進します。

25. 緑と水辺のやすらぎ回廊の整備推進

木津川については、桜つつみ等の修景整備と併せた堤防・河川敷の緑化に努めます。また、エコロジカルネットワーク※の一翼を担う他市町から連続した広域的な水と緑の回廊軸となる水辺空間の創出に努めます。

26. 河川改修に伴う緑化

地域に身近な存在である中小河川や水路、ため池等の改修においては、治水安全性の確保を前提とし、周辺環境や生態系、景観と調和した整備を図るとともに、親水広場等の水辺空間の創出に努めます。

《用語説明》

※コミュニティ道路：車道の一部を狭くしたり蛇行させたり、場所によっては車道面を盛り上げたハンプを設置して、心理的、物理的に自動車のスピードを落とさせるなど、歩行者や自転車の安全を守る目的で整備する道路。

※エコロジカルネットワーク：生物の生息地間をつなぐ、生物の移動に配慮した連続性のある緑地などの空間。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
桜づつみ、駅前広場等の都市緑地の緑化	—	既存施設の緑化可能区域の100%緑化 新規施設の80%以上緑化
道路施設の緑化	—	既設道路の緑化可能区域の100%緑化 新規整備路線のすべての路線で緑化

●各担い手の役割

市民 市民団体	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川の清掃、除草などの維持管理に協力します。 水辺の植物や生物を大切にします。 花いっぱい運動などの緑化活動に取り組みます。
市	<ul style="list-style-type: none"> それぞれの道路形態や地域に合った街路樹のあり方を市民の意向を踏まえながら検討し、計画的な樹木の育成・管理を行います。 親水性を高め、生態系や景観に配慮した環境型の河川改修等を行うよう努めます。



古川親水広場



青谷川親水公園



古川と菜の花

(8) 公共公益施設等の特色ある緑化

●現状と課題

市内の公共公益施設は、市民活動・交流の拠点として重要な役割を果たしています。公共公益施設を緑化することは、地球温暖化の防止をはじめ、ヒートアイランド現象*の抑制、地域環境の改善の効果が期待されます。また、グリーンカーテン*や植栽された花木は、公共施設を利用する市民にやすらぎを与えるとともに、民間施設の緑化推進の先導役を果たすことにもつながります。

今後も、地域に親しまれる緑の拠点として、公共公益施設の良好な緑化空間を維持管理するとともに、新たな緑化をしていくことが求められています。

●施策方針

市役所・コミュニティセンター・老人福祉センター・幼稚園・保育園・学校等の公共公益施設や民間の病院、幼稚園・保育園等の民間公益施設は、多くの市民が訪れる施設や地域のシンボリック施設が多く、緑化に対する高いアピール効果が期待されます。

そのため、先導的に緑化を図ることにより市民の緑化意識の高揚を促すとともに、施設を快適に利用できる環境および良好な都市環境を形成していきます。



南部コミュニティセンターの緑化



久世保育園の緑化



今池コミュニティセンターのグリーンカーテン

《用語説明》

※ヒートアイランド現象：アスファルト舗装、ビルの輻射熱、ビルの冷房の排気熱、車の排気熱などによって、周辺地域よりも温度が数度高くなる現象。

※グリーンカーテン：朝顔やゴーヤ等のつる性植物をネットにはわせてカーテンのように成長させたもの。遮光や植物の蒸散作用により室内温度の上昇を防ぐ効果がある。

●具体的な施策

27. 公共公益施設の緑化

日常的に多くの人々が集まり、コミュニティをはぐくむ場となる公共公益施設については、四季折々の花が楽しめる花壇やグリーンカーテン、入口部におけるシンボリックな樹木といった効果的な緑化に努め、また外周部においては周囲からの景観を意識した高木の植栽を図ります。

保健・福祉・医療施設については、特に環境や景観に配慮した植栽を行い、利用者に潤いとやすらぎを与える緑化に努めます。

28. 教育施設等の緑化

教育施設については周辺景観との調和に配慮することはもちろん、快適な就学環境を保全・創出するような効果的な緑化を推進します。

また、教育施設のグラウンドについては、芝生化による環境教育など教育施策との連携のもと、市街地におけるオープンスペースとして今後とも保全に努めます。

29. 民間公益施設の緑化

民間の病院、幼稚園、保育園等に対し、苗木の配布、助成金の交付について検討します。

また、保健・福祉・医療施設については、特に環境や景観に配慮した植栽を行い、利用者に潤いとやすらぎを与える緑化に努めます。

30. 屋上・壁面緑化の推進

緑地の確保が難しい市街地において、屋上空間や壁面空間を活かした緑化を推進し、緑化面積の拡大を図ります。

そのため、公共公益施設において率先して屋上・壁面緑化を実施し、市民に親しまれる憩いの空間形成を進めます。また、民間公益施設などへの普及・促進を図ります。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
公共公益施設の緑化	—	既存施設の緑化可能区域の100%緑化 新規施設の20%以上緑化

●各担い手の役割

市民	・公共公益施設における植樹や花壇づくり、維持管理に参加し、地域のコミュニティをはぐくむとともに、緑に親しみます。
事業者	・所有する民間公益施設の緑化、維持管理を行います。 ・法令基準等に応じた緑豊かな公共公益施設の計画を提案します。
市	・市民に親しまれる先導的な緑化を行います。 ・屋上・壁面緑化を推進します。

(9) 民有地の緑化

●現状と課題

本市では、住宅における生け垣設置の助成制度や住宅開発に伴う地区計画制度の活用、名木・古木の認定やグリーンバンク制度などの施策を推進し、民有地における既存の緑の保全や新たな緑の創出に取り組んできました。

市街地の緑化は、地球温暖化の防止に寄与するとともに、ヒートアイランドの緩和など都市環境の向上に貢献しています。また、民有地の緑により連続したエコロジカルネットワークの形成が期待できます。

今後は、住宅地のみならず、商業地や工業地など市街地全体に緑化の取り組みを拡大していくことが求められています。

●施策方針

住宅地や商店街、事業所などにおける生け垣化や軒先・窓辺・玄関回りでのプランターなどによる花づくりなど、余地に応じた創意工夫による緑化を奨励します。

工場においては、自然豊かな本市の景観に調和するよう修景に配慮するとともに、公害防止や都市防災に配慮した緑化を事業者にも要請します。

緑あふれる市街地の形成を図るため、市街地整備に併せて住宅地、商業・業務地、工場等、地域別に民有地の緑化を積極的に促進し、必要に応じて協定等の締結や維持・管理における公的助成等を検討します。

また、市街地内においては、「京都府地球温暖化対策条例に基づく建築物等の緑化促進制度」により、敷地内や屋上緑化を推進します。



住宅地の緑化



城陽駅前マンション



生け垣の新設



商業地の緑化

●具体的な施策

31. 計画的な市街地開発による緑の確保

新たに住宅地を形成していく地区については、地区計画制度等の活用による緑化の誘導・促進を図るとともに、緑地協定や建築協定等の新たな緑の創出や保全の誘導方策を検討し、潤いのある緑あふれるまち並みの形成に努めます。その他の開発および建築行為等については、開発許可^{*}、建築確認申請時の指導等により敷地内緑化の誘導を図ります。

32. 住宅地の緑化

公的助成による外周部の生け垣化を推奨し、特に接道部においては良好な住環境形成および住宅地景観の創出を図るため、積極的に緑化を促進します。

生け垣設置費助成事業については、市民ニーズの把握に努め、制度内容の見直しを検討するとともに、新たな助成事業の創設についても検討します。

33. 商業地の緑化

商店街は市民が集うにぎわいの場であることから、緑地協定等の活用による緑化の誘導・促進を検討します。

土地利用や建築に関わる適切な指導・誘導により、敷地の有効利用等を促し、敷地内や屋上の緑化スペースの拡大を促進します。

幹線道路沿道の商業施設等については、良好な沿道景観の形成に配慮した緑化を促進します。

緑化スペースの少ない施設については、プランターやフラワーポット等個々の創意工夫により可能な限り花と緑の空間を広げていくことを誘導します。

34. 工業地の緑化

災害に強いまちづくり、および良好な都市環境・景観の形成のため、緩衝帯・遮蔽空間となる樹木を植栽し、特に外周部や壁面など接道部の緑化を促進します。

住宅地との隣接部については周辺地域と調和・融合した緑の創出を図るため、周辺の住宅地等の環境・景観に配慮した緑化を促進します。

新たに整備を進める久世荒内・寺田塚本地区の企業誘致における緑地整備についても、適切な取り組みを進めます。

35. 面的整備事業に伴う緑化

市街地再開発事業^{*}等の面的整備事業の促進を図り、建築物の前面空間の有効利用による緑化スペースの拡大に努めます。

《用語説明》

※開発許可：都市計画法における開発行為に対する許可制度のこと。都市計画区域内において、開発行為をしようとする者は、あらかじめ許可を受けなければならない。開発許可は、都市計画区域における市街化の要因となる開発行為を規制・誘導することによって、スプロール化を防止し、段階的、計画的なまちづくりを図ることを目的としている。

※市街地再開発事業：計画的な市街地形成を図るため、道路・公園・下水道等の公共施設の整備と合わせて、宅地の利用増進、建築物の整備を一体的かつ総合的に進める事業の総称。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
生け垣設置の増加	累計 162 件、4,123 本、 1,570m（H23）	累計 200 件、5,100 本、 1,900m
地区計画・緑地協定・建築協定の締結地区数	地区計画：2 地区（H23）	地区計画・緑地協定・建築協定で合わせて 6 地区

●各担い手の役割

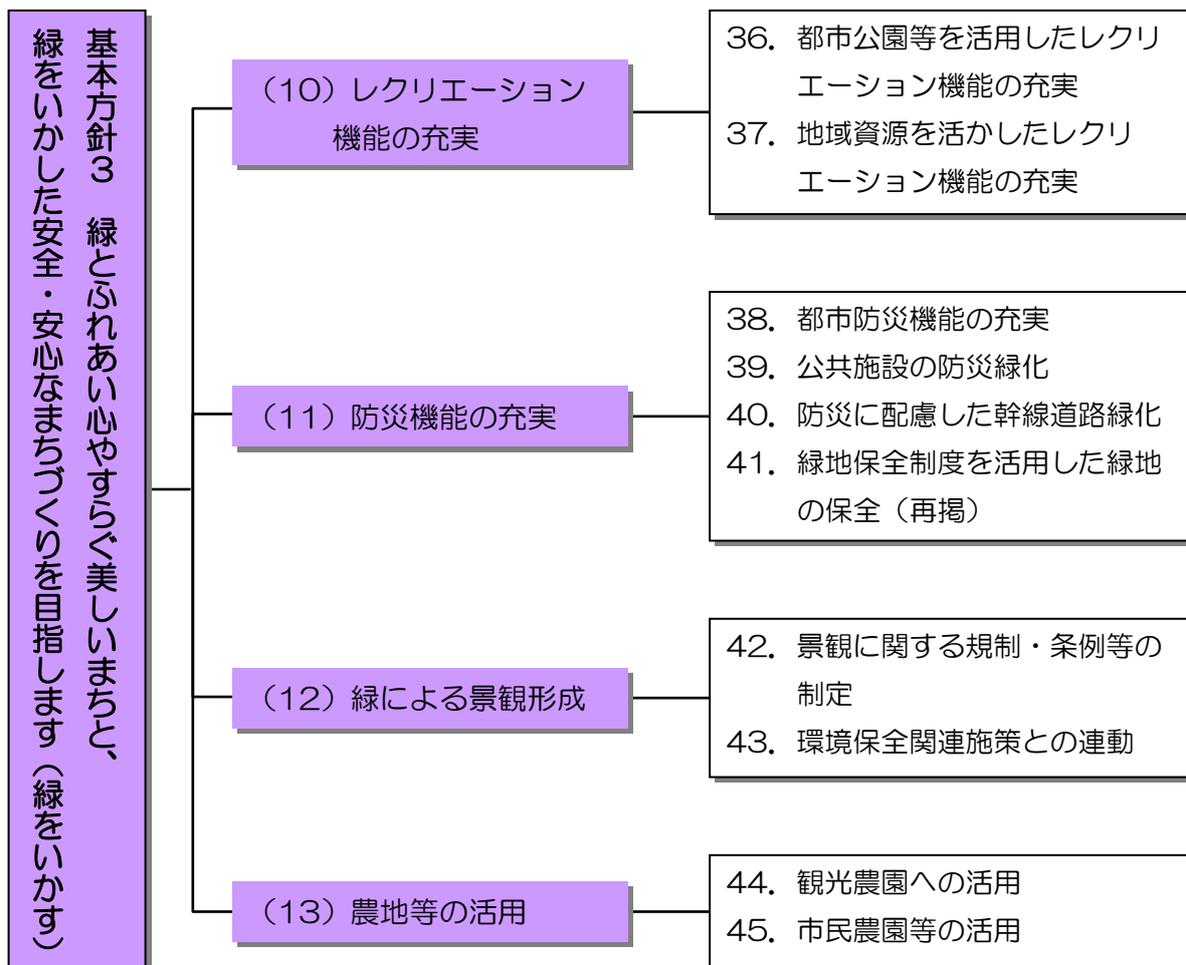
市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の庭に木や花を植えるなど、緑あふれる美しい景観の住宅地形成に努めます。 ・地区計画制度等の地域の自主的なルールづくりに参加します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所敷地内や所有する土地の沿道、街路空間を活用して緑化を推進し、彩りあるまち並みづくりに取り組みます。 ・事業所敷地内における緑地空間の一般市民への開放を検討します。 ・事業活動の場となる施設内外を緑化し、潤い空間を創出して働きやすい環境づくりを進めます。 ・商店の軒先やウィンドウ内に鉢植えを置くなど、緑の空間を増やします。 ・市民や市民団体の緑に関する活動などに協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・公的助成により、市民の緑化活動を支援します。 ・地区計画制度等を活用し緑化を推進します。

5-4 基本方針3 緑とふれあい心やすらぐ美しいまちと、 緑をいかした安全・安心なまちづくりを目指します(緑をいかす)

レクリエーションや憩いの場を提供してくれる公園緑地やまち並みを彩る様々な緑、土や作物とふれあう市民農園などは、私たちが心豊かに快適に暮らしていくために欠かすことのできない重要なものです。また、緑化されたオープンスペースや広幅員で街路樹を有する道路は、災害時の避難所や避難路として地域防災の重要な機能を有しています。

そのため、緑を活用したレクリエーション機能の充実、防災面に配慮した緑の適正配置、地域における良好な景観の向上等、質の高い緑化に取り組みます。

【施策体系図】



(10) レクリエーション機能の充実

●現状と課題

緑は、心身をリフレッシュし、うるおいや安らぎを与えます。また、身近な公園などの緑豊かなオープンスペースは、自然とのふれあい、市民の健康づくり、四季を感じる美しい風景を觀賞するなどの様々なレクリエーション活動の場として、重要な役割を有しています。

本市の広域的なレクリエーションの拠点として城陽市総合運動公園と新たに整備が進められている木津川右岸運動公園（仮称）が配置されており、城陽市総合運動公園においては各種スポーツが盛んに行われ、都市緑化月間である10月には緑化まつりが開催されるなど、レクリエーションの場、市民の憩いの場として広く親しまれています。

また、木津川河川敷運動広場は、木津川の自然環境や隣接する桜つつみと一体的に市民のスポーツやレクリエーションの場として利用されています。

鴻ノ巣山は、散策道や東屋、展望台、さくら見台、花しょうぶ池が整備され、市民の憩いの場として広く親しまれています。

「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」は、歴史的資源と緑が有機的に結ばれており、「散策」によって、訪れる人や地域住民の憩いの場として親しまれています。このような市民にとって重要な役割を果たす施設を適切に保全し充実させるとともに、広く市民にPRし、さらなる利用促進を図る必要があります。

●施策方針

都市公園等については、一層の活用促進を図るため、本格的なスポーツを楽しめる場や、子どもたちの遊び場、多様な世代が交流できる生涯スポーツの場、散策や憩いの場など、利用者ニーズに合致し、その公園緑地の規模・役割に応じたスポーツ・レクリエーション機能の整備・充実を図ります。

また、豊富な自然環境や農地、貴重な歴史資源などの緑地は保全することを基本としつつ、これらを活かした自然・歴史の体験や環境学習などのレクリエーション機能の充実を図り、都市公園等とともに広く市民に周知し、利用促進を図ります。



総合運動公園の多目的広場



水度神社から鴻ノ巣山へ続く散策道

●具体的な施策

36. 都市公園等を活用したレクリエーション機能の充実

運動公園がスポーツ・レクリエーション活動の中核的な施設となるよう位置づけます。特に木津川右岸運動公園（仮称）については、様々なスポーツ・レクリエーションが展開できるよう早期の施設整備を要請していきます。

地域のスポーツ・レクリエーションの核となる近隣公園や地区公園の整備について、継続して検討を進めます。

37. 地域資源を活かしたレクリエーション機能の充実

森林、河川、農地、古墳・遺跡・社寺など自然や農、歴史とふれあう環境を保全するとともに、既に整備されている鴻ノ巣山の展望台や散策路、やすらぎの広場などの施設の維持・管理を適宜図っていきます。

また、自然環境や歴史的資源の有効活用を目的に、修景や交流施設の整備を積極的に推進するとともに、散策やハイキングなどの自然・歴史体験、植樹やビオトープを活かした環境学習などによりレクリエーションニーズへの対応の充実に図ります。

施設整備にあたっては「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」の歴史的資源や緑の連続性を確保しつつ、周辺の自然環境・景観を損なわないような配慮に努めます。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
総合運動公園等のスポーツ施設の利用者数	296,317人(H23)	317,000人
緑化まつりの来場者数	約6,000人(H23)	約8,000人

●各担い手の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション施設を積極的に活用し、緑に触れる機会をつくれます。 イベントへ参加したり、ボランティアとして協力します。 憩いの場、レクリエーションの場として公園づくりや川づくり、日常の維持管理を市とともにいきます。
市民団体 事業者	<ul style="list-style-type: none"> レクリエーション施設を会場とするイベントの企画・運営に参加します。
市	<ul style="list-style-type: none"> 施設やイベントを広くPRし、市民への周知を図ります。 レクリエーション施設を会場とするイベントを市民協働で取り組みます。

(11) 防災機能の充実

●現状と課題

都市における公園や公共施設におけるオープンスペースは、災害時の避難場所として機能するほか、災害救助活動の拠点としても活用されます。また、樹木は延焼を防止し、街路樹のある道路などは避難路として有効となることから、公園や幹線道路における緑の保全および充実を図る必要があります。

本市においては、久津川児童公園、正道官衙遺跡、城陽ローンテニス、城陽市総合運動公園、史跡森山遺跡、枇杷庄公園、木津川河川敷運動広場、学校のグラウンド等が避難場所に指定されています。

山林の樹林地は、雨水の地下への浸透を緩やかにし、河川への流量を調節する機能や土砂の流出を防止する機能があります。

本市においては、東部丘陵地がまとまった樹林地となっており、木津川支流の長谷川、青谷川の水源であるとともに洪水防止や土砂流出の防止の観点から、樹林の適正管理、山砂利採取跡地の緑の復元に取り組む必要があります。

●施策方針

避難場所となる公園を確保・配置し、植栽、防火水槽等の防災機能の充実を図ります。また、延焼遮断緑地となる幹線道路の緑化を推進し、緑を活かした災害に強いまちづくりを進めます。

東部丘陵地における樹林を適正に管理するとともに、山砂利採取跡地における緑の復元に取り組めます。



正道官衙遺跡

●具体的な施策

38. 都市防災機能の充実

城陽市総合運動公園および木津川河川敷運動広場は、広域的な防災機能を持つ公園として、各地域において避難場所に指定されているその他公園・グラウンド等との連携強化を含めて防災機能の強化を図ります。また、現在整備中の木津川右岸運動公園（仮称）においても、広域的な防災機能を持つ公園として整備されるよう京都府に要望します。

39. 公共施設の防災緑化

「地域防災計画」において避難場所として位置づけられている各公共施設については、優先的に建物周辺や外周部等の緑化を図ります。

40. 防災に配慮した幹線道路緑化

市街地内の幹線道路については、都市計画道路の整備や計画的な市街地整備等に併せて積極的に緑化を図り、災害に強いまちづくりの一環として緩衝帯の役割を持った緑の創出を目指した緑化を推進します。

41. 緑地保全制度を活用した緑地の保全（再掲）

市域の南東部や東部丘陵地の森林に指定されている近郊緑地保全区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林は、防災対策の視点から東部丘陵地整備計画と整合を図りながら、適切に保全していきます。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
避難場所に位置づけられている公共施設の防災緑化	—	公共施設の30%緑化の確保
幹線道路の防災緑化	—	幅員16m以上のすべての幹線道路の緑化

●各担い手の役割

市民 市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・実際に避難場所や避難路を使用した防災訓練等の実施を通じて緑の防災機能への理解を深めます。 ・防災機能をもった植樹事業に参加します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼防止機能等に配慮し敷地の緑化に努めます。 ・CSRの一環として樹木の保全活動への参画に努めます。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の防災機能に関して広く市民の理解が得られるよう情報発信を行い、植樹等の機会を創出します。

(12) 緑による景観形成

●現状と課題

緑には、うるおい豊かな景観を醸し出し、心を和ませる効果があります。

本市には、東部丘陵地や河川堤防、古墳・遺跡、社寺と一体となった緑、市街地に彩りを添える緑など、良好な景観の重要な要素となっている緑が豊富にあります。

特に、“緑のトンネル”を形成する水度神社参道から続く水度神社、鴻ノ巣山一帯の緑や“桜のトンネル”を形成する木津川沿いの桜づつみは、本市のシンボルとなる景観となっています。

一方、大規模な山砂利採取跡地や開発による緑豊かな景観の乱れなどが生じており、良好な景観を維持・継続していくためには、景観に関する基本的な方針を明らかにし、適切な規制・誘導策を検討することが必要となってきます。

●施策方針

良好な景観は、生活に潤いや憩いを与えるなど豊かな暮らしを支えるとともに、まちのイメージを向上し、地域への誇りや愛着の醸成につながります。また、まちや地域の資源を特徴づけ、その魅力を高めることによって市内外の観光・交流を育むなど、本市の活性化に寄与します。

自然的景観や都市的景観、歴史的まち並みなどの良好な景観を形成する上で緑の果たす役割は大きいため、景観施策や環境施策と連携しながら、緑の保全や創出、活用を図ります。



水度神社参道の“緑のトンネル”



木津川沿いの桜づつみ

●具体的な施策

42. 景観に関する規制・条例等の制定

自然や歴史的な地域資源を活かすことによって、まちのイメージ向上や観光・交流による市の活性化を目指すことを目的に、緑豊かな景観を維持・保全し、さらなる良好な景観の創出を図ります。その手段として、景観に関する総合的な基本方針の策定や具体的な規制・条例等の制定を検討します。

43. 環境保全関連施策との連動

城陽市環境基本計画等に基づき策定されている環境保全関連施策と連動し、市民・市民団体・事業者の参画を図りながら、自然環境の保全、修復を進めます。

●各担い手の役割

市 民	・敷地内の緑化など緑豊かな景観づくりに努めます。
市 民 団 体	・イベントとの連携等により、緑化による効果や気軽にできる緑化ノウハウの周知に努めます。
事 業 者	・敷地内の緑化、周辺の公共空間の緑の維持管理への協力に努めます。
市	・市民等の主体的な緑化を支援します。 ・景観に関する総合的な基本方針の策定や具体的な規制・条例等の制定を検討します。 ・市民・市民団体・事業者の参画を図りながら、自然環境の保全、修復を進めます。

(13) 農地等の活用

●現状と課題

本市には、良好な田園環境を保持している農地が残されているとともに、レクリエーション機能を有する農地が立地しています。観光農園や市民農園等として農地を有効活用することにより、野菜や花等の栽培・収穫を通して、市民同士のふれあいの場の創出、高齢者にとっての生きがいと健康増進を図っています。

しかし、シルバー農園は、利用希望者が多く待機者がいる状態であるため、新たな農園の設置が必要ですが、農地の安定的な確保が課題となっています。一方、農家の後継者不足による遊休農地や耕作放棄地の増加が課題となっており、これに歯止めをかけるための施策や活用方法の検討が必要です。

●施策方針

今後も食料生産の場として、また、美しい田園風景を構成する要素として、農用地指定等により優良農地の保全を図ります。

また、市街地および市街地周辺部の遊休農地等については、必要に応じて観光農園や市民農園等として市民および来訪者に幅広く提供することによって、市民の生きがいや健康増進、農業や環境への意識の高揚、観光・交流の促進に寄与するよう既存農地の積極的活用を図っていきます。



シルバー農園（里ノ西）



シルバー農園（林ノ口）

●具体的な施策

44. 観光農園への活用

今後とも多様化する観光レクリエーションニーズに対応しながら、観光農園の充実を図ります。

45. 市民農園等の活用

地域住民にとって身近な存在となっている市民農園、シルバー農園、親子ふれあい農園については、自然とふれあえる空間を提供する貴重な緑地であるため、今後とも需要に応じた拡充を検討します。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
市民農園など農業に触れる環境の充実	市民農園等（市民農園、シルバー農園、親子ふれあい農園）の箇所：9箇所(H23)	市民農園等（市民農園、シルバー農園、親子ふれあい農園）の箇所：10箇所

●各担い手の役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園やシルバー農園を利用し、緑とふれあうライフスタイルを楽しむとともに、快適に利用できるよう適切に維持管理します。 城陽の農業を支援し守るため、地元の農産物を積極的に購入・消費することによって地産地消を定着させます。 農地所有者等は、農地を市民農園等として有効活用し、市民への利用提供に協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> 市民農園やシルバー農園を利用したい人のために、利用者の募集を広く市民にPRするとともに、市民農園等の確保に取り組みます。

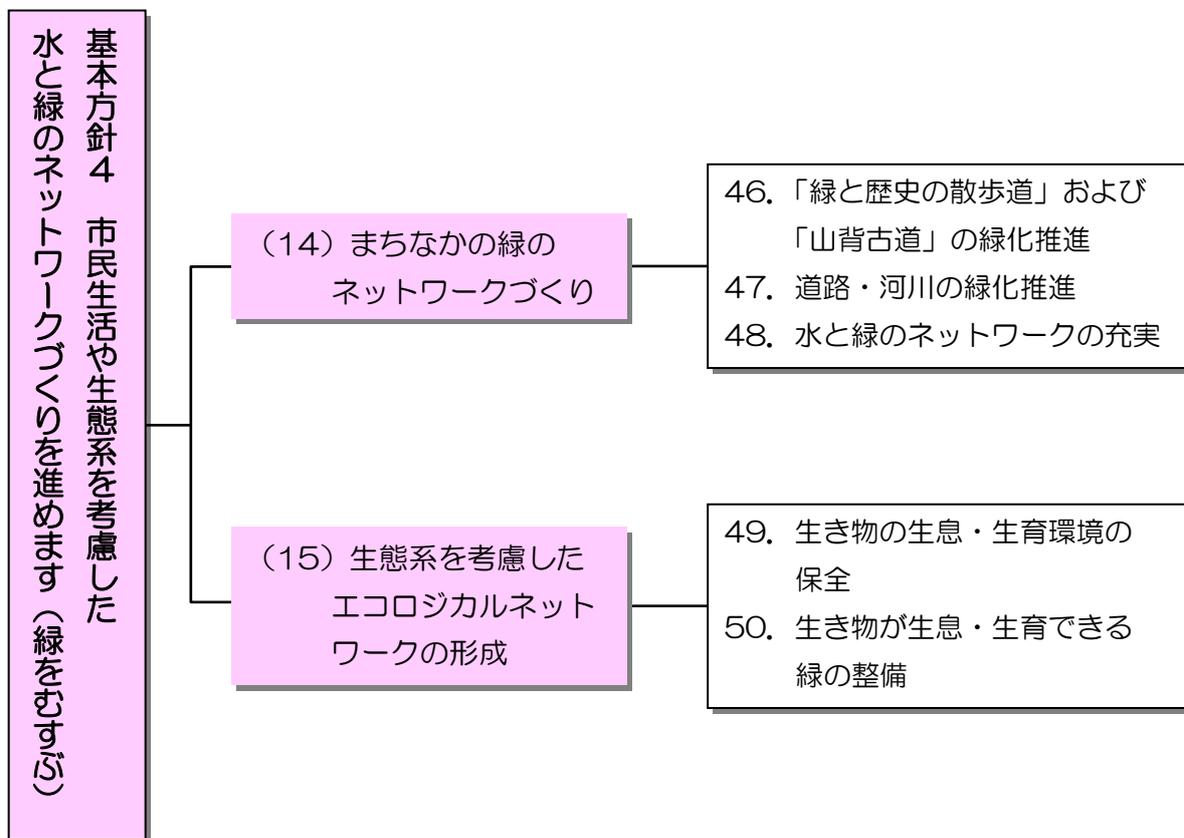
5-5 基本方針4 市民生活や生態系を考慮した

水と緑のネットワークづくりを進めます(緑をむすぶ)

緑がもたらす環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、多様な生き物の生息場所等の機能を最大限に発揮させるために、本市の緑の拠点や緑の軸を計画的につなぐことはとても重要です。

森林、公園、緑地、小中学校など緑の多い場所を、街路樹や河川沿い、民有地などの緑で結び、生物多様性に配慮した水と緑のネットワークの創出を目指します。

【施策体系図】



(14) まちなかの緑のネットワークづくり

●現状と課題

本市には、「城陽市緑と歴史の散歩道」で位置づけられている“歴史のみち”“花のみち”“緑のみち”“水辺のみち”“ゆとりのみち”や、「山背古道」として位置づけられている散策道があります。

それらの“みち”は、地域に点在する古墳・遺跡・社寺等の歴史的・文化的資源並びに水度神社参道や桜つつみ、さらに、鎮守の森を形成する社寺林などの緑の資源を有機的に結んでおり、「散策」による施設間ネットワークを形成しています。また、市民の余暇活動や来訪者の訪問など市のイメージアップに寄与する機能を有しています。

緑がもたらす効果を最大限に発揮させるため、「点」である公園・緑地を「軸」である道路や河川によって有機的に結びつけることが可能となるよう、緑道や散策路の整備などによるネットワーク形成の充実を図ることが望まれます。

●施策方針

公園・緑地等の拠点となる緑を有機的・効果的に結びつけるため、「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」として位置づけられた“みち”のサイン整備の推進や、緑の軸となる道路緑化・河川緑化等の推進により緑のネットワークの形成・強化に取り組みます。

木津川における桜つつみ等の修景施設の整備や緑化を推進するとともに、長谷川・古川・青谷川・今池川の主要河川についても親水空間の保全・創出に努め、地域を結ぶネットワーク性のある緑地としていきます。



緑と歴史の散歩道

●具体的な施策

46. 「緑と歴史の散歩道」および「山背古道」の緑化推進

「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」については、サイン整備と併せた個々の“みち”の性格や役割に応じた効果的な緑化に努め、緑を活用した歩行者ネットワークの充実を図ります。

47. 道路・河川の緑化推進

河川の緑地や緑道については、帯状に広がるボリューム感のある樹種の配置を検討します。

独特の景観構成要素である天井川として、また既存市街地部と新たな市街地を結ぶ河川として重要な存在である長谷川を都市緑地として位置づけ、良好な自然環境の保全と特色ある自然景観を活かした親水空間の保全・創出等を促進します。

青谷川・古川等については、市街地および市街地周辺部の拠点となる施設緑地を結びつける水と緑のネットワークを構成する要素となるため、緑を活かした親水性のある水辺空間の創出を促進します。

市街地内の道路緑化については、都市計画道路の整備や計画的な市街地整備等に併せて積極的に緑化を図り、良好な景観と安らぎを提供するとともに、災害に強いまちづくりの一環として緩衝帯の役割も持った緑の創出を目指します。

48. 水と緑のネットワークの充実

公園・緑地や道路、「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」の“みち”における効果的な緑化、また、河川における親水空間の保全・創出を進めるとともに、それら核となる施設をつなぐ水と緑のネットワークの充実に取り組みます。

●各担い手の役割

市 民	・「緑と歴史の散歩道」や「山背古道」の積極的な利用を通じて緑に対する理解を深め、緑化活動に参加します。
市民団体	・緑のネットワーク形成活動に参加します。
事業者	・緑のネットワークにおける緑地の維持管理に協力します。
市	・サイン整備や親水空間整備等の事業に取り組みます。 ・水と緑のネットワークの充実に取り組みます。

(15) 生態系を考慮したエコロジカルネットワークの形成

●現状と課題

まちづくりにおいて緑が果たす役割は重要ですが、単に緑を守り増やすといった観点だけではなく、都市のあり方そのものを自然との調和という観点から捉えていく必要があります。

本市の西端を流れる木津川には、国の天然記念物に指定されているイタセンパラやイシガイが生息し、スッポンの産卵場としても貴重な地域となっています。また、本市にはオオタカなどの自然度の高い動植物が生息しています。

そのため、将来にわたり本市の生物多様性を確保する観点から、野生動植物の安定した生存や環境を守るためには、生息・生育空間の保全・育成を図ることが必要です。

●施策方針

城陽市内を生物の生息しやすい環境にしていくために、公園・緑地の量を確保するとともに、野生動植物の生息環境や地域の生態系の安定等を考慮した樹木・樹林地、河川、水田等の保全・育成を目指したエコロジカルネットワークの形成・創出に努め、人と自然（動植物）が共生したまちづくりを推進します。



古川小学校のビオトープ

●具体的な施策

49. 生き物の生息・生育環境の保全

本市に生息する動植物の生息・生育地に関する情報を把握するため、市民団体等と連携しながら生き物調査・自然環境調査などの実施を検討します。

さまざまな生物の生息・生育環境を守るため、森林や河川、農地、社寺林、街路樹などの水と緑のネットワークの保全・充実に努めます。

50. 生き物が生息・生育できる緑の整備

公園・緑地や公共公益施設、民有地などにおいては、在来種の緑をできるだけ利用するなど、生物の生息環境への配慮に努めます。

木津川右岸運動公園(仮称)においてはビオトープなどの水辺空間の整備が進められており、また、都市公園や学校等におけるビオトープの創出を図り、生き物の生息地や環境教育としての場の充実に努めます。

河川や水路、ため池などの改修においては、生態系と調和した環境型の整備を目指します。

●数値目標

	現状値 (H24)	目標値 (H34)
都市公園や学校等における ビオトープの創出	1箇所(H23)	7箇所

●各担い手の役割

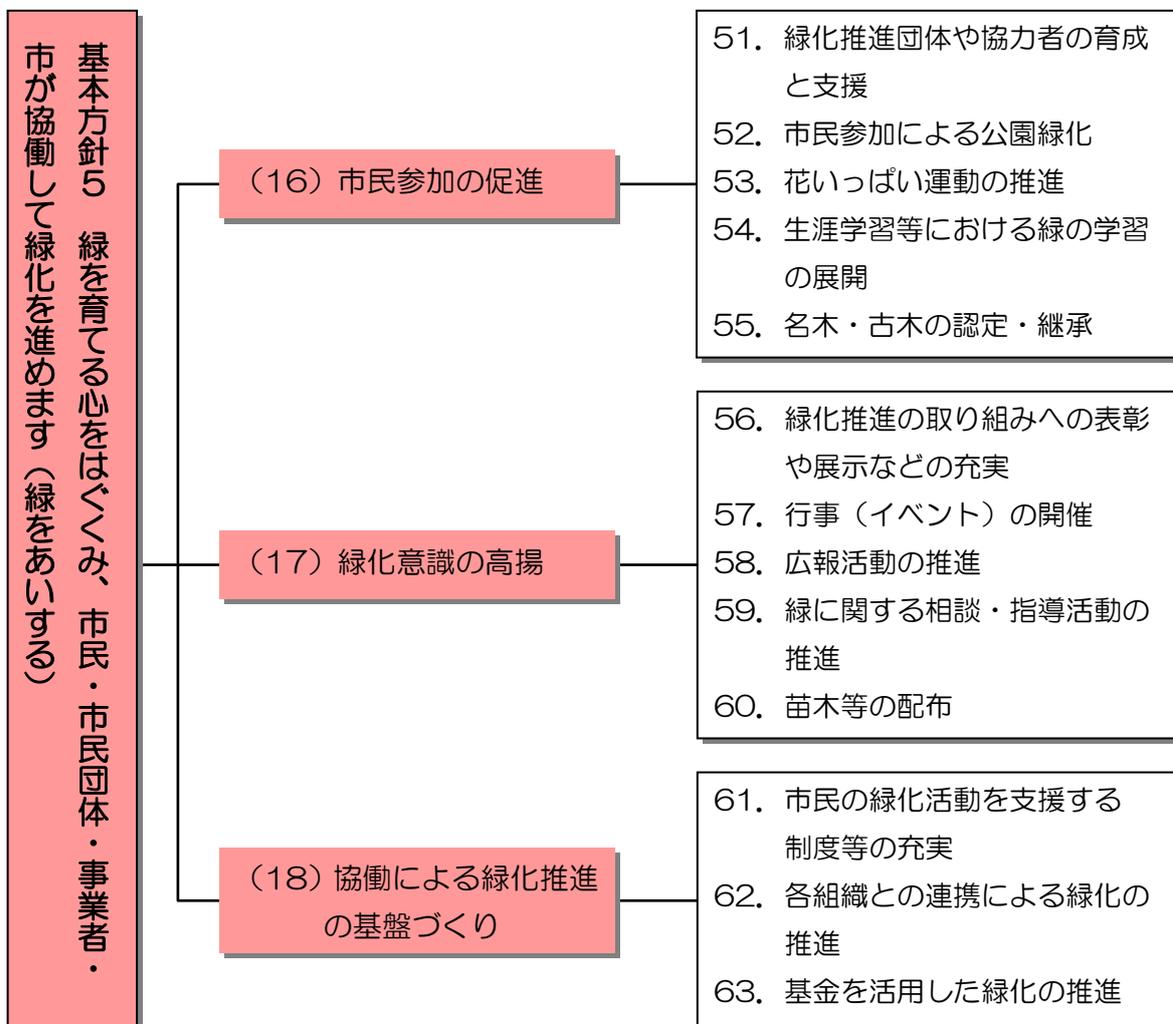
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・生物にとっての緑の重要性への理解を深め、生息・生育環境を大切にします。 ・外来動物による被害の防除に協力します。
市民団体	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・市民団体・市の相互連携により生き物調査、自然環境調査の実施に努めます。 ・自然に親しむイベントの実施に努めます。 ・ビオトープの整備、適正な維持管理に協力します。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ・開発等の際に、自然環境に配慮します。 ・自然に親しむイベントに協力します。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・野生の動植物の保護に関する、市民の意識を啓発します。 ・公共施設の植栽には、在来種の導入を進めます。 ・外来動物による被害の防除に努めます。

5-6 基本方針5 緑を育てる心をはぐくみ、市民・市民団体・事業者・市が協働して緑化を進めます(緑をあいする)

市民共有のかけがえのない財産である豊かな自然や都市の緑を、地域コミュニティ等に基づく多様な活動や地域からの発想を通して、守り、育てていくことが重要です。

市民・市民団体・事業者および市の協働により、様々な場で緑に接し、親しみを持ち、緑の大切さを学ぶ環境を整え、緑を育てる心をはぐくみ、緑あふれるまちづくりを推進します。

【施策体系図】



(16) 市民参加の促進

●現状と課題

本市では、市民・市民団体の活動によって公共公益施設の緑化が積極的に行われています。花いっぱい運動は、事業開始から参画団体が年々増加してきており、市民の緑化意識の向上に繋がっています。また、自治会による主体的な公園の維持管理も行われています。

緑に関わるまちづくりには、市民・市民団体・事業者・市の協働が必要不可欠です。特に緑の保全は、対象となる緑地の大半が民有地であることに十分配慮し、単なる規制手法による開発等の行為の制限だけでなく、積極的な協力が得られるような支援のためのしくみづくりが重要です。

緑化の推進や公園等の維持管理へのさらなる市民参加を促すため、緑に対する意識の醸成を図りながら、自発的な活動を支える施策の取り組みや体制の充実も重要な課題です。

●施策方針

緑のまちづくり活動を通じて市民・市民団体・事業者・市の相互交流・理解を深め、緑を大切にす市民や緑のまちづくりを担う人材の育成に努めます。

また、市民・市民団体・事業者の自主的・主体的な活動により緑あふれるまちづくりを実現するため、緑化まつりなどの誰もが参加できる場やしきみづくりに取り組むとともに、市の積極的な支援策を検討します。



各地で展開される花いっぱい運動



【名木・古木】鴻ノ巣山運動公園のウメ

●具体的な施策

51. 緑化推進団体や協力者の育成と支援

自治会等地域のコミュニティ団体等と連携・連動し、緑化活動に努めます。緑に関する専門家、ボランティアを募集・養成し、育成に努めます。

52. 市民参加による公園緑化

地域に身近な公園については、地域住民の参加による公園づくり、清掃活動等市民が主体となった公園の維持管理・運営等を支援します。

53. 花いっぱい運動の推進

市民・市民団体が主体となった緑化活動を促進するため、市民一人ひとりが植栽し、自ら“花”や“緑”を育てるよう「花いっぱい運動」を推進し、地域住民が主体となった地域の環境づくりに努めます。

54. 生涯学習等における緑の学習の展開

緑化まつりなどのイベントや生涯学習関連事業、小中学校等との連携により、樹木の育成・剪定や花の栽培等についての「緑化教室・講習会」を開催し、緑化に関する情報の提供を図ります。

55. 名木・古木の認定・継承

名木・古木は、まちや地域の緑のシンボルであり、市民が緑に親しみ、愛着をもち、緑の大切さを実感できる樹木です。そのため、市民から直接樹木を募集し、名木・古木の認定を行い、市民みんなの財産として後世に継承します。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
緑化まつり参画団体数	44 団体 (H23)	54 団体
花いっぱい運動の支援団体数	25 団体 (H23)	39 団体
緑化教室の開催	3 回 (H22)	7 回
名木・古木の認定本数（再掲）	40 本 (H23)	現状維持

●各担い手の役割

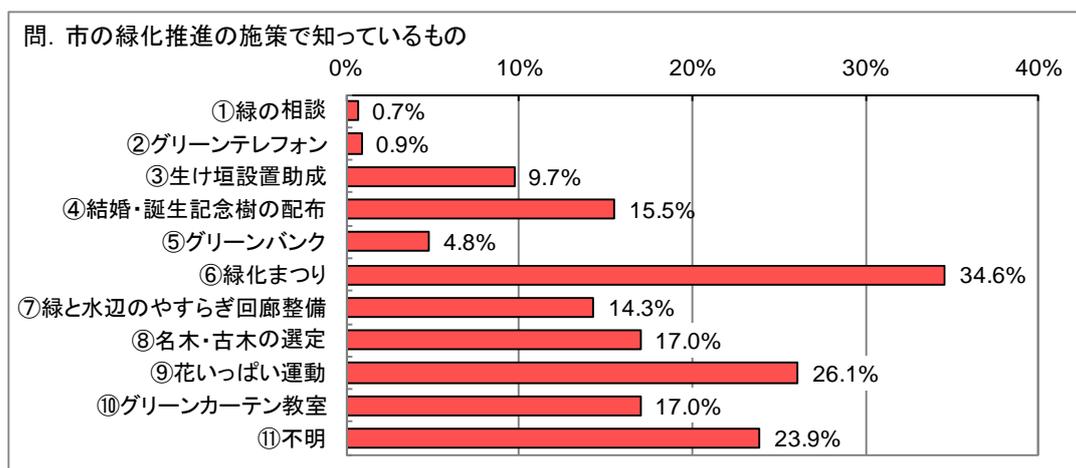
<p>市 民</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園の草刈や落ち葉の清掃など、美しい緑を維持管理していきます。 ・自治会、NPO、ボランティアなどの緑化活動に積極的に参加します。 ・緑化まつりなどのイベントや緑化に関する教室・講習会等に参加し、緑の大切さを学びます。 ・緑について知識と関心を持ち、緑の保全・推進施策に参画し、発言（提言）します。
<p>市民団体</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化まつりなどのイベントの企画・立案に参画します。 ・団体独自または他団体と連携し、主体的に緑化教室を企画・運営する等緑化活動を展開します。 ・花いっぱい運動に積極的に参画します。
<p>事業者</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化まつりなどのイベントの企画・立案に参画します。 ・緑化活動に対して資材の提供などの協力を行います。
<p>市</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化まつりなどのイベントの企画・立案を市民協働で取り組みます。 ・緑の保全・推進施策を市民に分かりやすく発信します。 ・緑化に関する各種教室や講習会を適宜開催します。 ・市民・事業者等の緑化活動を支援・奨励します。

(17) 緑化意識の高揚

●現状と課題

本市では、毎年10月の都市緑化月間に「緑化まつり」を開催し、市民の緑化意識啓発に取り組んでいます。「緑化まつり」は、平成元年度から市が直接主催する事業として開催してきましたが、平成21年度からは市民、市民団体、事業者、学校、市等の協働によって開催しており、来場者数や参加団体数、ボランティアスタッフ数も年々増加し、市民の緑化意識啓発に大きく寄与しています。

しかし、平成23年度に実施した城陽市市民意識調査による市の緑化推進施策の認知度は、「緑化まつり」は34.6%と高いものの施策によってはまだまだ不十分なものもあります。また、緑化に取り組む市民団体の活動を知らない人も多く、市民の緑化意識の向上を目指して、イベントおよび施策の創意工夫・充実が求められています。



城陽市市民意識調査結果(H23)

●施策方針

ホームページや広報紙等の様々な媒体を通じて、緑のまちづくりの基礎となる情報を市民に提供していきます。また、緑化に関するイベントの創意工夫・充実、緑に関する絵画等の展示などを通じ、市民の緑化活動への参加促進と緑化意識の高揚を図ります。



緑化まつり風景

●具体的な施策

56. 緑化推進の取り組みへの表彰や展示などの充実

市民の緑化意識の更なる高揚を目指し、緑に関する絵画等の展示充実に取り組むとともに、緑の写真・作文等の募集や表彰制度の創設について検討します。

57. 行事（イベント）の開催

普及啓発活動の一環として、緑化まつり等の緑に関するイベントを市民協働により開催します。

58. 広報活動の推進

パンフレットやガイドライン等の作成・配布、ホームページの活用等を通じて緑に関する広報活動を推進します。

広報誌や各種情報媒体、出前講座等により緑の大切さの周知を効果的に行い、貴重な樹木・樹林の保護や自然環境保全に関する意識の啓発を図ります。

59. 緑に関する相談・指導活動の推進

グリーンカーテン教室や緑の相談、グリーンテレホン等の充実を図り、緑化に関する窓口の活用を促進します。

60. 苗木等の配布

結婚・誕生における記念樹や苗木・花の種の配布など、市民に対する直接的な緑化推進に関わる普及啓発活動の充実に努めます。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
緑化まつりの来場者数（再掲）	約6,000人(H23)	約8,000人
グリーンカーテン苗の配布数	924苗	1,200苗
市の緑化推進施策の認知度向上	—	各施策の認知度20%増
緑の相談者数の増加	217人(H23)	300人
記念樹制度利用率の増加	24.3%(H23)	35%

●各担い手の役割

市 民	<ul style="list-style-type: none"> ・都市緑化に理解を深め、水辺や緑を大切にします。 ・緑のイベントなどに参加します。
市 民 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が参加しやすい緑のイベントなどの企画立案に参加します。
事 業 者	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化に関するイベントに協賛し、周知活動や記念品の提供等を行います。 ・緑化まつりなどのイベントに参加します。 ・緑に関する絵画等を展示するなど、市民の緑化意識の高揚を図ります。
市	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化まつりなどのイベントの企画・立案を市民協働で取り組みます。 ・パンフレットやホームページ等を活用し、緑に関する情報を広く市民に周知します。 ・緑に関する絵画等を展示するなど、市民の緑化意識の高揚を図ります。

(18) 協働による緑化推進の基盤づくり

●現状と課題

「緑化まつり」においては、平成 21 年度から市民等との協働により実行委員会形式によって開催しており、参加団体数、実行委員数、ボランティアスタッフ数も年々増加しています。また、平成 21 年 9 月に市民団体の申請により設置された「城陽みどりのまちづくり基金」は、市民等の寄付により、市内における植樹等の緑化に取り組む市民団体に対して助成を行っており、市民による主体的な緑化活動を支援する社会システムとして活性化しつつあります。

しかし、市民・市民団体・事業者等との協働による緑化推進の取り組みは始まったばかりであり、今後においては、さらなる活動の基盤づくりに向けた取り組みが求められています。

●施策方針

市民・市民団体・事業者等に緑のまちづくりへの参加・協議・活動の場を提供し、さらなる活動を継続してもらうためのサポートを行うとともに、緑化推進のための基金の充実や、民有地の樹木保全・緑化推進を支援するための制度の導入・見直しなど、市民の主体的な緑化活動に対する支援策の充実に取り組みます。



城陽みどりのまちづくり基金の活用



緑化まつり実行委員会風景



長池駅前の基金支援型自動販売機



今池コミュニティセンターの
基金支援型自動販売機

●具体的な施策

61. 市民の緑化活動を支援する制度等の充実

生け垣設置費助成制度やグリーンバンク制度等の緑に関わる要綱に基づく指導・誘導に努めます。また、社会環境の変化や多様化する市民ニーズに応じて、適宜現行制度の見直しや新規制度の創設を検討します。

62. 各組織との連携による緑化の推進

緑化推進については、教育・環境・道路・河川等さまざまな目的を持って取り組んでいるため、各関係課との連携充実を図ります。

63. 基金を活用した緑化の推進

緑化推進のための基金の充実により、緑化に関わる助成や普及啓発活動、樹木の維持・管理などに取り組みます。

市民団体・市・京都府との協働によって設置された「城陽みどりのまちづくり基金」を活用し、市民団体等の活動を支援します。また、基金を充実させるための施策として、基金支援型自動販売機や寄付つき商品の拡充等に取り組みます。

●数値目標

	現状値（H24）	目標値（H34）
城陽みどりのまちづくり基金の充実	寄付金：474,390円(H23) 基金支援型自動販売機：6台 寄付つき商品：2品(H23)	寄付金：1,000,000円 基金支援型自動販売機：13台 寄付つき商品：12品
城陽みどりのまちづくり基金の助成団体数	5団体	12団体

●各担い手の役割

市民	・城陽みどりのまちづくり基金の趣旨を理解し、可能な範囲で募金に協力し、地域の緑化活動を行う市民団体を支援します。
市民団体	・城陽みどりのまちづくり基金の趣旨を理解し、積極的に助成に応募し、緑化活動に取り組みます。 ・助成先に選定され緑化活動を実施する際には、城陽みどりのまちづくり基金によるものであることをPRし、市民の寄付活動の促進に協力します。
事業者	・事業活動により得た利益を、地域の緑化活動に対する支援等により地域に還元します。
市	・市民・市民団体・事業者等に緑のまちづくりへの参加・協議・活動の場を提供します。 ・城陽みどりのまちづくり基金の充実に協働で取り組みます。 ・緑化に関する施策を、環境部門やまちづくり部門、その他関連部門と連携して進めます。

第6章 地域別の緑の保全・整備方針

6-1 北部地域

(1) 緑の地域像と整備目標

●北部地域の概況

北部地域は市域の北西部に位置し、広域幹線道路である国道 24 号が地域を南北に縦断しているなど、道路交通における京都方面からの玄関口です。地域西端の木津川や地域を流れる古川・嫁付川といった河川が地域を潤し、良好な都市環境・景観の形成に寄与しています。

地域東側に立地する久津川駅は、平井神社や久津川小学校の緑といった周辺部を含めた地域の玄関口として、また交流拠点として位置づけられます。

田園部の集落地の住宅において生け垣や庭先の緑が豊富に見られる一方、幹線道路沿道の工業地や商業地にはほとんど緑は見られない状況です。

現在、国道 24 号沿道では久世荒内・寺田塚本地区における市街地整備が進められており、今後積極的に緑地の整備や緑化の推進を図ることにより、既成市街地と新たな市街地、田園環境、自然環境が調和した良好な都市環境の形成が期待される地域です。

●北部地域の緑の地域像

静けさと賑わいが調和した、潤いあふれる地域づくり

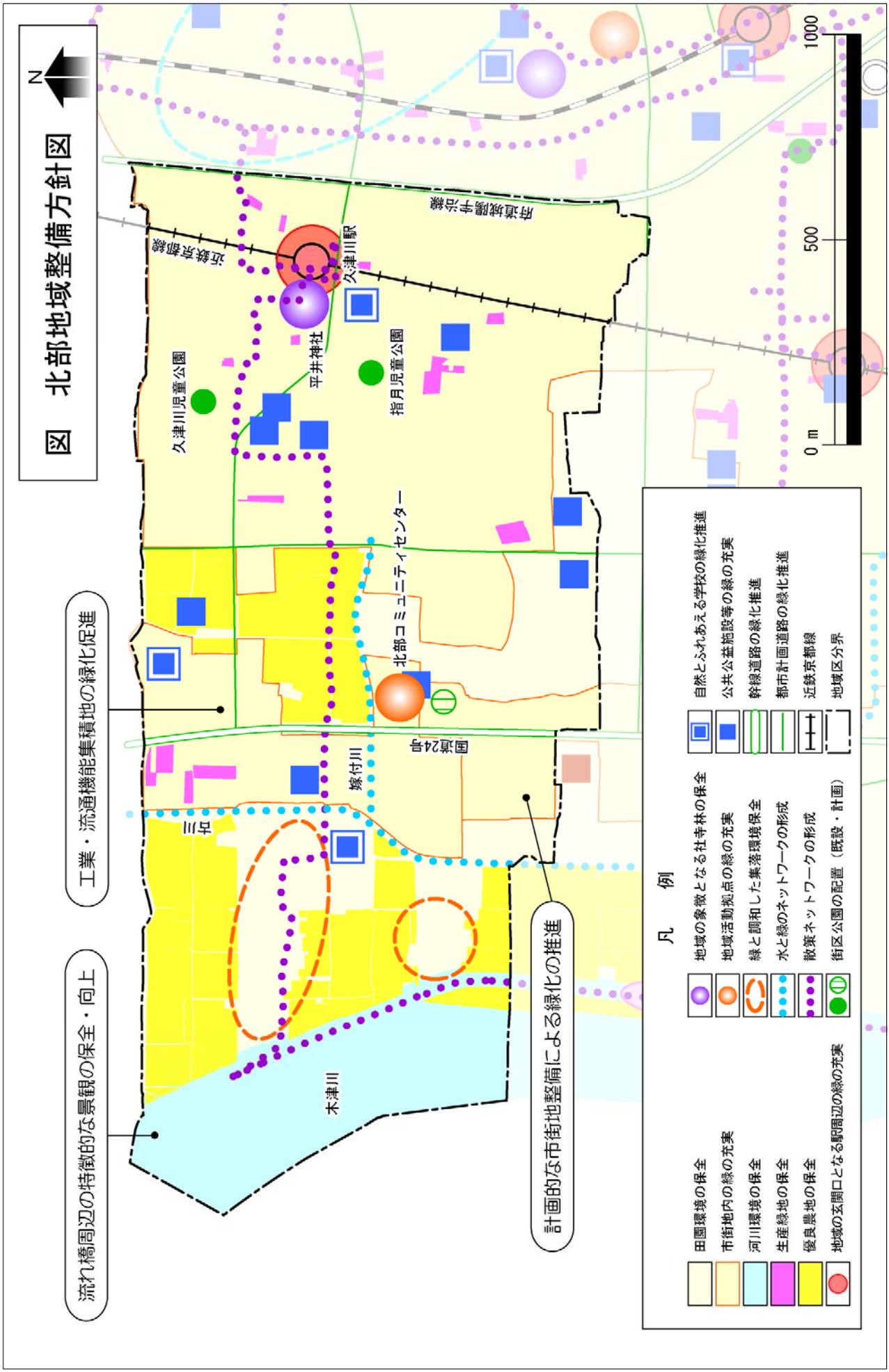
●地域の緑の整備目標

- ◆水と緑を活かした田園と都市との融合
- ◆河川・水路を活用した潤い空間の整備
- ◆工業・流通系施設における緑の創出
- ◆地域の玄関口となる駅周辺空間の充実

(2) 北部地域の方針

基本方針	方 針
緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ●木津川の良好な河川環境の保全 ●地域の象徴となる平井神社などの社寺林の保全 ●地域の田園環境や流れ橋周辺などの景観の保全 ●市街地内農地の保全的利用
緑をふやす	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内の緑とオープンスペースの確保 ●将来人口に応じた住区基幹公園の適正な配置 ●既設公園の緑化推進と地域に応じた機能充実 ●緑の路線軸となる国道 24 号の街路樹の保全、および府道城陽宇治線の街路樹の創出 ●都市計画道路・地域の主要道路の緑化推進 ●木津川・古川・嫁付川などの河川緑化による水辺環境の創出 ●小中学校の緑化推進による就学環境の向上 ●地域の活動拠点となる緑の空間形成 ●地域の玄関口となる久津川駅周辺の緑の充実 ●周辺環境と調和した緑豊かな工業地の誘導 ●商業地の緑による賑わい空間の創出 ●良好な田園空間の保全・育成 ●緑あふれる住宅地の誘導
緑をいかす	<ul style="list-style-type: none"> ●地域レクリエーション拠点の充実 ●地域の防災拠点となる公共施設の機能充実 ●避難路となる道路の防災機能の充実 ●水辺空間を生かした自然的景観の保全・創出 ●「緑と歴史の散歩道」（水辺のみち）における修景施設整備 ●緑による幹線道路沿道の都市景観形成 ●農地を活かした緑地空間の保全と創出
緑をむすぶ	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内河川を活かした水と緑のネットワーク形成 ●「緑と歴史の散歩道」を活かした歩行者（散策）ネットワークの形成 ●ピオトープ拠点と、これを補完する緑地空間によるエコロジカルネットワークの創出
緑をあいする	<ul style="list-style-type: none"> ●北部コミュニティセンターを核とした普及・啓発活動の推進 ●花いっぱい運動などの地域緑化活動の促進・支援

図 北部地域整備方針図



凡 例

	田園環境の保全		地域の象徴となる社寺林の保全		自然とふれあえる学校の緑化推進
	市街地内の緑の充実		地域活動拠点の緑の充実		公共施設等の緑の充実
	河川環境の保全		緑と調和した集落環境保全		幹線道路の緑化推進
	生産緑地の保全		水と緑のネットワークの形成		都市計画道路の緑化推進
	優良農地の保全		散策ネットワークの形成		近鉄京都線
	地域の玄関口となる駅周辺の緑の充実		街区公園の配置 (既設・計画)		地域区分界

6-2 西部地域

(1) 緑の地域像と整備目標

●西部地域の概況

西部地域は市域の中西部に位置し、広域幹線道路である国道 24 号と府道城陽宇治線が地域を囲むように道路網を形成しており、また市役所や文化パーク城陽など最も人々が集い、交流する、本市の中核的な要素を占める地域です。本市の玄関口の一つとして位置づけられる寺田駅の駅前広場周辺は、まとまりのある街路樹が存在することから文化パーク城陽等と一体的な緑地空間を形成しています。

西端を流れる木津川や地域を流れる古川、今池川といった河川が本地域の都市環境・景観の形成に大きな役割を担うものと位置づけられます。また、市街地周囲には農地が広がり、あらすイモが地域の特産品となっています。

既存市街地内の住宅地には所々に緑が見られるものの、幹線道路沿道の商業地には緑がほとんど見られない状況です。

現在、新名神高速道路「城陽・八幡間」の整備や久世荒内・寺田塚本地区における市街地整備が進められており、また、今後新名神高速道路「大津・城陽間」の整備も進むことから、田園環境と幹線道路沿道や市街地の環境との調和が求められる地域です。

●西部地域の緑の地域像

人々が集い交流する、憩いと賑わいの地域づくり

●地域の緑の整備目標

- ◆最も人が集う公共交流空間の充実
- ◆本市の玄関口となる駅周辺空間の充実
- ◆河川・水路を活用した潤い空間の整備
- ◆優良農地の保全と活用による田園環境の形成

(2) 西部地域の方針

基本方針	方 針
緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ●木津川の良い河川環境の保全 ●地域の田園環境・桜づつみなどの景観の保全 ●市街地内農地の保全的利用
緑をふやす	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内の緑とオープンスペースの確保 ●将来人口に応じた住区基幹公園の適正な配置 ●既設公園の緑化推進と地域に応じた機能充実 ●緑の路線軸となる国道 24 号の街路樹の保全、および府道城陽宇治線の街路樹の創出 ●都市計画道路・地域の主要道路の緑化推進 ●新名神高速道路城陽 JCT.IC（仮称）の緑化の要請 ●木津川、古川、今池川などの河川緑化による水辺環境の創出 ●小中学校の緑化推進による就学環境の向上 ●地域の活動拠点となる緑の空間形成 ●本市の玄関口となる寺田駅周辺の緑の充実 ●周辺環境と調和した緑豊かな工業地の誘導 ●商業地の緑による賑わい空間の創出 ●緑あふれる住宅地の誘導
緑をいかす	<ul style="list-style-type: none"> ●地域レクリエーション拠点の充実 ●地域の防災拠点となる公共施設の機能充実 ●避難路となる道路の防災機能の充実 ●水辺空間を生かした自然的景観の保全・創出 ●「緑と歴史の散歩道」（歴史のみち）における修景施設整備 ●緑による幹線道路沿道の都市景観形成 ●農地を活かした緑地空間の保全と創出
緑をむすぶ	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内河川を活かした水と緑のネットワーク形成 ●「緑と歴史の散歩道」を活かした歩行者（散策）ネットワークの形成 ●ピオトープ拠点と、これを補完する緑地空間によるエコロジカルネットワークの創出
緑をあいする	<ul style="list-style-type: none"> ●寺田コミュニティセンターを核とした普及・啓発活動の推進 ●花いっぱい運動などの地域緑化活動の促進・支援

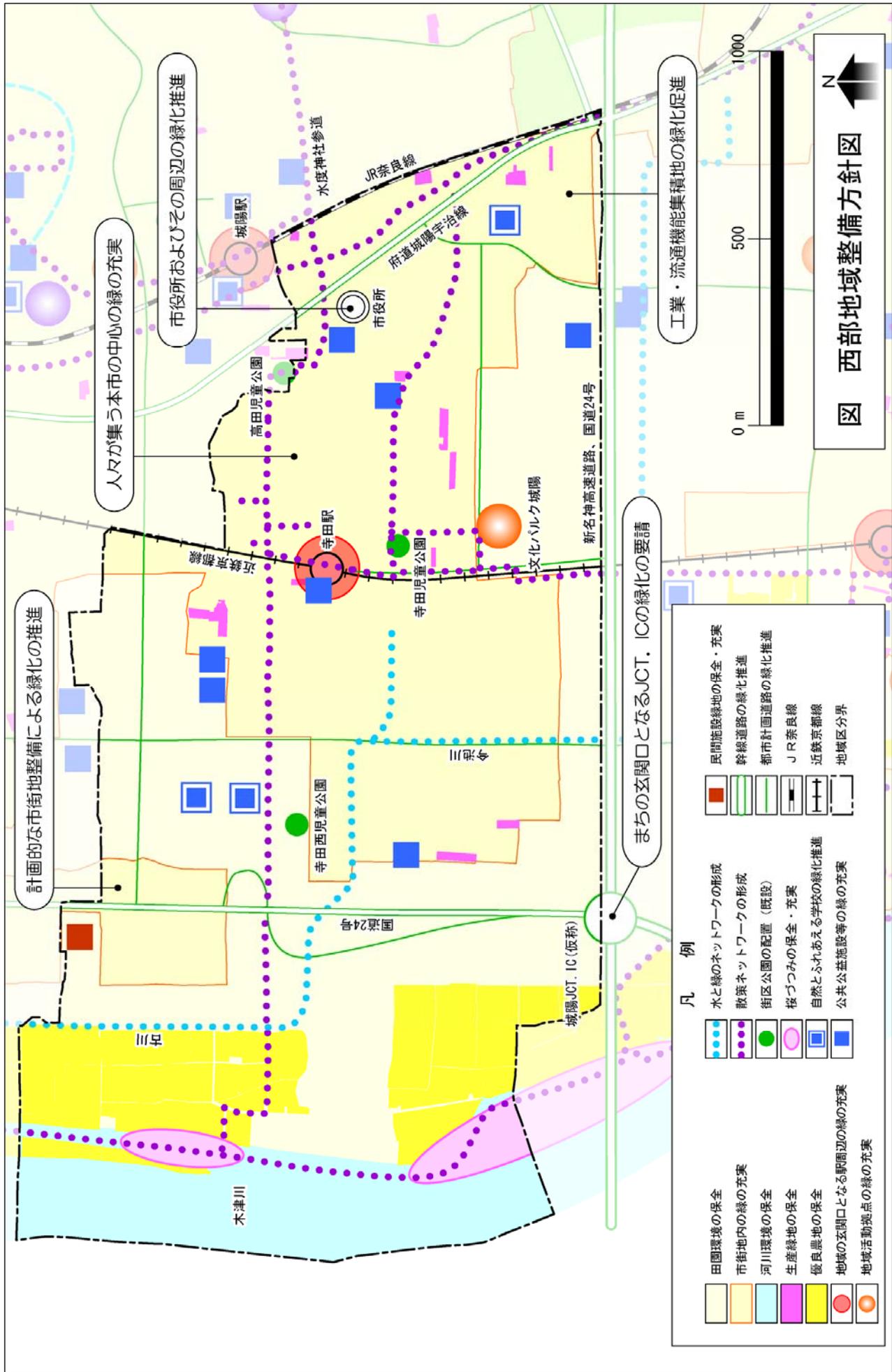


図 西部地域整備方針図

6-3 今池地域

(1) 緑の地域像と整備目標

●今池地域の概況

今池地域は市域の南西部に位置しており、北側に国道 24 号が接し、北西部を京奈和自動車道が通過しています。本地域の西側には木津川が流れ、本市の中核的な公園として位置づけられる木津川河川敷運動広場や桜つつみ、枇杷庄天満宮と一体的な空間を形成している枇杷庄公園、地域のシンボルとして位置づけられる水主神社が位置していることなど、木津川とのつながりが最も強い地域といえます。

市街地には豊富な緑を有する住宅が比較的多く見られ、また、木津川や農地などのまとまった緑を有し、地域全体の 1 人あたり都市公園面積は、他地域と比べて高い水準となっています。

今後は、新名神高速道路の整備に伴い国道 24 号沿道の土地利用の可能性が高まることから、河川環境、田園環境と幹線道路沿道や市街地の環境との調和が求められる地域です。

●今池地域の緑の地域像

自然と田園に囲まれたやすらぎの地域づくり

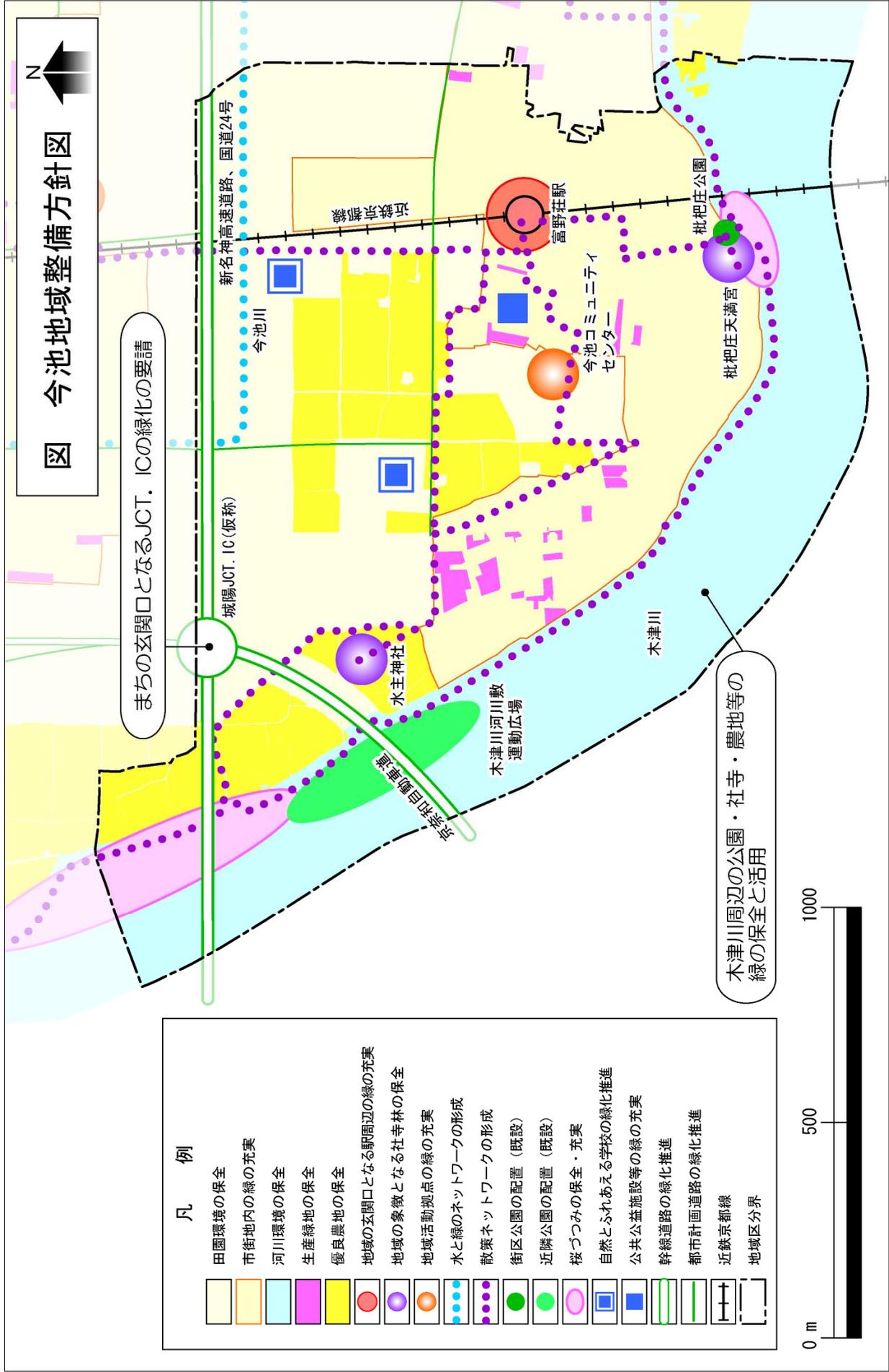
●地域の緑の整備目標

- ◆潤い豊かな木津川との連携強化
- ◆地域の玄関口となる駅周辺空間の充実
- ◆自然景観・田園風景と都市施設（道路）との調和
- ◆地域のシンボルとなる貴重な樹木・樹林の保護

(2) 今池地域の方針

基本方針	方 針
緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ●木津川の良い河川環境の保全 ●地域の象徴となる水主神社、枇杷庄天満宮社などの社寺林の保全 ●地域の田園環境・桜つつみなどの景観の保全 ●市街地内農地の保全的利用
緑をひやす	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内の緑とオープンスペースの確保 ●将来人口に応じた住区基幹公園の適正な配置 ●既設公園の緑化推進と地域に応じた機能充実 ●緑の路線軸となる国道 24 号の街路樹の創出 ●都市計画道路・地域の主要道路の緑化推進 ●新名神高速道路側道等の緑化の要請 ●木津川、今池川などの河川緑化による水辺環境の創出 ●小学校・高校の緑化推進による就学環境の向上 ●地域の活動拠点となる緑の空間形成 ●地域の玄関口となる富野荘駅周辺の緑の充実 ●良好な田園空間の保全・育成 ●緑あふれる住宅地の誘導
緑をいかす	<ul style="list-style-type: none"> ●地域レクリエーション拠点の充実 ●地域の防災拠点となる公共施設の機能充実 ●避難路となる道路の防災機能の充実 ●水辺空間を生かした自然的景観の保全・創出 ●「緑と歴史の散歩道」（水辺のみち、緑のみち）における修景施設整備 ●農地を活かした緑地空間の保全と創出
緑をむすぶ	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内河川を活かした水と緑のネットワーク形成 ●「緑と歴史の散歩道」を活かした歩行者（散策）ネットワークの形成 ●ピオトープ拠点と、これを補完する緑地空間によるエコロジカルネットワークの創出
緑をあいする	<ul style="list-style-type: none"> ●今池コミュニティセンターを核とした普及・啓発活動の推進 ●花いっぱい運動などの地域緑化活動の促進・支援

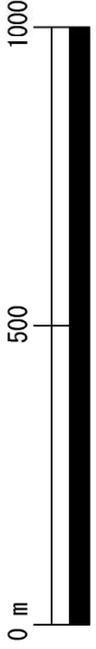
図 今池地域整備方針図



まちの玄関口となるJCT. ICの緑化の要請

木津川周辺の公園・社寺・農地等の緑の保全と活用

凡 例	
	田園環境の保全
	市街地内の緑の充実
	河川環境の保全
	生産緑地の保全
	優良農地の保全
	地域の玄関口となる駅周辺の緑の充実
	地域の象徴となる社寺林の保全
	地域活動拠点の緑の充実
	水と緑のネットワークの形成
	散策ネットワークの形成
	街区公園の配置 (既設)
	近隣公園の配置 (既設)
	桜づつみの保全・充実
	自然とふれあえる学校の緑化推進
	公共施設等の緑の充実
	幹線道路の緑化推進
	都市計画道路の緑化推進
	近鉄京都線
	地域区分界



6-4 東部地域

(1) 緑の地域像と整備目標

●東部地域の概況

東部地域は市域の北東部に位置し、地域西側を府道城陽宇治線およびJR奈良線が南北に縦断し、南東部は府道山城総合運動公園城陽線に接しています。

本地域の東側には市街地に張り出した形状で鴻ノ巣山が立地しており、地域のみならずまちのシンボリックな存在として位置づけられています。また、隣接している城陽市総合運動公園や水度神社、緑の象徴軸として位置づけられる参道の樹林などと一体的な空間を形成し、良好な都市環境・景観の形成に大きく寄与しています。

指定文化財である久津川車塚古墳や丸塚古墳、芝ヶ原古墳、正道官衙遺跡等の重要な遺跡が多数立地しており、一部史跡公園として整備するなど住環境と歴史的空間が調和した良好な都市環境・景観を形成しています。計画的に整備された住宅地であるため市街地内道路については市内で最も緑化が進んでおり、社寺林、遺跡の緑とともに良好な住環境の形成に寄与しています。

また、鴻ノ巣山を守る会などの市民団体が主体的に活動しており、緑の保全や活用が図られています。今後とも、市民との協働による緑化や遺跡などの公園化、住区基幹公園などの整備により、更なる住環境の充実が期待される地域です。

●東部地域の緑の地域像

歴史と住まいが調和した趣のある地域づくり

●地域の緑の整備目標

- ◆ 鴻ノ巣山周辺の緑の保全と活用
- ◆ 緑あふれる良好な住環境の形成
- ◆ 本市の玄関口となる駅周辺空間の充実
- ◆ 貴重な遺跡の保全と活用による歴史的空間の創造

(2) 東部地域の方針

基本方針	方 針
緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の象徴となる鴻ノ巣山一帯の樹林・樹木の保全 ●鴻ノ巣山、東部丘陵地の森林環境の保全 ●地域の象徴となる久世神社、水度神社などの社寺林の保全 ●緑の象徴軸として位置づけられる水度神社参道の樹木の保全 ●歴史的空間の保全 ●市街地内農地の保全的利用
緑をふやす	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内の緑とオープンスペースの確保 ●将来人口に応じた住区基幹公園の適正な配置 ●既設公園の緑化推進と地域に応じた機能充実 ●緑の路線軸となる府道城陽宇治線の街路樹の創出、および府道山城総合運動公園城陽線の街路樹の保全 ●都市計画道路・地域の主要道路の緑化推進 ●小中学校・高校の緑化推進による就学環境の向上 ●地域の活動拠点となる緑の空間形成 ●本市の玄関口となる城陽駅周辺の緑の充実 ●商業地の緑による賑わい空間の創出 ●緑あふれる住宅地の誘導
緑をいかす	<ul style="list-style-type: none"> ●地域レクリエーション拠点の充実 ●地域の防災拠点となる公共施設の機能充実 ●避難路となる道路の防災機能の充実 ●「緑と歴史の散歩道」（歴史のみち、緑のみち）における修景施設整備 ●緑による幹線道路沿道の都市景観形成 ●市街地の背後地となる自然景観資源の保全 ●水度神社参道の樹木を生かした都市景観形成 ●農地を活かした緑地空間の保全と創出
緑をむすぶ	<ul style="list-style-type: none"> ●「緑と歴史の散歩道」を活かした歩行者（散策）ネットワークの形成 ●ピオトープ拠点と、これを補完する緑地空間によるエコロジカルネットワークの創出
緑をあいする	<ul style="list-style-type: none"> ●東部コミュニティセンターを核とした普及・啓発活動の推進 ●鴻ノ巣山の保全活動などの地域緑化活動の促進・支援

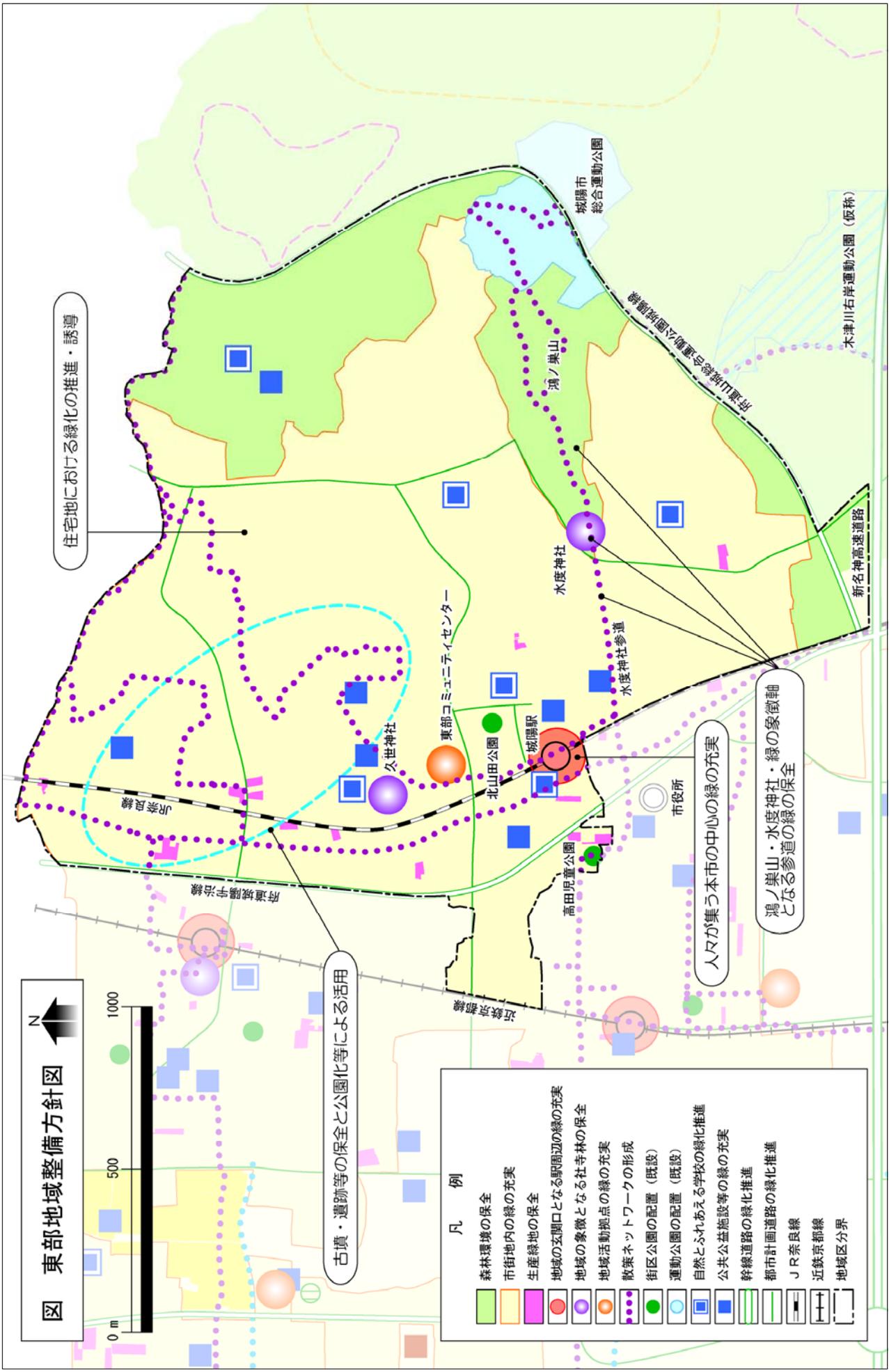


図 東部地域整備方針図



古墳・遺跡等の保全と公園化等による活用

住宅地における緑化の推進・誘導

人々が集う本市の中心の緑の充実

鴻ノ巣山・水度神社・緑の象徴軸となる参道の緑の保全

- 凡 例
- 森林環境の保全
 - 市街地内の緑の充実
 - 生産緑地の保全
 - 地域の玄関口となる駅周辺の緑の充実
 - 地域の象徴となる社寺林の保全
 - 地域活動拠点の緑の充実
 - 散策ネットワークの形成
 - 街区公園の配置 (既設)
 - 運動公園の配置 (既設)
 - 自然とふれあえる学校の緑化推進
 - 公共施設等の緑の充実
 - 幹線道路の緑化推進
 - 都市計画道路の緑化推進
 - J R 奈良線
 - 近鉄京都線
 - 地域区分界

6-5 南部地域

(1) 緑の地域像と整備目標

●南部地域の概況

南部地域は市域の中南部に位置し、JR奈良線および国道24号が南北に縦断しています。また、森山遺跡や荒見神社といった歴史的に貴重な緑地が存在し、地域の象徴として周辺の住宅地等と相互に調和した良好な都市環境を形成しています。特に荒見神社の前面道路においては、まとまりのある樹木が道路を跨いだ“緑のトンネル”を形成するなど、地域を特徴づける緑として荒見神社周辺と一体的な印象深い空間を醸し出しています。

市街地には豊富な緑を有する住宅が比較的多く見られ、花しょうぶやいちじくなど特産品を生産する農地、木津川などの緑の広がりが見られます。しかし、1人あたりの都市公園の面積は他地域と比べ低い水準となっています。

今後は、新名神高速道路の整備に伴いその周辺部での土地利用の可能性が高まることから、田園環境と幹線道路沿道や市街地の環境との調和が求められます。

また、本地域に位置する長池駅周辺が、現在整備中の木津川右岸運動公園（仮称）の玄関口となる立地特性を有することから、本市において新たな交流拠点の形成が期待される地域です。

●南部地域の緑の地域像

新たな交流を創造する印象深い地域づくり

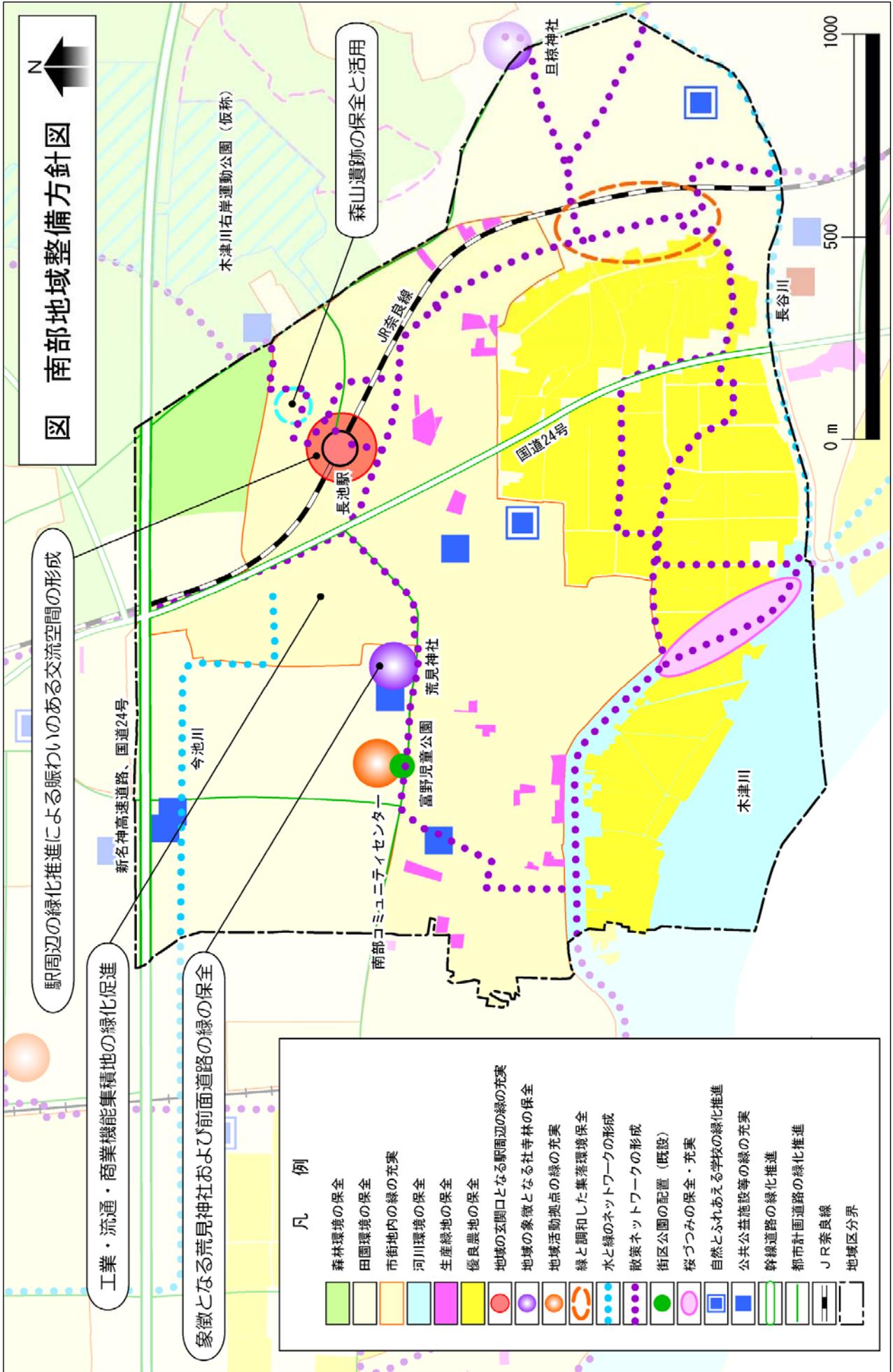
●地域の緑の整備目標

- ◆長池駅周辺の新たな交流空間整備
- ◆貴重な遺跡の保全と活用による歴史的空間の創出
- ◆田園環境・風景と都市施設（道路）との調和
- ◆地域のシンボルとなる樹木・樹林の保護

(2) 南部地域の方針

基本方針	方 針
緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ●木津川の良好な河川環境の保全 ●地域の象徴となる荒見神社、旦那神社などの社寺林の保全 ●地域の田園環境・桜づつみなどの景観の保全 ●歴史的空間の保全 ●市街地内農地の保全的利用
緑をふやす	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内の緑とオープンスペースの確保 ●将来人口に応じた住区基幹公園の適正な配置 ●既設公園の緑化推進と地域に応じた機能充実 ●緑の路線軸となる国道 24 号の街路樹の創出 ●都市計画道路・地域の主要道路の緑化推進 ●新名神高速道路側道等の緑化の要請 ●木津川、長谷川、今池川などの河川緑化・施設整備による親水空間の創出 ●小中学校の緑化推進による就学環境の向上 ●地域の活動拠点となる緑の空間形成 ●地域の玄関口となる長池駅周辺の緑の充実 ●商業地の緑による賑わい空間の創出 ●良好な田園空間の保全・育成 ●緑あふれる住宅地の誘導
緑をいかす	<ul style="list-style-type: none"> ●地域レクリエーション拠点の充実 ●地域の防災拠点となる公共施設の機能充実 ●避難路となる道路の防災機能の充実 ●水辺空間を生かした自然的景観の保全・創出 ●既存樹木を生かした都市景観形成 ●「緑と歴史の散歩道」（緑のみち、花のみち、ゆとりのみち）における修景施設整備 ●緑による幹線道路沿道の都市景観形成 ●農地を活かした緑地空間の保全と創出
緑をむすぶ	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内河川を活かした水と緑のネットワーク形成 ●「緑と歴史の散歩道」を活かした歩行者（散策）ネットワークの形成 ●ビオトープ拠点と、これを補完する緑地空間によるエコロジカルネットワークの創出
緑をあいする	<ul style="list-style-type: none"> ●南部コミュニティセンターを核とした普及・啓発活動の推進 ●花いっぱい運動などの地域緑化活動の促進・支援

図 南部地域整備方針図



駅周辺の緑化推進による賑わいのある交流空間の形成

工業・流通・商業機能集積地の緑化促進

象徴となる荒見神社および前面道路の緑の保全

凡 例

- 森林環境の保全
- 田園環境の保全
- 市街地内の緑の充実
- 河川環境の保全
- 生産緑地の保全
- 優良農地の保全
- 地域の玄関口となる駅周辺の緑の充実
- 地域の象徴となる社寺林の保全
- 地域活動拠点の緑の充実
- 緑と調和した集落環境保全
- 水と緑のネットワークの形成
- 散策ネットワークの形成
- 街区公園の配置 (既設)
- 桜つつみの保全・充実
- 自然とふれあえる学校の緑化推進
- 公共施設等の緑の充実
- 幹線道路の緑化推進
- 都市計画道路の緑化推進
- JR奈良線
- - 地域区分界

6-6 青谷地域

(1) 緑の地域像と整備目標

●青谷地域の概況

青谷地域は市域の南東部に位置しており、国道 24 号、国道 307 号が縦横断し山城青谷駅が立地していることなど南部における玄関口として位置づけられる地域です。

本地域は南西部が木津川に接していることはもとより典型的な天井川として独特の景観を醸し出している長谷川が北部を、青谷川が南部を東西に流れています。また、地域を彩り、まちの貴重な観光資源となっている梅林が住宅地・集落地の外周に位置し、梅、てん茶などの特産品を生産しているなど、市を代表する特徴ある自然資源が存在しています。これらの資源の保全や魅力の創出、観光等への活用を目指し、「梅の郷青谷整備計画」に基づく取り組みが進められています。

集落地には豊富な緑を有する住宅が多く見られるものの、市街地の住宅地や工業地には緑は少ない状況であります。

また、本地域には福祉・医療施設が集積しており、落ち着いたある公共空間を形成する地域として将来的にも緑の役割が重要となる地域です。

●青谷地域の緑の地域像

自然資源に包まれたふれあいの地域づくり

●地域の緑の整備目標

- ◆まちを代表する地域資源を活かした緑地空間の整備
- ◆緑を活かした落ち着いたある公共空間の整備
- ◆貴重な森林・田園環境の保全
- ◆周辺環境と調和しうる工業地における緑の創出

(2) 青谷地域の方針

基本方針	方 針
緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ●森林環境、鴨谷の滝の保全 ●木津川、長谷川、青谷川、十六川の良好な河川環境の保全と活用 ●地域の象徴となる市辺天満神社、賀茂神社、中天満神社などの社寺林の保全 ●青谷梅林などの田園環境・桜つつみなどの景観の保全 ●市街地内農地の保全的利用
緑をふやす	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内の緑とオープンスペースの確保 ●将来人口に応じた住区基幹公園の適正な配置 ●既設公園の緑化推進と地域に応じた機能充実 ●緑の路線軸となる国道 24 号の街路樹の創出 ●都市計画道路・地域の主要道路の緑化推進 ●小中学校の緑化推進による就学環境の向上 ●地域の活動拠点となる緑の空間形成 ●地域の玄関口となる山城青谷駅周辺の緑の充実 ●周辺環境と調和した緑豊かな工業地の誘導 ●良好な田園空間の保全・育成 ●緑あふれる住宅地の誘導
緑をいかす	<ul style="list-style-type: none"> ●地域レクリエーション拠点の充実 ●地域の防災拠点となる公共施設の緑の機能充実 ●避難路となる道路の防災機能の充実 ●水辺空間を生かした自然的景観の保全・創出 ●天井川独特の景観保全・創出 ●「梅の郷青谷整備計画」に基づく青谷梅林の特色ある緑の充実と活用 ●「緑と歴史の散歩道」（花のみち、ゆとりのみち）における修景施設整備 ●緑による幹線道路沿道の都市景観形成 ●農地を活かした緑地空間の保全と創出
緑をむすぶ	<ul style="list-style-type: none"> ●河川を活かした水と緑のネットワーク形成 ●「緑と歴史の散歩道」を活かした歩行者（散策）ネットワークの形成 ●ビオトープ拠点と、これを補完する緑地空間によるエコロジカルネットワークの創出
緑をあいする	<ul style="list-style-type: none"> ●青谷コミュニティセンターを核とした普及・啓発活動の推進 ●花いっぱい運動などの地域緑化活動の促進・支援

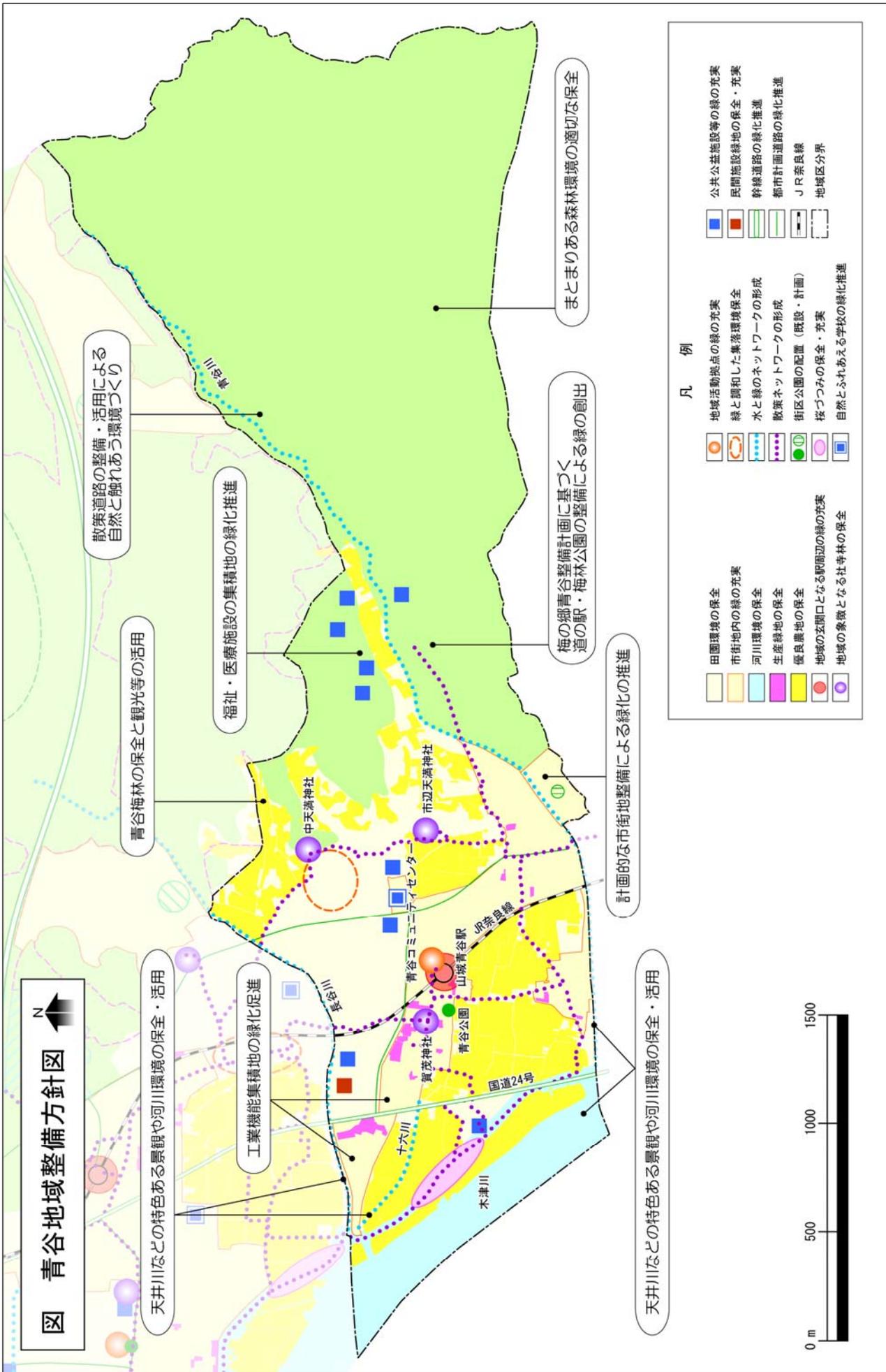


図 青谷地域整備方針図

- 凡 例
- | | | |
|-------------------|-----------------|--------------|
| 田園環境の保全 | 地域活動拠点の緑の充実 | 公共施設等の緑の充実 |
| 市街地内の緑の充実 | 緑と調和した集落環境保全 | 民間施設緑地の保全・充実 |
| 河川環境の保全 | 水と緑のネットワークの形成 | 幹線道路の緑化推進 |
| 生産緑地の保全 | 散策ネットワークの形成 | 都市計画道路の緑化推進 |
| 優良農地の保全 | 街区公園の配置（既設・計画） | J R 奈良線 |
| 地域の玄関口となる駅周辺の緑の充実 | 採つみの保全・充実 | 地域区分界 |
| 地域の象徴となる社寺林の保全 | 自然とふれあえる学校の緑化推進 | |

6-7 東部丘陵地域

(1) 緑の地域像と整備目標

●東部丘陵地域の概況

東部丘陵地域は本市の東部に位置しており、現況の大部分は森林およびゴルフ場、山砂利採取跡地となっています。山砂利採取跡地については「東部丘陵地整備計画」において整備の基本方針が定められており、計画を踏まえた新たな都市の開発と緑の修復が期待されています。また、地域を東西に横断するかたちで新名神高速道路の整備が進められており、本市にとって重要な位置づけにある地域です。

本地域の大部分は近郊緑地保全区域や保安林区域、地域森林計画対象民有林で占められており、豊富な森林資源等の維持・保全が必要とされる地域です。

さらに、城陽市総合運動公園が立地しているとともに、木津川右岸運動公園（仮称）や民間施設のサンガタウン城陽、「東部丘陵地整備計画」で位置づけられている公園・緑地など、緑を活かし自然環境と調和・融合したスポーツ・レクリエーション機能の中核を成す地域としても期待されます。

●東部丘陵地域の緑の地域像

美しい緑を取り戻す環境共生の地域づくり

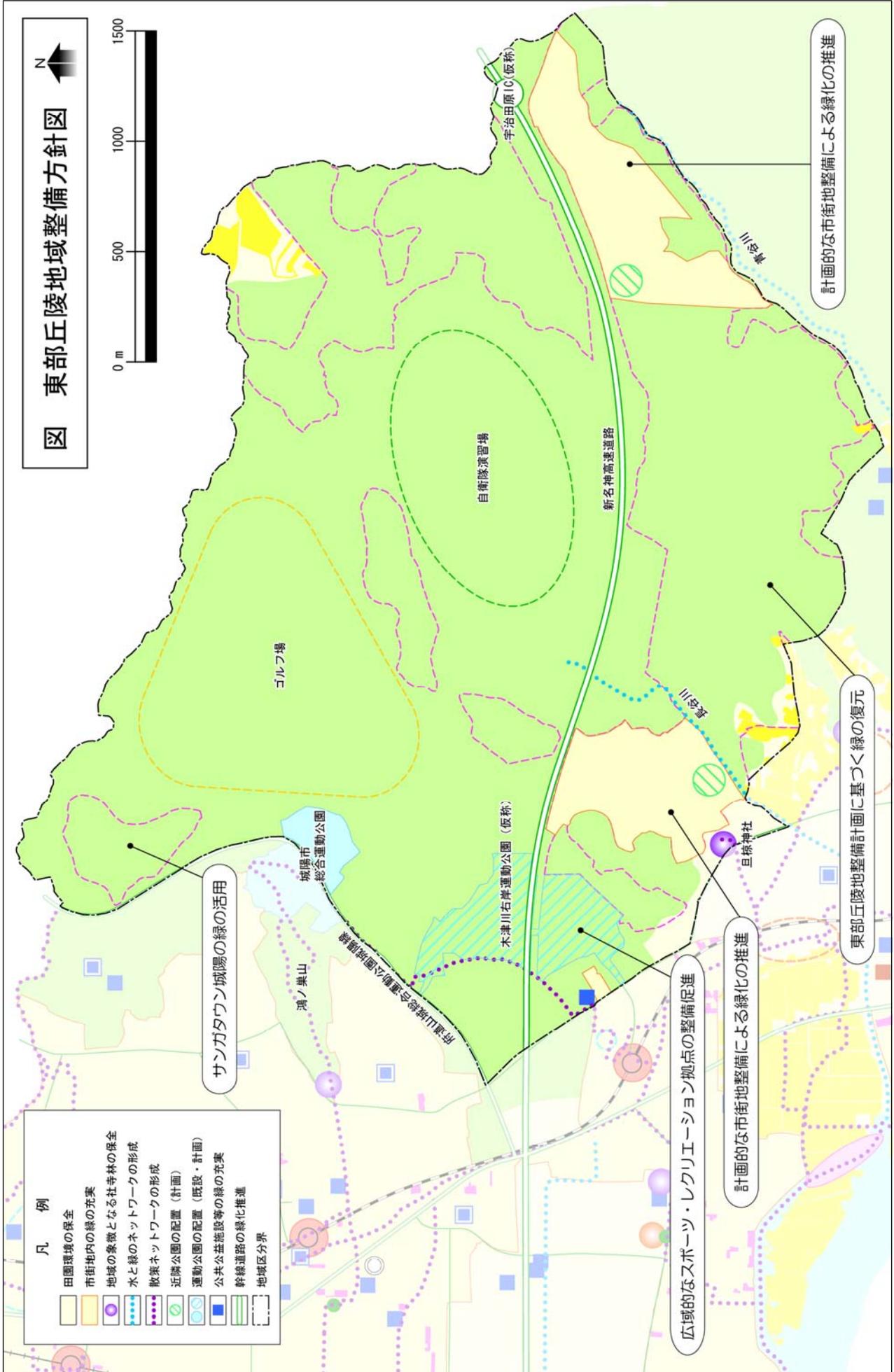
●地域の緑の整備目標

- ◆山砂利採取跡地の緑の修復
- ◆大規模プロジェクトに合わせた緑地整備
- ◆自然環境と調和・融合したスポーツ・レクリエーション機能の整備
- ◆環境と調和した新たな都市開発

(2) 東部丘陵地域の方針

基本方針	方 針
緑をまもる	<ul style="list-style-type: none"> ●東部丘陵地の森林環境の保全 ●地域の象徴となる巨椋神社などの社寺林の保全
緑をふやす	<ul style="list-style-type: none"> ●市街地内の緑とオープンスペースの確保 ●都市基幹公園の整備・充実 ●緑の路線軸となる府道山城総合運動公園城陽線の街路樹の保全 ●新名神高速道路の緑化の要請 ●地域の主要道路の緑化推進 ●まちの道路交通の玄関口となる緑の充実 ●周辺環境と調和した緑豊かな工業地の誘導 ●環境に配慮した安らぎ空間の創出
緑をいかす	<ul style="list-style-type: none"> ●スポーツ・レクリエーション拠点となる木津川右岸運動公園（仮称）の整備 ●広域的な防災拠点となる城陽市総合運動公園の機能強化 ●自然環境と調和したレクリエーション空間の創出 ●地域の防災拠点となる公共施設の整備 ●避難路となる道路の機能強化 ●長谷川の水辺空間を活かした都市景観形成
緑をむすぶ	<ul style="list-style-type: none"> ●長谷川の特徴を活かした水と緑のネットワーク形成 ●市街地内における緑のネットワーク形成 ●ピオトープ拠点と、これを補完する緑地空間によるエコロジカルネットワークの創出
緑をあいする	<ul style="list-style-type: none"> ●コミュニティセンターを核とした普及・啓発活動の推進 ●花いっぱい運動などの地域緑化活動の促進・支援

図 東部丘陵地域整備方針図



凡 例

- 田園環境の保全
- 市街地内の緑の充実
- 地域の象徴となる社寺林の保全
- 水と緑のネットワークの形成
- 散策ネットワークの形成
- 近隣公園の配置 (計画)
- 運動公園の配置 (既設・計画)
- 公共公益施設等の緑の充実
- 幹線道路の緑化推進
- 地域区分界

サンガタウナ城陽の緑の活用

広域的なスポーツ・レクリエーション拠点の整備促進

計画的な市街地整備による緑化の推進

東部丘陵地整備計画に基づく緑の復元

計画的な市街地整備による緑化の推進

第7章 緑化重点地区

7-1 緑化重点地区の設定

(1) 緑化重点地区の抽出

本市において重点的に緑化を推進する地区を「緑化重点地区」に設定します。

◆シビックゾーン

城陽駅から市役所、寺田駅、文化パーク城陽を含む本市の緑の中核エリア。

◆長池駅周辺ゾーン

長池駅周辺から整備中の木津川右岸運動公園(仮称)に至る新たな緑の玄関口となるエリア。

◆工業・流通ゾーン

新たな国土軸となる新名神高速道路、京奈和自動車道が交差する広域的な交通の要衝となるエリアであり、久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業をはじめとする計画的な市街地整備に伴い緑の創出を図るエリア。

◆東部丘陵地整備ゾーン

東部丘陵地の山砂利採取跡地で、新名神高速道路の整備や東部丘陵地整備計画に基づく市街地整備にあわせ、緑の修復を図るエリア。

◆新名神高速道路・沿道ゾーン

新名神高速道路およびその沿道で、本市を東西に通過する構造物が整備されるエリアであり、積極的な緑化により本市の都市環境や景観と調和を図るエリア。

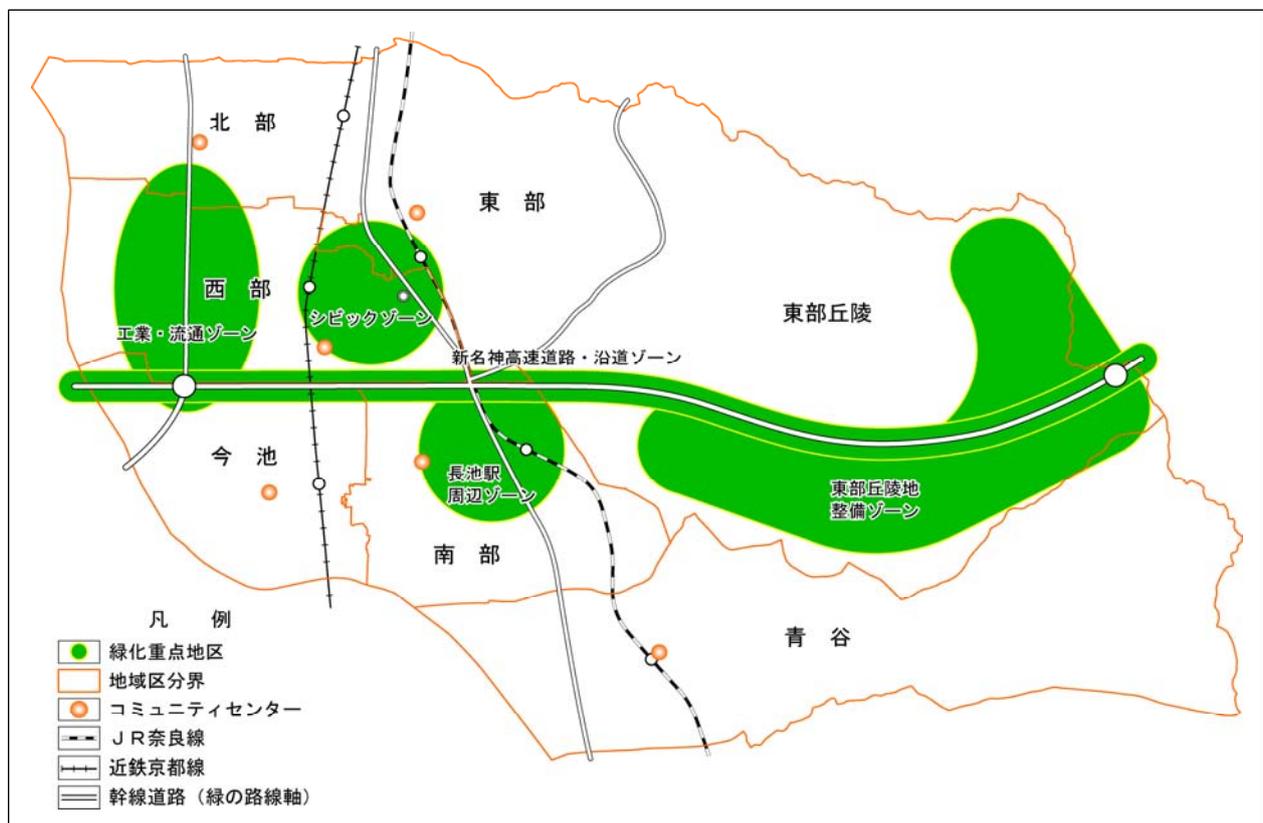


図7-1 緑化重点地区

(2) 設定地区の概況と設定の理由

設定した緑化重点地区について、その概況と設定の理由を以下に示します。

表 7-1 緑化重点地区の概況と設定の理由

地 区	概 況	設 定 の 理 由
シビックゾーン	<p>主要な公共施設や鉄道駅が立地しており、市の中心的ゾーンである。</p> <p>文化パーク城陽周辺において重点的な緑化が成されているが、連続性を持った緑化は成されていない。</p>	<p>市の“顔”となるゾーンであるが、市役所を中心とした緑の連続性が少なく、文化パーク城陽周辺から連続性を持たせた緑化の推進が必要であるため、緑化重点地区に設定する。</p>
長池駅周辺ゾーン	<p>長池駅周辺から整備中の木津川右岸運動公園（仮称）に至る一帯であり、駅周辺は住宅地・商業地となっている。</p>	<p>本市におけるスポーツ・レクリエーション機能の新たな“玄関口”“顔”として期待される地域であり、また、地域の歴史資源・商業機能等を活かした交流の創出が期待され、市民や来訪者に与えるインパクトが大きいいため、緑化重点地区に設定する。</p>
工業・流通ゾーン	<p>新たな国土軸となる新名神高速道路と京奈和自動車道が交差する、広域的に重要な交通の結節点であり、工業・流通機能の充実が期待されている。また、現在久世荒内・寺田塚本地区土地区画整理事業が進められている。</p>	<p>城陽 JCT.IC（仮称）の設置により来訪者を迎え入れる新たな玄関口となることから、本市の都市環境・景観の形成において優先度が高く、また、具体的に新たな市街地整備が進められているため、緑化重点地区に設定する。</p>
東部丘陵地整備ゾーン	<p>山砂利採取跡地は裸地が目立ち、連続的な自然環境や緑豊かな景観が損なわれている。</p> <p>現在新たな機能を有する市街地整備が計画されている。</p>	<p>自然環境の保全や防災など様々な観点から緑の修復が求められているゾーンである。また、宇治田原 IC（仮称）の設置により来訪者を迎え入れる新たな玄関口となることから、緑の修復や都市環境・景観の形成において優先度が高く、緑化重点地区に設定する。</p>
新名神高速道路・沿道ゾーン	<p>市域の東西に位置する城陽 JCT.IC（仮称）～宇治田原 IC（仮称）間の整備が進められている。その沿道は、JR奈良線以西は主に農地や工業・商業地となり、JR奈良線以東は主に山砂利採取跡地や丘陵地となっている。</p>	<p>新名神高速道路は本市を東西に通過する構造物となるため、その沿道を含めて、都市環境・景観の形成において優先度が高く、緑化重点地区に設定する。</p>

7-2 シビックゾーン

(1) 地区の現況

シビックゾーンは本市のほぼ中央に位置し、市役所や文化パーク城陽等の公共公益施設、城陽駅、寺田駅が立地する最も市民が集い交流する地区です。

また、古くからの集落が発展して市街地が形成されてきたまち並みが残されている箇所があるなど、落ち着いたある住宅地としての側面を持っています。

城陽駅前広場や寺田駅から文化パーク城陽周辺の道路が緑化され、緑による駅周辺環境が充実しつつあり、本地区の緑化推進の核となる施設として位置づけられます。

地区の東側には“緑のトンネル”を形成している水度神社参道の樹木が存在しており、将来にわたって保全したい貴重な樹木・樹林として地区の緑の象徴的存在となっています。

(2) 地区の主要課題

①都市中心核の機能向上

本地区は多くの人々が交流するまちの“顔”となるべき地区ですが、都市の中心核としては途上にあり、寺田駅前の整備や各施設間のネットワーク形成を図るなど、中心核としての機能を高めていく必要があります。

②狭あい道路で構成されている既成市街地

本地区には古くから市街地を形成してきた住宅地が存在し、現状において狭あい道路により街区が構成されているところが数多く見受けられることから、生け垣設置や庭先の緑化により良好な市街地環境を形成していく必要があります。

③交通量の多い幹線道路の緑化

本地区東側を南北に縦断する府道城陽宇治線は広域幹線道路である国道 24 号に接続する幹線道路であり、本市の中で最も交通量の多い道路です。このため、都市計画道路の整備等に併せた適正な緑化の推進を図り、道路沿道環境・景観の向上を図っていく必要があります。

(3) 緑化のテーマ

まちの“顔”となる緑あふれる中心市街地の形成

(4) 基本方針

～まちの“顔”となる緑の空間を整備する～

本地区に位置する主要な公共施設の周辺はもとより城陽駅および寺田駅周辺においてシンボル樹の配置や修景施設整備、サイン整備等を行い、人々が集まる中心部のイメージアップを図りつつ、まちの“顔”となる空間の形成を図ります。

～緑でつながる“シンボルロード”の形成を図る～

本地区の中心軸となる道路を“シンボルロード”として位置づけ、積極的かつ効果的な緑化を推進するとともに、特に歩行者に配慮した歩きやすい道路空間の形成を図ります。

～人が集う公共施設の緑化を推進する～

本地区に位置する市役所や文化パーク城陽をはじめとした主要な公共施設については、屋上・壁面緑化、駐車場緑化などの公共施設緑化のモデルとなるような緑化を図ります。

～緑あふれる住宅地を誘導する～

本地区の狭あい道路で構成されている既成市街地部については、生け垣等による緑化や市街地整備計画に併せた積極的な住宅地緑化を誘導します。

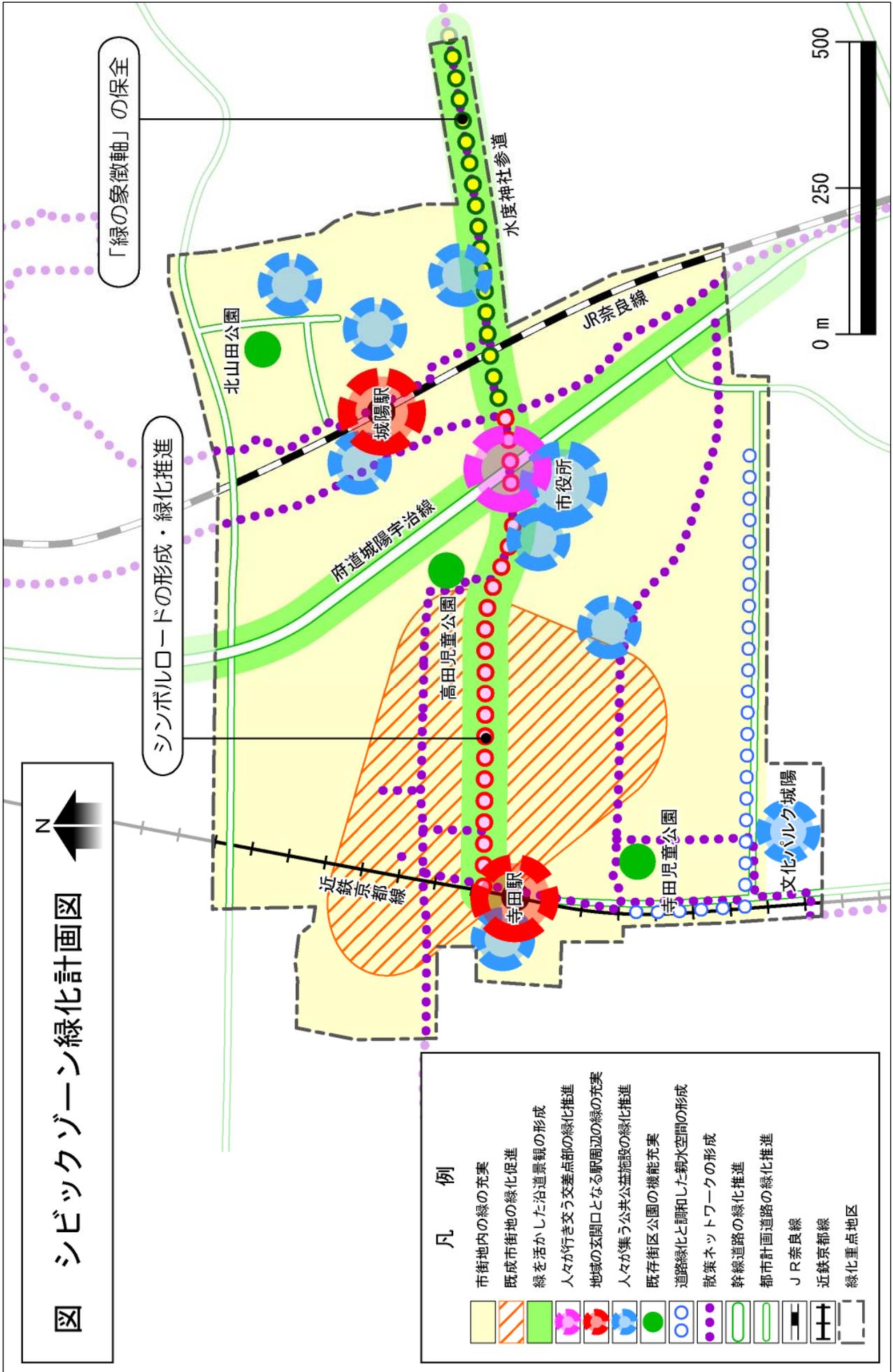
～象徴となる樹木を保全する～

本地区東側に位置し、「緑の象徴軸」として位置づけている水度神社参道において、“緑のトンネル”を形成している樹木の保全を図ります。

～緑を活かした幹線道路の沿道景観を誘導する～

本地区に計画されている都市計画道路の整備にあたっては、周辺の建物と調和した緑化を図るなど、良好な沿道景観の形成を誘導します。

図 シビックゾーン緑化計画図



凡 例

	市街地内の緑の充実
	既成市街地の緑化促進
	緑を活かした沿道景観の形成
	人々が行き交う交差点部の緑化推進
	地域の玄関口となる駅周辺の緑の充実
	人々が集う公共施設の緑化推進
	既存街区公園の機能充実
	道路緑化と調和した親水空間の形成
	散策ネットワークの形成
	幹線道路の緑化推進
	都市計画道路の緑化推進
	J R 奈良線
	近鉄京都線
	緑化重点地区

7-3 長池駅周辺ゾーン

(1) 地区の現況

長池駅周辺ゾーンは南部地域の東側に位置し、鉄道駅を核とした国道沿いに市街地が形成されている地区です。現在、長池駅は駅舎の橋上化とそれに伴う自由通路の整備が完了し、都市計画道路長池駅木津川右岸運動公園線の整備を進めています。また、地区東隣では木津川右岸運動公園（仮称）が整備中であり、このインパクトから長池駅を核とした新たな交流拠点の形成が期待される地区です。

地区西側には荒見神社の前面道路に樹木が存在しており、周辺と調和した良好な自然的景観を形成しているとともに、この荒見神社や森山遺跡といった歴史的資源が、地区の緑を構成する重要な要素となっています。

また、長池駅南側の府道上狛城陽線は旧大和街道として宿場町の名残があり、歴史的位置づけのある道路として貴重な存在となっています。

(2) 地区の主要課題

①木津川右岸運動公園（仮称）のインパクト

本地区の中心である長池駅は、現在整備中の木津川右岸運動公園（仮称）の玄関口として位置づけられます。このため、公園につながる都市計画道路長池駅木津川右岸運動公園線の駅前広場を含めた整備推進を図っており、広域的な位置づけのある公園のインパクトを受けた新たな交流空間の整備が必要です。

②国道 24 号沿道の都市環境・景観の向上

地区を南北に縦断する国道 24 号は本市の骨格的路線であり、最も交通量が集中する路線です。将来的には都市計画道路としての整備が計画されているため、沿道の商業・業務地を含めた緑化の推進・促進により、良好な沿道環境の形成を図る必要があります。

③自然的・歴史的資源の保全

本地区には森山遺跡や荒見神社などの社寺林といった自然的・歴史的資源に関わる緑が存在しており、これらについては本地区の象徴として将来にわたって守り育てていくことが必要です。

(3) 緑化のテーマ

人々が集い・賑わう 緑の交流空間の形成

(4) 基本方針

～木津川右岸運動公園（仮称）と連携する～

現在整備中の木津川右岸運動公園（仮称）の玄関口として、長池駅、駅前広場等の交流空間、都市計画道路長池駅木津川右岸運動公園線の一体的な緑化を推進し、木津川右岸運動公園（仮称）との連携を図ります。

～歴史的街道を活かした景観形成を図る～

長池駅南側の府道上粕城陽線は旧大和街道として宿場町の名残があるため、これらを活かした「緑と歴史の散歩道（緑のみち）」のサイン整備と連携しつつ良好な景観形成を図ります。

～緑を活かした幹線道路の沿道景観を誘導する～

交通量の多い国道 24 号沿道において積極的な緑化を促進するとともに、沿道に立地する商業施設等において積極的な緑化を促し、緑あふれる道路景観の形成を誘導します。

～緑による象徴空間を保全する～

荒見神社の社寺林は地区を象徴する緑の空間として保全に努め、その前面道路西側に存在する樹木については、都市計画道路との整合に留意しつつ保全に努めます。

～水辺環境を活かした親水空間を創出する～

本地区北側を流れる今池川の水辺環境を活かして、人々が水や緑を身近に感じることでできる親水空間の創出に努めます。

～緑を活かした快適な市街地を誘導する～

既存住宅地の緑化を推進するとともに、地区の公共施設のモデル緑化や市民参加による道路緑化を推進するなど、緑を活かした快適な市街地の形成に努めます。

7-4 工業・流通ゾーン

(1) 地区の現況

工業・流通ゾーンは本市の北西部に位置し、新名神高速道路城陽ジャンクション・インターチェンジ（仮称）の整備とあわせ、その立地条件を活かし、国道 24 号沿道に工業・流通系施設を立地誘導する地区とし、新たな産業拠点の形成が期待されています。

地区南部や地区の周辺には農地が広がり、木津川堤防へとつづく景観が見られることから、田園環境や景観と調和した緑豊かな市街地整備が求められる地区です。

(2) 地区の主要課題

①城陽ジャンクション・インターチェンジ（仮称）周辺の都市環境・景観の向上

城陽ジャンクション・インターチェンジ（仮称）は大阪・滋賀・奈良方面からの本市の玄関口となり、多くの来訪者が訪れることになることから、新名神高速道路および地区内の幹線道路の緑化により良好な景観を形成することが必要です。

②緑豊かな市街地の形成

整備が進む久世荒内・寺田塚本地区では、工業・流通および商業等の企業進出が予定されることから、公園や道路における緑化を進めるとともに、各事業所における敷地内の緑化を促進するなど、豊かな緑が感じられる市街地の形成が必要です。

③周辺の田園環境への配慮

国道 24 号沿道および城陽ジャンクション・インターチェンジ（仮称）の周辺においては、今後土地利用の可能性が高まることから、周囲の田園環境や自然環境との調和が必要です。

(3) 緑化のテーマ

まちの玄関口となる 緑の産業拠点の形成

(4) 基本方針

～来訪者を迎える緑の空間を形成する～

新名神高速道路および城陽ジャンクション・インターチェンジ（仮称）における積極的な緑化を要請します。また、地区を南北に縦断する国道 24 号および整備を進めている都市計画道路塚本深谷線は、本市中心部への路線軸として積極的に緑化に取り組むとともに、沿道の事業所の緑化を誘導するなど、来訪者を迎え入れる本市の玄関口にふさわしい良好な空間の形成を推進します。

～緑を活かした潤いのある工業地・商業地を誘導する～

久世荒内・寺田塚本地区をはじめ新たに整備される市街地については、地区計画や緑地協定等の制度を活用し、計画的で潤いのある緑化の誘導に努めます。

～人々が集う公園を整備する～

本地区が位置する北部地域、西部地域は 1 人あたりの都市公園面積が他地域に比べ少ないため、市街地整備にあわせた公園整備を推進します。

～周辺の自然環境・田園環境との調和を図る～

市街地整備にあたっては、無秩序な開発を抑制した計画的な整備を推進し、周囲の田園環境や自然環境との調和に配慮した景観形成を図ります。

図 工業・流通ゾーン緑化計画図



凡 例

-  緑豊かな市街地の形成
-  緑を活かした沿道景観の形成
-  人々が行き交う交差点部の緑化推進
-  来訪者を迎える緑の空間の形成
-  街区公園の整備
-  親水空間の創出
-  散策ネットワークの形成
-  幹線道路の緑化推進
-  都市計画道路の緑化推進
-  緑化重点地区

地区計画制度等を活用した緑化促進

周囲の環境と調和した
計画的な市街地の形成

新名神高速道路・城陽JCT.IC(仮称)の
積極的な緑化の要請

新名神高速道路

城陽JCT. IC(仮称)

国道24号

古川

7-5 東部丘陵地整備ゾーン

(1) 地区の現況

東部丘陵地整備ゾーンは東部丘陵地に位置し、東部丘陵地整備計画に基づく新たな市街地の整備や新名神高速道路の整備が進められており、環境の回復や土地利用の転換、複合的な機能の導入を図る地区とされています。

山砂利採取跡地では裸地が目立ち、防災や景観、動植物の生息の観点から、また、市民の関心が高いことから早急な環境の回復が求められています。

地区西隣では木津川右岸運動公園（仮称）が整備中であり、その近隣地区として、先行整備長池地区が位置づけられています。また、地区東部では、宇治田原インターチェンジ（仮称）周辺地区として先行整備青谷地区が位置づけられており、これらの市街地整備にあわせてまとまった公園・緑地の形成が求められています。

(2) 地区の主要課題

①自然環境の回復と周辺の自然環境との調和

山砂利採取跡地における埋め戻し事業を積極的に推進し、環境の回復を早急に進める必要があります。また、地区内を長谷川が縦貫し、周囲の森林は近郊緑地保全区域、保安林区域、地域森林計画対象民有林に指定されているため、適切な保全を図りながら整備を行う必要があります。

②緑豊かな市街地の形成

市街地整備においては、工業・流通、福祉、住宅、公園などの新たな機能が導入されることから、公園・緑地、幹線道路沿道における緑化を進めるとともに、公共施設や各事業所における敷地内の緑化を促進するなど、豊かな緑が感じられる市街地の形成が必要です。

③近隣の都市機能との連携

現在整備中の木津川右岸運動公園（仮称）との近接性を活かし、木津川右岸運動公園（仮称）と一体となった緑の確保が必要です。また、地区南隣には府立心身障害者福祉センター等の福祉施設が集中して立地していることから、健康づくりや心身のリフレッシュの観点から、これら施設の利用しやすい環境の形成が必要です。

(3) 緑化のテーマ

本市のモデルとなる緑の回復エリアの形成

(4) 基本方針

～緑を活かした本市のモデルとなる市街地を形成する～

周囲を森林に囲まれるとともに、木津川右岸運動公園（仮称）に隣接するなど、緑が豊富な地区であることから、地区内の公共施設の積極的な緑化を推進するとともに、事業所や住宅等の民有地の緑化を誘導するなど、本市のモデルとなる市街地を形成します。

～緑が豊かな工場緑化を誘導する～

新たに整備される市街地については、地区計画や緑地協定等の制度を活用し、計画的で潤いのある緑化の誘導に努めます。

～人々が集う公園を整備する～

先行整備地区においては、子どもからお年寄りまで誰もが利用しやすく、市民のニーズに合致した公園の整備を推進します。

～緑を活かした幹線道路の沿道景観を誘導する～

将来的に整備が見込まれる新名神高速道路および宇治田原インターチェンジ（仮称）における積極的な緑化を要請します。また、地区内の道路においては、周辺環境と調和した緑化を図るなど、良好な沿道景観の形成を誘導します。

～周辺の自然環境・森林環境との調和を図る～

市街地整備にあたっては、東部丘陵地整備計画に基づき適正な開発を誘導するとともに、周囲の自然環境や森林環境の保全を図ります。

また、周囲の森林や河川、自然環境については、市民や来訪者が身近にふれあえる環境の整備を図ります。

～市民協働により森を復元する～

植樹やビオトープづくりなどを市民との協働で行うなど、自然豊かで生物多様性の高い環境の復元を目指します。

図 東部丘陵地整備ゾーン緑化計画図

凡 例

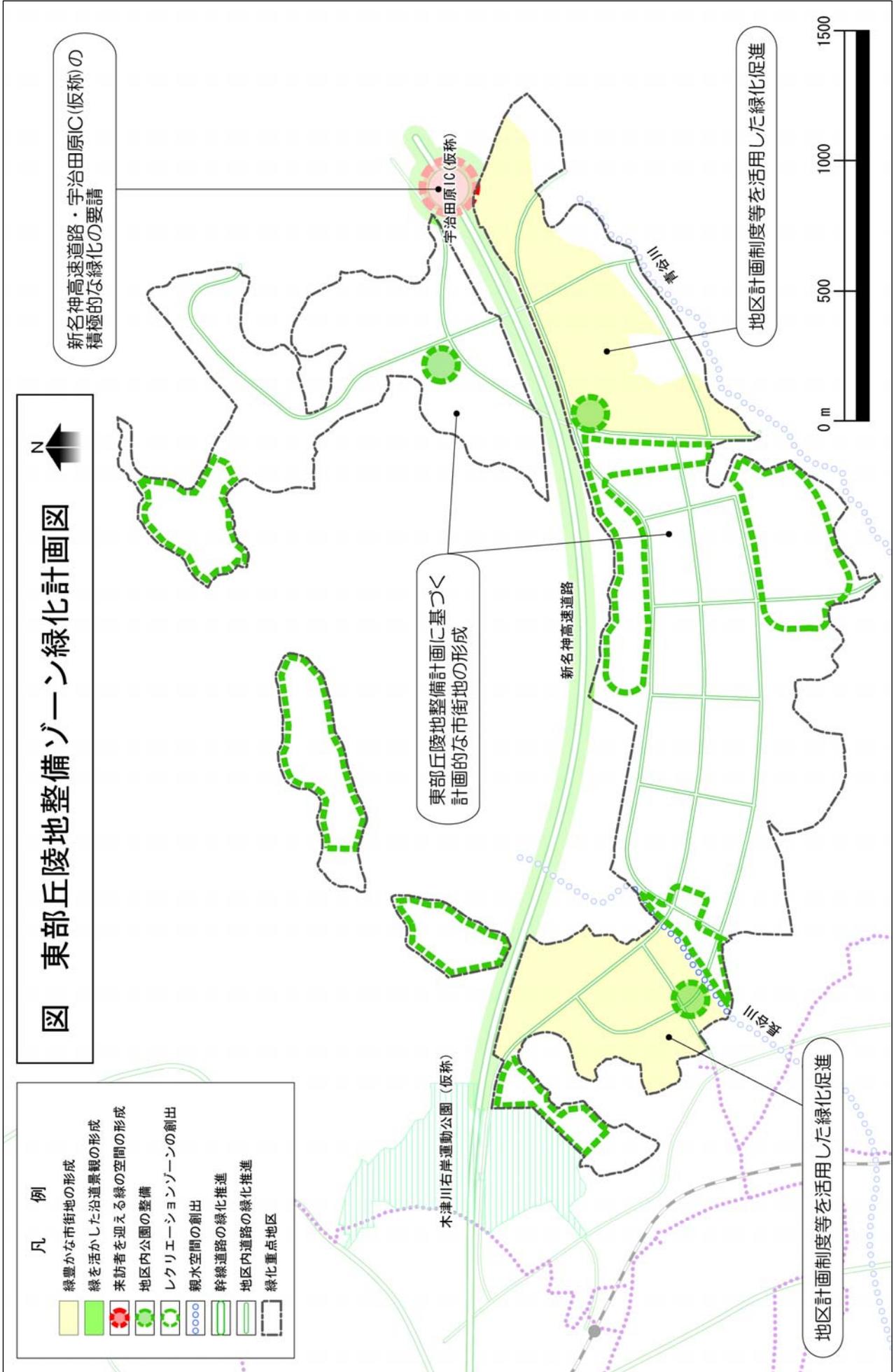
- 緑豊かな市街地の形成
- 緑を活かした沿道景観の形成
- 来訪者を迎える緑の空間の形成
- 地区内公園の整備
- レクリエーションゾーンの創出
- 親水空間の創出
- 幹線道路の緑化推進
- 地区内道路の緑化推進
- 緑化重点地区

新名神高速道路・宇治田原IC(仮称)の積極的な緑化の要請

東部丘陵地整備計画に基づく計画的な市街地の形成

地区計画制度等を活用した緑化促進

地区計画制度等を活用した緑化促進



7-6 新名神高速道路・沿道ゾーン

(1) 地区の現況

新名神高速道路・沿道ゾーンは現在整備中の新名神高速道路とその沿道一帯の地区であり、本市のほぼ中央を東西方向に横断して位置しています。

地区西側では城陽ジャンクション・インターチェンジ（仮称）、地区東側では宇治田原インターチェンジ（仮称）、東部丘陵地内では木津川右岸運動公園（仮称）の整備や東部丘陵地整備計画に基づく市街地整備が進められており、今後のまちづくりにおいて、新たな国土軸である新名神高速道路のメリットを最大限に活かした周辺地域の活性化を目指しています。

新名神高速道路は東西方向に通過する建造物であり、また、その沿道には農地や森林が残っていることから、都市の環境や緑と調和したバランスのとれた土地利用が求められる地区です。

(2) 地区の主要課題

①新名神高速道路およびジャンクション・インターチェンジ周辺の都市環境・景観の向上

新名神高速道路および城陽ジャンクション・インターチェンジ（仮称）、宇治田原インターチェンジ（仮称）は、今後、多くの市民や来訪者に利用されることから、側道等を含めた緑化により良好な景観を形成することが必要です。

②周辺の田園環境・森林環境への配慮

東部丘陵地以西の新名神高速道路およびその地上面を通過する国道 24 号、城陽ジャンクション・インターチェンジ（仮称）の周辺においては、今後土地利用の可能性が高まることから、周囲の田園環境や自然環境との調和が必要です。また、東部丘陵地内では周囲の森林環境に配慮した整備とする必要があります。

(3) 緑化のテーマ

都市環境・景観と調和した 連続した緑の形成

(4) 基本方針

～新名神高速道路の積極的な緑化を図る～

新名神高速道路の整備にあたっては、緑化に関する最新の知見や技術の導入により、インターチェンジや側道における十分な植栽帯の確保、環境に配慮した法面緑化等を要請し、連続性のある緑の形成に努めます。

～周辺の自然環境・森林環境との調和を図る～

東部丘陵地以西の新名神高速道路および国道 24 号、城陽ジャンクション・インターチェンジ（仮称）周辺の土地利用については、無秩序な開発を抑制し、農地等の保全または十分な緑地を確保した業務施設等の配置など、周囲の自然環境との調和に配慮した景観形成を図ります。

また、東部丘陵地内の整備においては、木津川右岸運動公園（仮称）の整備や東部丘陵地整備計画と連携しつつ、周囲の森林環境の適正な保全を図ります。

図 新名神高速道路・沿道ゾーン緑化計画図



- 凡 例
- 緑豊かな市街地の形成
 - 緑を活かした沿道景観の形成
 - 来訪者を迎える緑の空間の形成
 - 親水空間の創出
 - 新名神高速道路の緑化の要請
 - J R 奈良線
 - 近鉄京都線
 - 緑化重点地区

環境に配慮した道路
法面の緑化の要請

城陽JCT. IC(仮称)の
積極的な緑化の要請

周囲の環境と調和した
土地利用の形成

宇治田原IC(仮称)の
積極的な緑化の要請

城陽市緑の基本計画

発行日 : 平成25年4月

発行 : 城陽市まちづくり推進部都市計画課

〒610-0195

京都府城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

Tel 0774-56-4066 Fax 0774-56-3999